

文應學士 田中萃一郎撰

# 東邦近世史

下卷

東京 丸善株式會社



# 東邦近世史下卷

## 目次

緒言.....一

第一章 日本の開國日清交渉の初期(西紀一八五三—西紀一八七九).....一〇

第一節 ベルリの和親條約.....一〇

第二節 ハルソネの通商條約.....一八

第三節 英艦の鹿兒島砲撃.....二四

第四節 馬關の戦争.....三一

第五節 幕末の外交.....四三

第六節 明治初年の外交.....五三

第七節 日清條約臺灣事件沖繩問題.....五八



220  
Tappett  
(t)

It seems generally agreed that a promise is binding in the inverse ratio of the numbers to whom it is made; for which reason it is that we see many persons break promises without scruple that are made to a whole nation, who keep their faith religiously in all private engagements, breaches of promise towards the stronger party being committed at a man's own peril; on the other hand, the only parties interested in the promises of an author are his readers, and these it is a point of modesty in any author to believe as few as possible — or perhaps only one, in which case any promise imposes a sanctity of moral obligation which it is shocking to think of.

— De Quincey.



219268



第二章 支那長毛賊の平定竝に英佛の北清遠征(西紀一八五三—西紀一八六四)…………… 六七

第一節 鄉勇の勤王…………… 六七

第三節 賊勢の頓挫…………… 七六

第三節 天津條約…………… 八八

第四節 北京和約…………… 九八

第五節 賊勢の再燃…………… 一一一

第六節 常勝軍の戦功…………… 一一九

第七節 南京の克復…………… 一三三

第三章 露國東方侵略の第二期(西紀一七三二—西紀一八七五)…………… 一四〇

第一節 侵略中止時代…………… 一四〇

第二節 近古紀に於ける日露の交渉…………… 一四八

第三節 黒龍江地方經略…………… 一六〇

第四節 英佛艦隊の堪察加攻撃…………… 一七四

第五節 黒龍江流域併吞…………… 一八六

第六節 薩哈連島略取…………… 一九九

第四章 英領印度の土民兵叛亂竝に英王直轄西紀一八五六—西紀一八七七)…………… 二〇八

第一節 叛亂前の形勢…………… 二〇八

第二節 叛亂の蜂起…………… 二一四

第三節 叛徒の猖獗…………… 二二一

第四節 叛亂の鎮定…………… 二三一

第五節 英國王室の印度直轄…………… 二四二

第六節 シタナ征討竝にブータン戦役…………… 二四九

第五章 中亞に於ける英露衝突の第二期(西紀一八五四—西紀一八八七)…………… 二六〇

第二節 西紀一八五六年の波斯戦役…………… 二六〇



第二章 阿富汗帝國の内亂……………二六五

第三章 露國の中亞諸汗國侵略……………二七四

第四章 英國とペルシアとノ關係……………二九一

第五章 第二次阿富汗戰役前ノ形勢……………二九六

第六章 第二次阿富汗戰役並ニ其結果……………三〇五

第七章 露國ノトルクマニア征服……………三二〇

第六章 捻匪回匪ノ平定並ニ中亞ニ於ける清露ノ衝突

(西紀一八六四—西紀一八八一)……………三三二

第一節 捻匪ノ平定(西紀一八六四—西紀一八六八)……………三三二

第二節 貴州ノ苗匪(西紀一八五四—西紀一八七二)……………三三五

第三節 雲南ノ回匪(西紀一八五五—西紀一八七三)……………三四四

第四節 關隴ノ回匪(西紀一八六二—西紀一八七三)……………三五三

第五節 阿古柏帕夏ノ割據……………三六五

第六節 新疆ノ收復……………三七三

第七節 伊犁ニ於ける清露ノ衝突……………三八〇

第八章 天津事件及雲南事件……………三八五

第七章 印度支那侵略ノ第二期並ニ清佛戰爭(西紀一八五二—西紀一八八六)

第一節 俄國ノ下交趾兼併……………三九〇

越南(安南)阮氏世系……………三九一

第二節 佛國東京經略ノ第一期……………三九八

第三節 東京問題ノ再燃……………四〇四

第四節 清佛交戰……………四一六

第五節 佛領印度支那ノ組織……………四二八

第六節 英國ノ緬甸併吞……………四三四

第八章 朝鮮ノ開國並ニ日清交渉ノ第二期(西紀一八六四—西紀一八九五)

第一節 佛米兩國ノ朝鮮遠征……………四四四



朝鮮王室世系……………四四六

第二節 朝鮮の開國……………四五八

第三節 壬午甲申の亂……………四六六

第四節 清佛戦争後の清國……………四七六

第五節 日清開戦前の形勢……………四八五

第六節 日清交戦……………四九四

第七節 下の關係……………五〇八

第八節 三國の干渉遼東の還付……………五一七

第九章 現代紀元於ける南洋侵略(西紀一八五三—西紀一九〇〇)……………五二二

第一節 英國と馬來半島……………五三三

第二節 英國とボルネオ(婆羅)……………五二九

第三節 濠洲聯邦の組織……………五三六

第四節 蘭領東印度と亞珍王國……………五四三

第五節 佛國の經略……………五四八

第六節 獨逸の經略とサモア列島の分割……………五五四

第七節 米國の布哇兼併……………五六六

第八節 米國の比律賓列島征服……………五七六

第十章 第十九世紀末に於ける東洋の形勢(西紀一八八八—西紀一九〇〇)……………五八五

第一節 帕米爾境界問題……………五八五

第二節 緬甸戰役後の英領印度……………五九四

第三節 湄公河上境界問題……………六〇四

第四節 日清戰役後の清國……………六一四

第五節 現代紀清國帝室略系……………六一五

第六節 朝鮮と日露……………六四三

第六節 日清戰役後日本の地位……………六五〇

附録……………六五三



目次

第一 和漢洋對曆表……………六五七

第二 日支葡西英蘭佛露獨米君主年表……………六六五

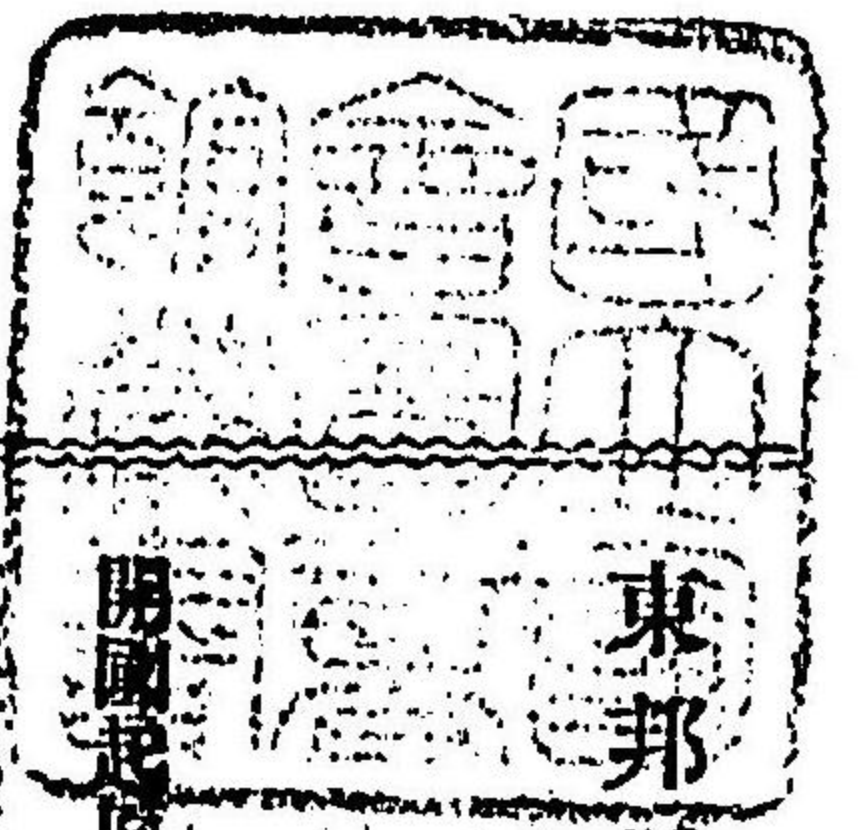
第三 成豐同治年間清國地方大官更迭表……………六六七

目次終

東邦近世史下卷引用並參考書目

第一、和漢書籍

勝安房	三冊	明治二六年	東京
朱孔彰	六冊	光緒二四年	蘇州
英スキンホー著 寫作編詳等譯	一冊	明治七年	東京
王之春	六冊	光緒二二年	上海
錢助	二冊	光緒元年	上海
參謀本部	二冊	明治二五年	東京
東邦協會	一冊	明治二七年	東京
佛エム・エス著 支那調査會譯	一冊	明治三四年	東京
佐藤宏	一冊	明治三二年	東京
參謀本部	一冊	明治二六年	東京



開國通原

成豐以來功臣別傳三〇卷(漸學館叢書)

北支那戰爭記

國朝通商始末記二〇卷(舊名國朝洋務委選記)

吳中平寇記八卷(申報館叢書)

同治四年二月の著者自序あり

西伯利地誌

支那彙報(東邦叢書)

支那現勢論

支那新論

支那地誌蒙古部

第二、和漢書籍



第一、和漢書籍

湘軍記二〇卷

王 定 安

八冊

光緒十五年

南京

道光三〇年より光緒一三年に至る湘軍即ち湖南撫勇の戦功を記せる清朝の近世戦史なり

出使公牘一〇卷

薛 福 成

八冊

光緒二十三年

上海

著者は曾て公使として英京に駐劄せり此書は光緒一六年乃至一十九年の著者の公文を集めしものにして帕米爾問題、緬甸境界問題等に關する史料を收む

清佛海戰日記

仁 禮 敬 之

一冊

明治二十七年

東京

清佛戰爭記拔萃第壹卷

佛シユック・ド・ロンレイ著  
小澤 裕 耶 譯

一冊

明治二十五年

東京

曾文正公年譜一二卷(中報館叢書)

黎 庶 昌

六冊

光緒二十三年

上海

大清一統輿圖一六卷

胡 林 翼 等

六冊

光緒二十四年

上海

一に皇朝中外一統輿圖とも稱す此は大本を縮刷せるものなるが石印なればさまでに不便なく本書の讀者は是非一本を備へられたし價は壹圓叁拾錢位なり

大清會典一〇〇卷

履 親 王 等

六冊

光緒二十五年版

上海

臺灣諸島誌

小 川 琢 治

一冊

明治二十九年

東京

臺灣戰役

福シユエマツヘル著  
字津木 信 夫 譯

一冊

明治二十九年

東京

臺灣島史

岡 田 謙 吉 著

一冊

明治三十一年

東京

蕩平髮逆圖記三二卷

四冊

光緒十四年

上海

此書の本文は全く同治四年湖北省官撰平定粵寇紀略を引用せり但し撰者は最初より此書を撰るしを以て敢て彼を掲げず平定粵寇紀略は十冊本あり

中亞細亞紀事

西 德 二 郎

二冊

明治十八年

東京

中越東西定議全界約文(漸學叢書)

孫 傳 鳳

一冊

光緒二十五年

蘇州

中俄交涉記四卷

楊 念 勛

四冊

光緒二十二年

上海

光緒一三年楊榕の序あり扉部に於ける曾紀澤の跋列罪記を録す

中東戰紀本末

米 林 樂 和

八冊

光緒二十三年

上海

雲軍紀略一六卷(中報館叢書)

陳 昌

六冊

光緒二十三年

上海

雲軍とは粵匪平定に大功ある四川の趙超が部下を云ふ此書は道光三〇年其初めて従軍せる時より光緒七年までの戦功を記ししものにして光緒八年李鴻藻の序並に陸潤庠の跋あり

朝鮮彙報(東報叢書)

東 邦 協 會

二冊

明治二十六年

東京

條約彙纂

外 務 省

二冊

明治二十七年

東京

訂條約彙纂

外 務 省

二冊

明治三十三年

東京

比四馬 獨逸帝國史

獨ハンス・ツェルム著  
隈本 雨 谷 白石 譯

三冊

明治三十一年

東京

第二、和漢書籍



第一、和漢書籍

湘軍記二〇卷

道光三〇年より光緒一三年に至る湘軍即ち湖南楊勇の戦功を記せる清朝の近世戦史なり

王定安 八冊 光緒一五年 南京

出使公牘一〇卷

著者は曾て公使として英京に駐劄せり此書は光緒一六年乃至一十九年の著者の公文を集めしものにして帕米爾問題、緬甸境界問題等に関する史料を收む

薛福成 八冊 光緒二三年 上海

清佛海戰日記

清佛戰爭記拔萃第壹卷

仁禮敬之 一冊 明治二七年 東京  
佛ツエケド・ロンレイ著 小澤松耶譯

曾文正公年譜一二卷(申報館叢書)

黎庶昌 六冊 光緒三年 上海

大清一統輿圖一六卷

一に皇朝中外一統輿圖とも稱す此は大本を縮刷せるものなるが石印なればさまで不便なく本書の讀者は是非一本を備へられたし價は壹圓拾錢位なり

胡林翼等 六冊 光緒二四年 上海

大清會典一〇〇卷

履親王等 六冊 光緒二五年版 上海

臺灣諸島誌

小川琢治 一冊 明治二九年 東京

臺灣戰役

國シユマツヘル著 宇津木信夫譯 一冊 明治二九年 東京

臺灣島史

吉國藤吉譯者 一冊 明治三一年 東京

蕩平髮逆圖記二二卷

此書の本文は全く同治四年湖北省官撰平定粵寇紀略を引用せり但し撰者は最初より此書を用ひしを以て致て彼を掲げず平定粵寇紀略は十冊本あり

四冊 光緒一四年 上海

中亞細亞紀事

西德二郎 二冊 明治一八年 東京

中越東西定議全界約文(漸學叢書)

孫傳鳳 一冊 光緒二五年 蘇州

中俄交涉記四卷

光緒一三年楊格の序あり羅都に於ける曾紀澤の談判筆記を録す

楊念勳 四冊 光緒二三年 上海

中東戰紀本末

米林爾和 八冊 光緒二二年 上海

霆軍紀略一六卷(申報館叢書)

霆軍とは粵匪平定に大功ある四川の鮑超が部下を云ふ此書は道光三〇年其初めて従軍せる時より光緒七年までの戦功を記し

陳昌 六冊 光緒二二年 上海

朝鮮彙報(東邦叢書)

東邦協會 二冊 明治二六年 東京

條約彙纂

外務省 一冊 明治一七年 東京

訂條約彙纂

外務省 二冊 明治三三年 東京

比四馬 獨逸帝國史

獨ハンス・アルム著 阪本雨谷白石譯 三冊 明治三二年 東京

第二、和漢書籍



第二、和漢書籍

四

東華續錄成豐朝一〇〇卷

王先謙

二四冊 光緒十九年

紹興

東華續錄同治朝一〇〇卷

王先謙

二四冊 光緒二十四年

上海

東邦關係

渡邊修二郎

一冊 明治二十七年

濱松

南洋之風雲

比本藤田

一冊 明治三十四年

東京

南島沿革史論

弊原坦

一冊 明治三二年

東京

日本幽囚實記

藤田源一郎

一冊 明治二七年

東京

幕府衰亡論

田邊太一

一冊 明治二五年

東京

幕末外交談

引田利章

四冊 明治二〇年

東京

佛安關係始末

劉胡然

一〇冊

東京

平定關隘紀略二三卷

劉胡然

一〇冊

東京

平定關隘紀略一三卷

劉胡然

一〇冊

東京

平定關隘紀略一六卷(申報館叢書)

陳泰

四冊 光緒元年

上海

同治一三年浙江巡撫楊昌濬の序あり此書は寧波咸豐一二年左宗棠の入浙に起して皖南江西四省に於ける其軍功を併叙す

最後に許瑞光の跋辭に本きて前事を記す

あり

此書は寧波同治元年張逆の陝西を侵しし時に起し及び左宗棠陝甘總督在職中の武功を述べしものなり光緒一三年楊昌濬の序あり

奉使日本紀行

青地盈譯

一二冊 寫本

日露 北海通史稿

岡本柳之助

一冊 明治三二年再版東京

瑣牘偶存(漸學叢書)

李金鏞

光緒二五年 蘇州

馬來半島事情

二宮峰男

一冊 明治三一年 東京

滿洲地誌

參謀本部

一冊 明治二七年 東京

明治史要

修史局

三冊 明治一八年 東京

ルーカス氏英國殖民誌

臺灣總督府譯

一冊 明治三一年 臺北

灌軍平捻記一二卷(申報館叢書)

周勃

四冊 光緒三年 上海

同治四年三月より同七年七月までの事を記す

第二、新聞雜誌

日本開國記事

佛アルフレ・ルー

史學 界二の六七、 明治三三

英寇來襲鹿島港砲撃記略

宮本平九郎譯

東邦協會報告三、三三。 二六

馬關海戰紀

此編は二三年一〇月發行水交社記事號外吉田直温編赤間關海戰紀事に依りしものなりなほモツスマン氏新日本誌に一八九二

年四月發行センチニリ紙上グラフィクス氏論文を參考す可し 東邦報告五。 二四

第二、新聞雜誌

五



第二、新聞雜誌

六

- 副島伯爵經歷偶談 東邦協會報 四二、四三、明治三〇—三二
- サー・ハーリー・パックス 柴 舟 東京經濟雜誌 七三—七八四 二八
- 佛蘭西帝國の支那遠征 東邦會報 五、六 二七—三八
- 六十年間海上權力 英レランド原著 同 四〇、四一 三〇
- 黒龍江地方侵略史 煙山專太郎 外交時報 二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三
- ウラゲミール一六八頁以下の抄録なり
- 太平洋に於ける吾人の問題 露マクシモフ著 烏居忠恕譯 東邦會報 一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
- 露國對外政策史 烏居忠恕譯 同 三五、三九、四〇、三〇—三二、三三、三四、四八、三〇—三二
- 樺太懷古 煙山專太郎 外 交 八、二四、三一—三三、三二、三三
- 波斯に於ける英露衝突の由來 長瀬鳳輔 同 二—三、三三
- 英露兩國に對する阿富汗の歴史的關係 同 上 史 學 界 一、二、三、四、五、七、三三
- 東京戦役の記念 陸 軍 省 偕行社記事 八〇、八四、九〇、二五
- 北洋戦役興化及宣光占領の記事なり

於印度支那佛國人(未完)

同 二八、二六、二六—二七

清佛福州戰爭見聞記事

二七年偕行社記事一三七乃至一三九號に掲載せる米人セームス・エフ・ロツチ氏にエル・エル・カウエン原著清佛福州戰爭見聞録による 東邦會報 二 二七

佛領印度支那拓殖誌

佛ド・ラネツソン著 拓殖後大臣官房文書課譯 殖民協會報 五〇—六六 三〇—三一

朝鮮に於ける歐米人の失敗

グリフニス原著 東邦會報 七、八 二八

二八年發行水交社記事號外朝鮮開化の起原を抄録せるものにしてハイミット・ネーション第三編の概要なり

朝鮮と列國との關係を論じて我國對外策の氣勢に及ぶ

稻垣萬次郎 東邦報告 三四、三六、三七

徳川幕府初代に於ける朝鮮との修交貿易

三井大作 史學雜誌 九の二二、二五、三一—三三

東巡日記

丁 汝 昌 東邦會報 二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

水交社記事にも出づ

支那に關する所見

檜原陳政 同 一三、二八

第三、新聞雜誌

七



第二、新聞雜誌

八

日清戰役間清軍の狀況	青木宣純	行一五三、一五四。	明治二九
鴨綠江外の海戦に就て	米ハーマート原著	東邦會報八。	二八
日清交戦收局始末		東京日々新聞 <small>五月二十七日より 六月二十九日に至る</small>	二八
東洋波瀾殷鑒錄	東邦會報	三一—三五。	二八
日清交戦に於ける國際公法	英ホルランド原著	東邦會報一七。	二八
東亞之將來	獨ホントラント原著	東邦會報一八、一九。	二九
日清外交書類集	同	二〇、二二。	二九
馬來半島保護政略近狀一斑	同	一六。	二八
馬來半島南部西岸諸國巡察記	齋藤 幹	殖民會報二六、二七、二〇、二七—二八	三三
<small>香港、英領麻拉加、ネグリ・センピラン、セランゴール、パララ諸國の事を記す</small>			
北ボルネオ會社	河合弘民	臺灣協會會報一九、二二。	三三
蘭領瓜哇殖民制度	和蘭公使館報告	同 一五。	三三
新希伯利群的島英佛交渉始末	河合弘民	殖民會報五。	二六
獨逸殖民政策	河合弘民	臺 灣五、六。	三二

サモア事件	宮本平九郎	外 交二〇—二二。	三二
サモア島に關する英獨協商	同 上	同 二四。	三三
千八百九十三年布哇島國革命紀要	米アレクサンダー原著	東邦會報三一、三二、三四、 三六、三七、三八。	三〇
<small>原書は千八百九十六年の出版なり</small>			
馬尼刺内地紀行		殖民會報三六—五〇。	二九—三〇
<small>フォーアマンの抄譯なり</small>		同 六〇、六一。	三二
馬尼刺事情	英テローア原著	東邦會報五五。	三三
太平洋に於ける將來の爭奪		東邦報告三七、三八。	二七
雲南領地創盛近狀一斑		東邦會報三六—三九。	三〇
暹羅紀要	英グリンドロッド原著		
<small>原書は千八百九十五年の出版なり</small>			
暹羅王國領地創盛紀略		東邦報告二八、三二、 三三、三五。	二六—二七
清露秘密條約及滿洲鐵道旅順口大連灣	有賀長雄	外 交三。	三二
對西伯利亞鐵道論	佐藤 宏	外 交一六、一七。	三三
支那と列強	佛エルク・ボリウ著 宮本平九郎譯	外 交一八—二〇。	三三

第二、新聞雜誌

九



第二、新聞雜誌

一〇

極東事件に於ける日本の態度	有賀長雄	外 交 <sup>一</sup>	明治三一
膠州灣占奪記事		東邦會報 <sup>四三〇</sup>	三一
清國に於ける天主教	有賀長雄 宮本平九	外 交 <sup>三〇</sup>	三三
旅順口威海衛に關する外交公文		外 交 <sup>五、六</sup>	三一
フルーベック一八九八年清國第一冊の反譯なり		東邦會報 <sup>五九六〇</sup>	三三
支那に關する外交通信		フルーベック一八九九年清國第一冊の抄譯にして主として膠州灣に關するものを收む	
義和團匪變亂概略		東邦會報 <sup>七二七三</sup>	三三
ペレグノーード清國紀行		同	三三
マリンマン・マン・マン・マンの抄譯なり			
朝鮮要報	中村 誠南	東京經濟 <sup>七九七以下</sup>	二八一
朝鮮に於ける日露關係の近狀	風 風 山人	外 交 <sup>二六</sup>	三三
征臺史	鶴 城 居士	東京經濟 <sup>七三三—八三三</sup>	二八一—二九
官 報			

第三、歐文書籍

Alexander, W. C.—A Brief History of the Hawaiian People. New York. 1892.

Atteridge, A. Hilliard.—The Wars of the Nineties. London. 1899.

Beresford, Lord Charles.—The Break Up of China. N. Y. 1899.

Boulger, D. C.—The History of China. 2 vol. New ed. Lond. 1898.

Brandt, M. von.—33 Jahre in Ost-Asien. 3 Bde. Leipzig. 1901.

———. Drei Jahre Ostasiatischer Politik. Stuttgart. 1897.

Brine.—Taeping Rebellion. Lond. 1862.

Browne, E. C.—The Coming of the Great Queen. Lond. 1888.

Campbell, J. G. D.—Siam in the Twentieth Century. London. 1902.

Cobbold, Ralph.—Innermost Asia. N. Y. 1900.

Colquhoun, A. R.—China in Transformation. N. Y. 1899.

Cordier, Henri.—Histoire des relations de la Chine avec les puissances occidentales. 3 vol. Paris 1901—1902.

第三、歐文書籍



- Curzon.—Problems of the Far East. Lond. 1894.
- Dille, Sir Charles Wentworth.—Problems of Greater Britain. 4th. ed. Lond. 1890.
- Douglas, R. K.—China. Lond. 1899.
- Foreman.—Philippine Islands. 2nd. ed. Lond. 1898.
- Giles, Herbert A.—A Chinese Biographical Dictionary. Lond. 1898.
- Girault, Arthur.—Principes de colonisation et de législation coloniale. Paris. 1895.
- Gordon.—Events in the Taiping Rebellion. Lond. 1891.
- Gosselin.—Le Laos et le protectorat français. Paris. 1900.
- Griffis, W. E.—Corea, the Hermit Nation. Lond. 1882.
- Gundry, R. S.—China and her Neighbours. Lond. 1893.
- Hannah, I. C.—A Brief History of Eastern Asia. Lond. 1900.
- Hensman, H.—The Afghan War. 2nd. edition. London. 1882.
- Hilbreth.—Japan and the Japanese. Boston. 1861.
- Hunter.—Indian Empire. Lond. 1886.

- Krausse, Alexis.—Russia in Asia. Lond. 1899.
- Lane-Poole and Dickens.—The Life of Sir Harry Parkes. 2 vol. London. 1894.
- Lavisse et Rambaud.—Histoire générale du IVe siècle a nos jours. Tomes XI et XII. Paris. 1899—1901.
- Leavenworth, Charles.—The Arrow-War with China. London. 1901.
- Malleson, G. B.—History of Afghanistan. Lond. 1878.
- McCarthy.—History of Our Own Times. 3 vol. N. Y. 1893.
- Marchal, E.—Histoire contemporaine de 1789 a nos jours. 3 vol. 18c. éd. Paris. 1899—1901.
- Murray, David.—Japan. Lond. 1896.
- Norman, C. B.—Tonkin, or France in the Far East. Lond. 1884.
- Norman, Henry.—The People and Politics of Far East. N. Y. 1895.
- Pinon et Marcellac.—La Chine qui souvre 2c. éd. Paris. 1900.
- Playfair.—Cities and Towns of China. Tokyo. 1900.
- Rein.—Japan. Lond. 1884.



- Skrine and Ross.—The Heart of As. Lond. 1899.  
Taylor.—A Student's History of India. Lond. 1883.  
Temple, Sir Richard.—Men and Events of My Time in India. Lond. 1882.  
Vladimir.—Russia on the Pacific and the Siberian Railway. Lond. 1899.  
Weber, G.—Lehrbuch der Weltgeschichte. 2 Bde. 20. A. Leipzig. 1888.  
Wheeler.—A Short History of India. Lond. 1894.  
Williams, S. W.—Middle Kingdom. 2 vol. N. Y. 1883.  
Williams, S. and F. Wells.—A History of China. N. Y. 1897.  
Youngusband, F. E.—The Heart of a Continent. Lond. 1896.  
The Encyclopaedia Britannica. 9th. ed. Philadelphia. 1876. 24 vol.  
Hayden's Dictionary of Dates. By Benjamin Vincent. N. Y.  
The International Year Book. By Frank Moore Colby. N. Y.  
The Politician's Handbook. By H. Whales. Westminster.  
The Statesman's Year-book. By J. Scott Keltie. Lond.  
The End.

## 東邦近世史下卷

田中 萃 一 郎 撰

### 後編 現代紀

#### 緒言

近古紀に於て徐徐として其歩を進めたる西人東漸の大勢は現代紀に於て俄然として其速度を加ふるに至れり是抑も如何なる理由によるか彼の北歐の露國が土耳其の國都を略して地中海の海上權を握り以て東西兩洋の交通を制せんとするは多年の希望にして敢て彼得大帝遺言眞偽の決着を待たずして知るを得べきなり露帝ニコラヌ一世は此宿望を達せんとして西紀一八五三年を以て土耳其帝國に向て宣戦ししが計らずも英佛諸國の妨害を受け爲に有名なるクリミア戰役となりその結果露國は益、東邦の經略に力を注ぐに至り英佛諸國も亦之と相顔顔して後るるなからんとす東邦多事ならざらんとするも亦得ざるなり而して佛國は



- Skirne and Ross.—The Heart of As. Lond. 1899.  
Taylor.—A Student's History of India. Lond. 1883.  
Temple, Sir Richard.—Men and Events of My Time in India. Lond. 1882.  
Vladimir.—Russia on the Pacific and the Siberian Railway. Lond. 1894.  
Weber, G.—Lehrbuch der Weltgeschichte. 2 Bde. 20. A. Leipzig. 1888.  
Wheeler.—A Short History of India. Lond. 1894.  
Williams, S. W.—Middle Kingdom. 2 vol. N. Y. 1883.  
Williams, S. and F. Wells.—A History of China. N. Y. 1897.  
Younghusband, F. E.—The Heart of a Continent. Lond. 1896.  
The Encyclopaedia Britannica. 9th. ed. Philadelphia. 1876. 24 vol.  
Hayden's Dictionary of Dates. By Benjamin Vincent. N. Y.  
The International Year Book. By Frank Moore Colby. N. Y.  
The Politician's Handbook. By H. Whales. Westminster.  
The Statesman's Year-book. By J. Scott Keltie. Lond.  
The End.

## 東邦近世史下卷

田中萃一 郎撰

### 後編 現代紀

#### 緒言

近古紀に於て徐徐として其歩を進めたる西人東漸の大勢は現代紀に於て俄然として其速度を加ふるに至れり是抑も如何なる理由によるか。彼の北歐の露國が土耳其の國都を略して地中海の海上權を握り以て東西兩洋の交通を制せんとするは多年の希望にして敢て彼得大帝遺言眞偽の決着を待たずして知るを得べきなり。露帝ニコラス一世は此宿望を達せんとして西紀一八五三年を以て土耳其帝國に向て宣戰ししが計らずも英佛諸國の妨害を受け爲に有名なるクリミア戰役となりその結果露國は益東邦の經略に力を注ぐに至り英佛諸國も亦之と相頡頏して後るなからんとす東邦多事ならざらんとするも亦得ざるなり而して佛國は



ライタールー役後露國と親密なる交を結ぶこと多かりしに當時何が故に英國と聯合して之に反對するに至りしか。是云ふまでもなく西紀一八五二年の終に於て同國の政體を變革して新に帝位に即けるナポレオン三世が武を海外に耀して國內の民心を收めんとせるの結果にしてナポレオン三世は西紀一八四八年に於ける二月革命の産兒なり。二月革命の主要なる原因は商工業の發達に伴ひて貧富の懸隔を甚しくししが爲に之を匡正せんとして起れる社會主義なりと云ふも不可なる可し。故に此商工業の進歩を促せる四大發明に就きて一言を費すも必ずしも無益なりと云ふ可らず。

四大發明とは何ぞ。蒸汽機關、蒸汽船、鐵道、電信即ち是なり。機械の原動力として蒸汽を利用するの計畫は西紀第十七世紀に淵源し佛人は之を以てデニ・ババンに歸し英人は之を以てシュースタア侯に歸するも要するに蒸汽機關を改善して諸般の工業に使用するを得るに至りしは蘇格蘭人ジェームス・ワット(西紀一七三六—西紀一八一九)の發明に基く。然れども船車運轉の原動力として蒸汽を利用するは一層の困難を有し従て問題の解答を得るも亦晩かりしが其一度發明さるるや多大

の效果を生ぜり。蒸汽船の發明に關しても前に記せるババンとシュースタア侯とはじめ英佛兩國間に發明者の争ありと雖も米人フットンの西紀一八〇七年を以てハドソン河上に浮べしものこそ蒸汽船の權輿とは云はれ、その初めて軍艦に蒸汽を用ひしは實に西紀一八四〇年乃至五〇年の間にありとす。鐵道に至りては何人も其英人の創意たるを争はず。西紀一七六七年既に從來の木軌に代ふるに鐵軌を以てし馬車を走らしめしが西紀一八一四年に至りゼオルヂヌチーヴンズン初めて機關車を造り同二五年現今の如き鐵道をストックトン、ダルリントン間に敷設し次で西紀一八二九年マンチエスタル、リヴァプール間の線路を開業す。是より米獨佛の諸國之に倣ひて盛に鐵道の工事を起す。亞細亞大陸に於ける鐵道の鼻祖は實に西紀一八五三年四月一六日を以て印度の孟買タンナー間に開通せるものならむ。濠州に其初めて敷設されしは西紀一八五二年なり。而して運河、陸道等の大工事は汽車、汽船の發明と相待ちて交通の面目を一變せり。初て電信を發明ししは西紀一八〇九年の事にして獨逸、ミンヘンの人ゼムメリングの功に歸す可し。と雖も十年の後丁抹人アルヌタッドの磁電説公にせられてより獨人シリング、英



人フイートストーン、米人モールヌ(西紀一八四四年等の發明改善を経て益完備の域に達し西紀一八五〇年には初めて英佛間に海底電線の沈設を見るに至れり。此四大發明の結果として鑄鐵業は進歩し、紡績機業、染業、化學的工業等は發達し、隨て商業も亦擴張するに至りしなり殊に英國の如き商工業の隆盛なる國民は其商品の販賣市場を東邦諸國に求むるの情益切なるに至れり。歐洲の形勢斯の如きの時に當り從來極東の地に僻在して鎖國政略を取り桃源郷裡に快夢を貪りし我日本國民も遂に西紀一八五三年を以て其長夜の眠を攪破さるるに至りしかば余輩は此露土開戦の年を以て東邦近世史上に一時期を劃し現代紀と近古紀とを區別するの極めて適當なるを思ふ。抑も近古紀に於ける西化東漸の方向は常に西方より東方に向ふの針路あるのみなりしに日本の開國と共に茲に又反對の方向を取りて渾圓球上を一廻轉して却て泰西諸國より西方に向ひて東邦に進むの一針路を生じ日本は實に兩針路會合の地となれり。其詳細に至りては即ち下文に説く可く緒言に於て冗長の叙述をなすの必要なしと雖も前項に於て四大發明の事を略述ししに因み茲に聊か是と相關係せる而も東邦に向て重大の影響を起し又起さ

ざる可らざる二大工事に就きて記述する所あらむ。二大工事とは何ぞや。曰く蘇士運河、曰く西伯利鐵道是なり。

亞細亞、亞弗利加大陸を連絡せる蘇土地峽は約七十哩に過ぎざるが故に其地に運河を開鑿して地中海と紅海との交通を容易ならしめんとこの計畫は敢て現代紀に始まりしにあらざり。西紀前第十四世紀埃及王ラメヌ大王の朝に於て紅海とナイル江との間に運河を開きしは抑も此種の計畫の濫觴にして降りて阿歴山大帝再び其開通を企て西紀前二七七年プロトレマイウス二世の時に至りて竣工し其後復た埋没ししも羅馬帝トラヤヌス竝にハドリアヌスの時及び回教教主オマルの時皆一度之を復舊ししとぞ。近世に至りては土耳其帝ムラード二世、エネチア共和國佛王ルイ十四世及びナポレオン一世等皆其計畫を建て或は之に着手せるもあり。然れども一も成功せざりしに西紀一八一五年を以て佛國に生まれたるフェルディナンド・レセップ半生を蘇士運河開鑿の事に委ね英國の宰相パルマアストン卿の熱心なる反對ありしにも拘らず埃及領主の信任を得て西紀一八五六年其開鑿委員長となり西紀一八六九年十一月一日を以て之が開通式を舉行す。運河は地中



海岸のポートセードに起りて紅海岸の蘇士に終り延長百哩其幅は表面に於て六十二碼乃至百十碼にして底部に於ては二十四碼而して其深さは二十六呎となす。其開鑿費並に修築費を併せ西紀一八八三年までに費す所の經費一千九百六十二萬磅に達すと云ふ從來西歐より喜望峰を迂回して印度に至りし汽船は此新工事の結果航海日數三十六日を省減するに至れり蓋し其航路一萬千三百哩を短縮して七千六百哩となすを得たればなり。故に最初妨害を試みし英國政府も其東洋の經營と大關係を有するを默視するに忍びず西紀一八七五年時の首相ヂスレーリは埃及政府より其所有の運河會社株券を買收して同會社株式の殆ど半數を得たり。運河營業開始以來之を通過せる船舶總噸數の七割強は英國の所屬なりと云へば此政策は又自然の必要に出でしものなりと云ふ可し。其後東西兩洋の貿易益隆盛に赴くにより西紀一八八四年運河擴張の設計をなして間もなく工事に着手し西紀一八八六年三月よりは電燈を點じて夜間の航海を開始す。是より其功用益大なり。

西伯利鐵道に至りては蘇士運河の如く其計畫を太古の世に見る能はず但し西伯

利開發の手段として露國は占領の當時より大に之が交通に向て着眼する所あり或は驛傳の法を設け或は道路の幅員を定む然れども文明の利器の西伯利に入りしは西紀一八四三年一隻の汽船のオブ河に航ししに始まる是よりオブ河エニセイ河の航通は大に世人の注意を惹き西紀一八七五年にはペンツォフと稱する商賈ありて前者の支流ケット河と後者の支流大カス河との連絡を計畫し後に政府の補助を得て延長七露里半底部の幅員四十二呎の運河を開鑿す。鐵道の初めて西伯利に敷設されしは西紀一八七五年を以て起工せるウラル線にして歐羅巴露西亞のベルムに起りエカテリシブルクを経てチユイメンに達するものなり。然れども此線路は元來ウラル地方の鑛業鐵道に過ぎざるを以て露國政府の西伯利橫貫鐵道の計畫を立つるや西紀一八九一年三月五日(二、二)の勅令を以てストラウストミアス線をチユリアピンスクに延長して同鐵道の起點と定むる事となし同月二十九日(三、一七)遂に同鐵道敷設の勅諭を發す。時に皇太子ニコラス即ち現今の露帝旅行して西伯利にあり勅諭に接して其將來の終點たる可き浦鹽斯德に於て起工の式を舉行す實に同年五月三十一日(五、一九)なり。全線を七區に分ち第一區西部西



伯利線はチエリアビンスクよりオプ河に至る千三百二十八露里、第二區中央西伯利線はオプ河よりイルクトスクに至る千七百五十四露里、第三區貝加爾沿岸線はイルクトスクよりマイソフヤに至る二百九十二露里、第四區後貝加爾線はマイソフヤよりストリエチンスクに至る千九露里、第五區黑龍江線はストリエチンスクよりハバロフスクに至る二千露里、第六區北島蘇里線はハバロフスクよりグラフィスカに至る三百四十七露里、第七區南島蘇里線はグラフィスカより清羅斯德に至る三百八十二露里より成り、總計七千百十二露里となす。而して工事の難易により起工の順序を定め、第一、第二、第七の三區を一期線となし、第六、第四の二區を二期線となし、第三、第五の二區を三期線となす。かくて南島蘇里線は西紀一八九五年西部西伯利線は西紀一八九六年一〇月二十七日北島蘇里線は西紀一八九七年一〇月一二日中央西伯利線は西紀一八九八年八月後貝加爾線は西紀一九〇〇年七月一四日を以て開通し、剩す所は第三期線あるのみ。西伯利鐵道會議の報告に據るに敷設經費の豫算三億七千九百九十九萬九千九百四十七留に達すと云ふ。又近世の大工事なりと云ふ可し。而して之が爲に西伯利の富源を開發し、東西兩洋の交通を迅速ならし

む可きは言ふを待たず、其將來に於ける結果實に豫言し易からず、但し第五區線繼更の次第に關しては更に後章に於て一言する所ある可し。



## 第一章 日本の開國日清交渉の初期

(西紀一八五三——西紀一八七九)

## 第一節 ベルリの和親條約

中古一千有餘年間文明の進歩極めて遅遅たりし西歐社會は最近四百年間に於て急激の發達をなし殊に我日本の國を鎖せる二百有餘年の短時期に於て幾多の變遷を經しが更に近古紀の初に當り開國の發見せる新世界に於て西紀一七七六年七月四日を以て獨立の宣言を公にせる北米合衆國の建國の如き一層注意す可き事實なりとす。北米合衆國ははじめアンダロナクソン民族の殖民地なりしが本國の政府が代表者を出さしめずして殖民地に課税せんとするを怒りて叛旗を擧げ遂に獨立して共和政府を建つ。當時其地は僅に太平洋沿岸の十三州に過ぎざりしが漸次西方に向ひて膨脹し西紀一八四六年<sup>三</sup>英國と締結したるヲレゴン條約によりて太平洋岸北緯四十二度乃至四十九度間の領有權を確め次で南隣のメキシコ共和國と戦ひて之に克ち西紀一八四八年<sup>元</sup>北緯四十二度以南の太平洋岸

をも兼併す上キアリフォルニアの地即ち是なり茲に於て日本と米國は對岸の國となれり而して西紀一八四七年<sup>四</sup>を以てキアリフォルニアに砂金の發見されしより同地の人口は倏忽として増加し西紀一八五〇年<sup>三</sup>には米國の一州となるに至る。歐羅巴より西方に向て進みし文明の潮流が米國を経て東より日本列島に衝突するの機運は漸く熟せりと云ふ可し。

西紀一七九七年<sup>九</sup>政より西紀一八〇九年<sup>六</sup>迄和蘭が佛國の與國たりし當時米國の國旗を掲げし商船は數長崎に入港ししが是米國政府の知る所にあらず其後日本人三名北米の西海岸女王シャルロット列島に漂着し英國を経て澳門に送られ牧師グツラフの家<sup>五</sup>に寓しし事あり時に比律賓列島に漂着せる四名の日本人亦來着ししかば澳門滞在の米商等兩桅船モリソン號を緘裝し此漂民を送りて日本と通商を開かんとす。後にベルリ來航の時通譯として隨行しし『中國總論』の著者キルリヤムスも此一行に加はりしと云ふ。かくてモリソン號は琉球を経て天保八年六月二五日<sup>七</sup>浦賀に近づきて砲撃を受け更に七月二〇日<sup>八</sup>鹿兒島に至りしも遂に其目的を達する能はず然れども此時に當りて江戸政府も



亦多少海外の形勢に顧慮する所あり天保一三年七月二三日<sup>四紀一八四</sup>布告を發して曰く異國船渡來之節無二念打拂可申旨文政八年<sup>四紀一八二五</sup>被仰出候然る處……外國之者而も逢難風漂流等而食物薪水を乞候迄渡來候を其事情不相分一圖打拂候而は萬國へ被對候御處置とも不被思召候依之文化三年<sup>四紀一八〇六</sup>異國船渡來節取計方之儀付被仰出候趣相復候様被仰出候間異國船と見請候はば篤と様子相糺食料薪水等乏しく歸帆難成趣候はば望の品相應與へ歸帆可致申諭尤上陸は爲致間敷(以下略)と文化三年の令とは寛政三年<sup>四紀一七九一</sup>の令に基きしものにして寛政三年の令は即ち松平越中守定信の議により寛永打拂の令に修正を加へしものなり弘化二年<sup>四紀一八四五</sup>米國の捕鯨船マーケートル號日本の北部に於て日本人の難船せるもの十一人を救ひて江戸附近に至りしが漸くにして其遭難者を還付するを得しのみ此頃米國政府は海軍少佐ビッドルを支那海に派遣するに當り訓令を下し日本の港灣に寄港し得可きや否之を視察せしむ故にビッドルは嘉永元年六月二〇日<sup>四紀一八四〇</sup>江戸灣に入りしも同月二八日幕府より斷然たる通信拒絶の回答に接し翌日空しく歸帆す此年八月松前地方に難破せる米國捕鯨船の水夫等十五

人長崎に着ししが其報の翌嘉永二年正月二日<sup>四紀一八四〇</sup>を以て廣東駐在の和蘭領事を経て同地米國通商事務官に達するや海軍少佐グリーンは單橋船プロブル號に搭し琉球を経て三月二五日<sup>四紀一八四一</sup>長崎港に碇泊し之が引渡を求む然れども長崎の官吏は之を拒み嘉永三年<sup>四紀一八五〇</sup>蘭船に託して遭難者をバクキアに送る恰も此頃當り米國の國務卿ダニエルシュエプスタアは大統領より日本皇帝に宛てたる國書を起草し命を支那海艦隊の司令官に下して有力なる艦隊を率ゐて日本の開國を要求せんとす蓋しビッドルグリーン兩少佐の失敗に鑑みる所あればなり然るに間もなくウエプスタア死ししかば新任國務卿エドワルドエヴェレットは更に國書の稿を起しマッシュニューペルリを遠征司令官となし西紀一八五二年一月五日<sup>嘉永五</sup>國務省より海軍省に通牒して遠征の目的三條を指定す第一日本列島附近に於て遭難せる米國船員財産に對して必ず保護を加ふ可しと約束せしむ可し第二米船が港灣に於て糧食飲料水薪材を購ひ又遭難に際し之が修繕をなすの許可を得べし殊に日本列島若くは其附近に存する無人島に於て石炭貯藏所を設置する事極めて必要なり第三日本の港灣に入りて通商するの許可を得可しと云ふ



もの即ち是なり。而して此三條の中其重きを置きしは何れにありや新渡部氏は其著『日米交通史』中に論じて曰く其實意は蓋し日本に石炭倉庫を設立するにありと。彼の鎖國時代に於ける日本の旅行者なるケムフェル竝にシーボルトが日本の石炭の鑛脈に富むを説けるより將にキャリフォルニアと清國との間に蒸汽船の航路を開始せんとせる米國人が如何に我列島に於て炭庫を設置せんと熱望ししやは想像するに餘あり。

水師提督ペルリは西紀一八五二年<sup>嘉永</sup>の年末に軍艦ミッシンビー號に搭じて米國を發し翌年四月<sup>嘉永</sup>、香港に着し上海に於て遠征の準備を整へて沖繩に赴き無人島(小笠原島)を一度探檢しし後同年七月八日旗艦サスケハンナ號以下四隻の軍艦を率ゐて浦賀に來り其國書を呈せんと乞ふ實に我嘉永六年六月三日の事なり。此事は前年蘭人の豫報せる所なりしも當時左まで意に介せざりしに忽ち浦賀奉行戸田伊豆守氏榮より飛報の來るに遭ひ幕府の狼狽斜ならず、世上の風説紛々として起り今にも干戈の起らんとて老幼婦女は家財を携えて奔竄し諸有司は夜中登營群議區々たり茲に於て隠退中の水戸齊昭侯を起して謀議に參せしめ其結果

井戸石見守學弘、林大學頭焯を出張せしめ浦賀の久里濱に應接所を設けて戸田伊豆守と米國使節ペルリを引見し國書を受けしむ。然るに將軍徳川家慶偶々疾に罹りて幕府は咄嗟の間に此重大なる問題を決する能はざるを以て六月九日<sup>一七、四、</sup>ペルリに通牒して曰く枉て國書を受領すと雖も外國と應接の地は長崎に限るを以て回答する能はず速に歸帆せよと。ペルリも亦其意を體し明春再び來りて返書を得ん事を約し同一二日<sup>一七、七、</sup>退帆す。七月一七日<sup>二八、</sup>露國海軍中將ブーチャチン軍艦四隻を率ゐて長崎に入港し外務大臣伯爵ネッセルローデより幕府の御老中に宛てたる書狀の傳達を求む蓋し米艦來航の事を聞き此機に乗じて要求する所あらんとせるなり。而して其要求は通信通商を乞ふと共に國境を定めんと云ふにあり故に其詳細は第三章第六節に譲らむ。

ペルリは一度沖繩に歸り本國政府に報告書を送りて軍艦の増派を請求し那覇港を以て艦隊の集合地となす。八月に至り露艦長崎より來會して將軍家慶の六月二日<sup>二七、</sup>を以て薨去せるを報じ且つ協同して日本に迫らん事を謀る。ペルリ之に應ぜず單獨事に當るに決し艦隊の悉く來着せるを待ちて復び江戸灣に向ひて出



帆し安政元年正月一六日四二一八五八隻の艦隊を率ゐて本牧沖に碇泊す。幕府林大學頭煥、井戸對馬守學弘、鶴殿民部少輔を應接役に任じ急に浦賀に赴き浦賀奉行伊澤美作守、戸田伊豆守と相議して談判に従事せしめんとす。應接役等浦賀に至り鎌倉の光明寺を應接所となさん事を照會ししにペルリは江戸に赴き老中と談判せざれば已まざるの決心を示ししにより遂に神奈川に於て交渉する事となす。かくてペルリは艦隊を横濱に碇泊せしめ陸上に鐵道と電信とを敷設して應接役等に歐米進歩の實情を示し二月一〇日三八三より談判を開始し三月三日三三三に至りて有名なる神奈川條約の調印成る。是れ即ち日本に於て外國と條約を結びたる嚆矢にして此條約は十二箇條より成りて極めて簡單なる者なるも永世の和親を約し下田函館兩港を米船の爲に開き薪水食料石炭等缺乏品を給する事を諾し米國の官吏を下田に駐在せしむる事を許す。ペルリ乃ち少佐アダムスに命じて直ちに本國に歸航して華盛頓政府の批准を乞はしむる事となし親ら下田函館の兩港を視察し五月二二日一六八下田に於て林大學頭等と十三箇條の條約附録を締結し間もなく日本の地を去り那斯港を経て支那海に歸れり。ペルリが強大なる軍艦を具へ

下田、函館  
元港

て日本に向ひ而も兵力に訴へずして開國の端緒を發ししは其功實に偉なりと云ふ可し。

日米和親條約締結の後林大學頭等の幕府に復命するや水戸老侯は此條約決して宜しからずと異議を唱へしも老中阿部伊勢守正弘等は事情止むを得ずと承諾せるを以て翌安政二年正月五日四二一八五下田に於て條約の交換を行ふ。是より先少佐アダムスは急行三ヶ月半にして華盛頓に達し條約の批准を経し後安政元年一二月八日二一五下田に着ししが條約交換の翌日歸國す。而して此と相前後して露英蘭の三國にも亦米國の例に倣ひて開港を許す。初め露國の要求に對しては筒井肥前守政憲、川路左衛門尉正謨等幕府の命令を受けて長崎に赴きブーチャチンと談判を遂ぐる事數回に及び安政元年正月六日四二一八五通牒して之を拒みて曰く『此末我邦に於て若通商差許も相成候はば貴國を以てはじめとなす可し』と。故に同年冬ブーチャチンの下田に入港するや筒井肥前守並に川路左衛門尉は全權を帯びてブーチャチンと談判し九箇條の條約を締結して國境を定め函館、下田、長崎の三港を開く時に安政元年一二月二一日四二一八五なり。此時クリミア戰役既に



破裂し露英兩國互に勝敗を争ふに至りしかば英國東洋艦隊司令官ジェームズ・ス  
ターリングは日本の對露兵略上要地たるを感ずる事深く此年閏七月一五日四八  
九七を以て長崎に入港し八月二二日一〇長崎奉行水野筑後守忠徳並に御目附永  
井岩之丞尙志と條約を結び長崎、函館兩港に寄港するの許可を受く、和蘭は七月一  
日五を以て瓜哇總督より特使を長崎に派して乞ふ所あり一〇月一三日一三乃  
ち下田、函館寄港を許す。但し貿易はなほ長崎に限りしが安政四年八月二十九日四八  
一六、七の條約附録を以て函館に於ても亦通商し得る事となる。而して鎖國時代の  
通商規定は此條約附録四十條並に安政二年一二月二三日四一、三〇の條約二十  
八條を以て大に其面目を改む。

## 第二節 ハルリスの通商條約

然れどもペルリの締結せる條約は單に日米の和親を結ぶの趣意に止まるが故に  
未だ完全なる修好通商條約なりと認む可らず。其初めて之を締結せるは米國總領  
事兼外交事務官タウンゼント・ハルリスなり。ハルリスの安政三年七月二一日四八

五六八を以て下田に來着するや直ちに下田奉行に面會して老中に宛てたる書面  
を出し官職に相當せる待遇及び保護を求め次で將軍に見えて國書を捧呈し且つ  
前約を訂正せん事を請ふ。時に幕府に於ても通商許可の已むを得ざるを感じ此年  
一〇月一七日一四老中堀田備中守正篤に外國御用取扱を命じ二〇日更に貿易取  
調の任に當らしむ。されどハルリスの江戸に至るを好まず下田奉行に全權を興へ  
て其要求に應じて談判を開かしめ同奉行井上信濃守清直、中村出羽守時萬は安政  
四年五月二六日四一、七六、一七規定書九箇條に調印す。此規定書は前年の條約に對し  
て更に一步を進めしものにして米人に長崎を開き下田、函館兩港に米人の在住す  
るを許し又他日の一弊源たりし金銀貨量目交換の件及び領事裁判の件等殊に重  
大なる條項あり。但し前年の日露並に日英の條約中にも領事裁判の意義なきにあ  
らずと雖も此規定書に於けるが如く正確に言明せられず。然れどもハルリスは江  
戸出府將軍謁見を請求して止まず阿部伊勢守は之を延期せしめんと苦慮せしが  
六月一七日六八年僅に三十九歳にして死去ししより堀田備中守は遂に幕府の進歩  
派に動され同月二十九日一八下田奉行に達して曰く『亞米利加官吏出府の義何れ



も御差許相成候積り御治定に候」と。  
 かくてハルリスは一〇月七日<sup>二一</sup>を以て下田を發し同一四日<sup>三〇</sup>に江戸に着し  
 て番書調所を旅館となし二一日<sup>七</sup>將軍家定に謁見して圖書捧呈の式を行ひ二  
 六日<sup>一三</sup>堀田備中守の邸に至り演説凡そ六時間に亘り世界の大勢殊に東邦の近  
 事を述べ鎖國の不利を論じ開國の必要を説くその後ハルリスは慶、堀田備中守を  
 説きしかば漸くにして和親貿易の新條約を議定する事となり一二月四日<sup>四一</sup>  
 八、一條約草案を提出す井上信濃守並に岩瀬肥後守忠震日本政府の全權となり同  
 月一日<sup>二五</sup>より翌安政五年正月一二日<sup>二五</sup>に至るまで前後十三回の談判を經  
 て草案を議了す是即ち日米修好通商條約にして十四箇條より成り新に神奈川、新  
 潟、兵庫、長崎、函館を以て開港場となして貿易を許し且つ商人の江戸、大阪に逗留す  
 るを許し互に其國都に外交官を駐劄せしむるを約し別冊を以て輸出入税の課率  
 を定む但し前年五月下田に於て締結せる九箇條の規定書は新條約中に悉せるを  
 以て之を廢すハルリスの日記に曰く江戸に至りて日本の全權と談判するに當り  
 最初容易ならんと思ひし米銀交換の件は交渉數日を経て儘に局を結ぶを得しに

神奈川、新潟、  
 兵庫、長崎、  
 函館、開港場  
 ありし

反して其困難ならんと豫期しし領事裁判の件は一言にして直ちに承諾を得一辭  
 を喫せりと以て當時の事情を想像するに足る可し然れどもハルリスは米國の利  
 益のみ謀りしにあらざる其鴉片の輸入を嚴禁ししが如き其自由貿易の主義を抱  
 持するに拘はらず日本の爲に海關税を得せしめんと力めしが如き以て之を證す  
 るに足らむ條約の第二條に日本國と歐羅巴中の或る國との間に障り起る時は日  
 本政府の囑に應じ合衆國の大統領和親の媒となりて扱ふ可しと規定せるは又其  
 好意を示ししものなり。

是より先弘化三年<sup>四一</sup>仁孝天皇崩御し孝明天皇大統を繼がせ給ひしが天皇外  
 交の事益々重且つ大ならんとするを憂ひ此年八月詔を幕府に下して失體なからし  
 めんとせさせ給ふ故に神奈川條約の如きも幕府より上奏する所あり茲に於て新  
 條約草案の議了するや救許を乞ひて後之が調印を行はんとして上奏ししも此  
 時水戸老侯等攘夷の説を唱ふるもの多く朝廷も亦之を裁可せず而してハルリス  
 は幕府が約束の期に至りて調印せざるを以て大に其違約を責め親ら京都に赴き  
 て直接の談判を開かんと論ず偶々將軍繼嗣の問題起り安政五年四月二五日<sup>四一</sup>



五八井伊掃部頭直弼大老となりしが其論二派に分れて未だ決せず六月一三日ニ七  
三。米艦二隻下田に來り其内一隻は進みて内海に入り一六日ニ六。には露艦もまた  
下田に入り英佛軍艦も沓至せんとするの報ありハルリス説きて曰く英佛二國の  
請求に先ちて米國と十分の條約を結ばざれば貴國の禍害測られざらむと井伊掃  
部頭遂に英斷を以て救許を待たずして條約に調印せしむるに決し井上信濃守岩  
瀬肥後守をして其事を行はしむ時に安政五年六月十九日四紀一八五なり其後井  
伊掃部頭は紀伊宰相慶福を將軍の養子と定め之に反對せる堀田備中守等を免職  
ししかば七月七日一五將軍家定薨去の後慶福名を家茂と改めて將軍となる時に  
年十三歳なり翌日水野筑後守忠徳永井玄蕃頭尙志井上信濃守堀織部正利齋岩瀬  
肥後守を以て外國奉行に任ず是より先和蘭外交官ドンクルキルシユスは長崎よ  
り露國使節プーチャチンは下田より江戸に著し次で英國使節エルデン卿佛國使  
節グロイ男は共に艦隊を率ゐて江戸に來りて和親貿易の條約締結を請求ししか  
ば外國奉行は既に調印せる米國條約を標準として談判の任に當り日蘭條約は七  
月一〇日一八を以て日露條約は七月一日一八を以て日英條約は七月一八日二

六。を以て日佛條約は九月三日九〇を以て悉く調印を了る蓋しハルリスの要求に  
應じ英佛に先ちて米國と訂約ししは實に我邦の幸福と云ふ可しエルデン卿竝に  
グロイ男は此時恰も支那に迫りて天津條約を締結しし後にして其詳細は第二章  
第三節に至りて叙述するが如し。

且つ又ハルリスは日本人をして外國の事情を視察せしむるの意ありしかば條約  
談判の時に於て之が批准交換を華盛頓に於て行ふ可しと定む故に井伊掃部頭は  
外國奉行新見豊前守正興村垣淡路守範正目付小栗豊後守忠順を使節に任じ米國  
軍艦ボウハタン號に搭じて米國に赴かしめ別に軍艦威臨丸を派して航海練習及  
び海路警備の用に備ふ一行は萬延元年正月十九日四紀一八六を以て横濱を發し  
同年一〇月一五日二七使命を了へて歸國す是實に幕府より使臣を外國に派遣せ  
る權輿なりしが使臣の不在中本國の騷亂極めて甚しく爲に其見聞を報道する能  
はず即ち幕府は條約の明文に従ひて前年六月二日四紀一七八より神奈川横濱長崎  
兩館の三港を五國に開き且つ其外交官の江戸に駐在するを許ししが前述の如く  
其條約の締結に方りて豫め救許を得ざりしより之を攻撃するの聲極めて高く所

一八六一年一月  
横濱日清交渉  
年表



謂尊王攘夷の議論を唱ふる慷慨憂國の志士は多く京師に集まる。而して井伊掃部頭は下は遠般浪士より上は有力なる諸侯水戸老侯等に至るまで苟くも反對黨と見做す可きものに臨むに強硬なる政策を用ゐしが爲衆怨の府となり此年三月三日四紀一八六浪士の爲に暗殺せらる。老中安藤對馬守信正、久世大和守廣周、井伊掃部頭の遺志を繼ぎて皇妹の降嫁を請ひ赦許を得しが朝廷攘夷の決心は牢として抜く可らず爲に外交問題をして益困難に越かしめ米國公使ハルソンの好意を空しくするに至りしが今其事を述るに先ちて攘夷思想の恐る可き現象に就きて叙述する所あらむ。

### 第三節 英艦の鹿兒島砲撃

尊王攘夷を唱ふる浮浪の士は政府の當路者を要撃するのみならず我國に渡來せる外國人を殺害するを以て其職となし既に安政六年七月四紀一八横濱に於て露國の海軍士官等を暗殺ししを始めとし續暴行に出づ。その翌萬延元年一月五日四紀一八六には米國公使館書記官ヒュースケン赤羽根に於て暗殺に遭ひしかば

生麥事件

幕府ハルソンの請求に應じアムステルダムに在住せるヒュースケンの生母に壹萬弗の賠償金を拂ふ。文久元年五月二八日四紀一八夜水戸の浪士高輪東漸寺の英國公使旅館を襲ひ書記官フロハント長崎領事モリソンを負傷す。幕府又其治療費として壹萬弗を拂ふ。英國公使アールコック佛國辨理公使ベレックル危險を慮りて神奈川に退き米國公使のみ惟り江戸に止まる。一〇月九日一八六アールコック神奈川より東漸寺に歸り護衛兵として騎銃士十二人を従ふ。公使の騎兵を従者とせずは文明國の例にあらざり。文久二年五月二九日四紀一八六夜即ち第一回襲撃の後恰も一週年にして東漸寺公使館警衛の番士英卒二名を殺傷して自殺す。辨理公使大佐ニール横濱に退き英卒二名の遺族扶助料として又壹萬弗を幕府に請求す。その後大佐ニールは本國政府に向て居留地警衛の爲軍隊派遣を請求し次で佛國公使も亦之に倣ひ元治元年四紀一八六以後外國兵士横濱に駐屯せり。さてかくの如く攘夷主義者の暴行頻として起りしが其殊に重大なるを生麥事件となす。

文久二年五月京都朝廷治國の三策を定め勅使大原左衛門督重徳を江戸に遣ししが此時薩摩侯の生父島津三郎久光之が護衛の任に當り使命了りて西歸の途に就



くや途上生麥に於て英人四名騎馬に乗じて久光の前驅を犯す。藩士之を斫り其一人を斃し其二人を傷けしが其斃れしは久しく上海に在りて商業を營み歸國に先ちて日本を訪ひしチャルヌエル・リチャードソンにして此日川崎に遠乗を試みしなり。故に歐米人は之をリチャードソン事件と稱す。同行者中負傷せる二名は男子にして他の一名は婦人なり共に疾驅して神奈川に至る。神奈川奉行報を得て島津三郎の旅宿に人を派し行兇者を求めしも要領を得ずして空しく歸る。時に文久二年八月二日四紀一八六也。横濱在住の外人大に激昂し義勇隊を組織して島津三郎の一行を襲はんとししが英國辦理公使大佐ニール一面之が制御に力を盡し一面江戸政府に向て行兇者の處刑と被害者の遺族救助並に英國政府に對する謝罪を求む。然れども幕府因循躊躇して決せざるを以て文久三年二月一日四紀一八六英國軍艦數隻横濱港に入り同月二十九日四一四。公使ニール更に最後通牒を送りて要求して曰く幕府は謝罪状を出し償金十萬磅を支出す可し但し薩州侯に對する交渉は我親ら之に當らむと佛國公使ペレクル間に居て調停する所あり五月九日二六。神奈川奉行淺野伊賀守氏祐幕命を奉じ横濱税關の銀貨を出し遂に十萬磅の價

金を拂ふ實に米貨四十四萬弗にして當時の相場によれば我二十六萬九千六十六兩貳分貳朱餘なり。

公使ニールは次に鹿兒島に赴きて談判する所あらんとし英國東洋艦隊司令長官中將クーパーの引率せる七隻の艦隊と共に此年六月二二日四一八。を以て横濱を發し二七日一八。午後十時進みて薩隅二州の内海に入り鹿兒島郡谷山郷平川村の沖に碇泊す。鹿兒島藩に於ては既に英國艦隊の來襲を豫期せるを以て既に城下の老若及び婦人をして難を偏阪に避けしめ各砲臺の戦備を整へ川上龍衛久堅其總物主となりて警戒怠らず。今試に兩者の砲數を比較せんに英國艦隊はユリアラス號四十六門ビヤール號二十一門バルサス號十七門アルグス號六門レーヌホース號コクエット號各四門ハポック號三門合計百一門を具へ鹿兒島の砲臺は祇園洲八門新波戸七門辨天波戸十三門大門口四門砂揚場十一門櫻島横山四門島島三門櫻島洗出し六門沖の小島六門同五門山川四門總計八十一門と稱す。而して其灣の兩岸にありて直接に市街を守るは祇園洲以下の五砲臺なり。二八日一八。午前七時英國艦隊錨地を發し九時鹿兒島港内に進入して砲臺に向て戦鬪の隊形を取り



しかば薩州侯の屬吏生命を帯びて其旗艦に公使ニールを訪ひ來意を詰る。公使ニール乃ち書を薩州侯に送りて要求すらく第一生麥事件の行兇者を捕縛し公使艦隊司令長官の目前に於て刑す可し第二リチャルドン遺族扶助料並に負傷者療養金として金貳萬磅を英國政府に拂ふ可しと薩州政府公使並に艦隊司令長官に向て親しく上陸して交渉せむ事を求めしが公使等我に詭計あらむ事を疑ひ之を拒む。茲に於て翌日薩州侯の家老川上但馬久運は答書を英艦ユリアス號に送りて曰く生麥事件は英人リチャルドンが日本の國法に背きて諸侯の通行を妨げしが爲に斫殺されしに過ぎず其責任者の何れにありやに就きては乞ふ江戸政府の重職と我藩の重職と立合の上にて貴下と談ずる所あらむと。

然れども英國公使は空しく艦隊を退去せしむるを欲せず七月一日<sup>一八</sup>。艦隊司令長官親らハボック號に搭じて港内に進み翌二日<sup>一八</sup>。五の朝に至り重富の海濱元浦に碇泊せる薩藩の汽船青鷹丸、白鳳丸、天祐丸の三隻を捕獲す。藩主修理大夫茂久、父三郎久光と共に千眼寺の本營にあり此報を得て直ちに開砲の令を下す。新波戸砲臺先づ發射し其他各砲臺も相繼ぎて之に倣ひしかば英國艦隊の旗艦ユリアス

號は着砲彈を受けて倉皇錨鏈を截斷ししと云ふ。英國艦隊は先づ砲臺に向て應戦すると同時に捕獲せる三隻の汽船を一炬に付し十二時頃に至りて始めて單縱列を立て砲臺を距る五百呎乃至千二百呎の航線を取りて猛烈なる循環砲撃を試む。英艦の砲門は皆銳利にして其射術も亦巧みなりしを以て砲臺の各砲門に命中して其砲を破壊せしも砲臺の發射も亦よく英艦に命中し午後二時半祇園洲砲臺所發の彈丸旗艦ユリアス號の甲板上に破裂し艦長大佐ジョスリン指揮官ウエルモット立ろに戦死す。此日暴風雨朝より夕に至るも止まず海波高くして英艦運動極めて困難なるものあり且つ損害も又少なからざるを以て午後三時橋頭に白旗を掲ぐ。當時薩藩人士中一人の其意を解するものなかりしが砲臺の損害も又大なるを以て午後四時前砲撃を止む。此砲戦に於て英艦隊の戦死者十二人、負傷者五十一人にして其過半はユリアス號の乗組なり。薩軍に於ては戦死者十人、負傷者十一人にして祇園洲砲臺最も苦戦力闘し川上龍衛も同砲臺に於て負傷す。然れども薩藩の損害は是に止まらず鹿兒島市内各地敵の砲彈を受けて火を發し滑川通より小坂通の間全く烏有に歸す。其他磯濱に碇泊せる琉球船五隻并に薩藩の軍器製



造場なる集成館も焼失し市街の炎燄は徹宵消えざりしと云ふ。  
七月三日<sup>一六</sup>。風漸く収まり雨も亦歇む英艦は前日の戦死者を水葬し午後市街を砲撃する事數十發にして櫻島小池の錨地を發し此夜七島灘に碇泊して各艦の修繕をなし七月四日<sup>一七</sup>。午後愈よ鹿兒島灣を出發して横濱に向ふ。蓋し英國公使は幕府に對すると同じく脅迫政略を以て薩藩を屈伏し得可しと豫期ししが意外の抵抗を受け且つ勝敗決せざりしを以て退却するに至りしなり。而して薩藩に於ては英艦の砲撃を受けて初めて舊式の滑膛砲を以て新式のアームストロング砲等に當るの無謀なるを感じ益々奮勵して英艦再來に應ずるの備を爲す。然るに此年九月<sup>一〇</sup>。幕府の老中板倉周防守勝靜薩藩の留守居を江戸城に召し幕府に於て英艦の再舉を猶豫せしめし事を告ぐ。薩藩側用人岩下佐次右衛門方平横濱に赴きて直接に英國公使と談判せん事を稟議して幕府の許可を得九月二十八日<sup>九</sup>。重野厚之丞安釋等と公使ニールに會見して先づ鹿兒島に於ける汽船三隻掠奪の非法を詰り次で生麥事件に及び彼我の曲直に就きて激論し一〇月四日<sup>一五</sup>。五日<sup>一六</sup>。重ねて應接談判を開きしが到底其決心の奪ふ可らざるを見て最初要求せる二

萬五千磅を一萬磅に減額せしめ幕府より借り入れて一一月一日<sup>一三</sup>。公使に渡す。かくて生麥事件は遂に其行兇者を出さずして其局を結ぶを得たり。彼の一〇月五日の會見に於て岩下重野等が公使ニールに向てユリアラス號大の軍艦購入を依頼し且つ歐洲留學の事を談じしが如き以て英艦の鹿兒島砲撃が如何なる思想上の變化を薩藩人士の上に及ぼししかを知るに足らむ。實に生麥事件は日本政府に大損害を與へて薩藩人士に間接の利益を與へしと云ふも可なり。而して其是に類似して一層重大なるを馬關の戦争となす。

#### 第四節 馬關の戦争

前節に記せる大原勅使の使命は其精神朝廷と幕府とを調和するにありて實に島津三郎の劃策せる所なりしが其後朝議又一變して過激派勢力を得之が結果として勅使三條中納言實美は更に江戸に派遣せられ文久二年十一月二十七日<sup>四</sup>。一八六<sup>六</sup>。將軍家茂に對顔して攘夷の勅を傳ふ。曰く柳營に於て彌攘夷決定有之趣に諸大名に布告有之様思召され云々と。而して將軍家茂は既に大原勅使に對して翌春上洛



の事を諾ししかば其上にて確答せんと答へ諾否を明言せず然れども敢て上洛の後には於て成算あるにあらざるなり其無定見唯驚くの外なし幕末の賢吏小栗上野介豊後守會て幕閣を評して曰く一言以て國を亡ぼす可きものありや『どうか成らう』と云ふ一言是なり幕府が滅亡したるは此一言なりと知言と云ふ可し偕將軍家茂は文久三年三月四日<sup>四</sup>。京都に着ししが固より京都の過激黨を威壓するの力なく四月二日<sup>六</sup>。老中松平豊前守信義令して曰く攘夷期限の事來る五月一日無相違拒絶決定候旨及奏聞候猶列藩ニ布告可致候事と而して其期日に至りて當時過激黨の首領とも稱す可き長州藩は果して攘夷を實行するに至れり。是より先長州藩主大膳太夫慶親は豫め領内彦島に山床弟子待赤間關に永福寺、専念寺、龜山、八軒家、壇の浦に御裳川、壇の浦、杉谷、駕建場、前田に洲岬、茶屋、豊浦に關見臺、城山、總計十四個の砲臺を築き大砲五十七門野砲數十門を具えて馬關の海峡を扼し更に沿海警備の爲に軍艦三隻庚申號砲六門、癸亥號砲十門、壬戌號砲二門を游弋せしめ攘夷期限の至るを待つ。而して馬關海峡の地たる内外船舶航通の要路に當るを以て其期日に至りて遂に衝突を起す。此年五月六日<sup>六</sup>。米國商船ペンブル

ク號は長崎を経て上海に赴かんとして横濱を發し宛も五月一日<sup>五</sup>。を以て長門海峡に入り長州陸地の砲臺を去る約一裡十分の七なる豊前田野浦に接して投鐘し暫くありて海峡に進入せんとす。時に長州藩の軍艦庚申、癸亥の二號三田尻より赤間關を巡航する途次ペンブルク號の進入するを見て午後四時其上風に出で約五町を距てて東岸に投ず。砲臺の守將久坂玄瑞此日恰も攘夷の期なるを以て夜半に至り一發の號砲を發す。庚申、癸亥の二艦直に米船に發砲する二三發砲臺も亦之に應じて四五發を放つ。ペンブルク號は突然此砲撃を受け且つ敵彈一發命中して網具を断ちしを以て大に驚き僅に應砲して豊後海峡に向て脱る。朝廷報を得て痛く喜び幕府に令して米拾五萬俵金五萬兩を長州藩に補助せしめんとす。ペンブルク號に次ぎて長州藩の砲撃を受けしは佛蘭兩國の軍艦なり。佛國の通報艦キンシャン號は此年五月一七日<sup>七</sup>。に横濱を發し二二日<sup>七</sup>。夜長州豊浦に繫泊し翌日午前六時鐘地を發して將に海峡を通過せんとししが壇の浦、杉谷、前田、豊浦、四個の砲臺より俄然砲を發して佛艦を撃ち龜山以下下の關地方の砲臺及び海岸に泊する庚申、癸亥の兩艦も亦之に應じて發砲す。佛艦俄に應戦ししが事急にして



準備整はず龜山砲臺の前に投錨して小艇を降ししも砲臺の兵火當る可らず遂に小艇を棄て錨鎖を断ち海洋に向て逃る。此役に於て砲臺の發する彈丸約百八十發にして佛艦に命中するもの七、佛艦より放てる彈丸約十八發にして長州兵一名負傷す。蘭國軍艦メデューサ號は佛艦キンシャン號の警戒を加ふるありしにも拘らず五月二十六日<sup>一七</sup>。同國總領事之に搭じ長崎を發して横濱に赴かんとし午前七時長門海峡に入る。此時六連島砲臺より之を望み空砲を放ちて其來航を報じしかば下の關に碇泊せる三隻の軍艦并に陸地の砲臺は俄に戦備を整へて之を待つ。蘭艦之を覺らず進みて砲臺に近づくや専念寺砲臺は直ちに一彈を放ちしに其彈誤たずして命中す。三隻の軍艦并に其他の砲臺も之に倣ひて發砲ししにより蘭艦直ちに之に應戦し其彈丸の一は庚申號を貫く。然れども三艦の泊地は海淺くして二尋餘に過ぎず而してメデューサ號砲十六門を備ふる大艦なるを以て之を距る七百二十碼より近づく能はず。此時専念寺砲臺よりは益々激烈なる砲撃を加へ且つ能く命中せるを以て蘭艦遂に近づく事を得ずして東に去る。戦闘時間約一時間半にして三十一個の發彈中に就き其十七個は皆的中し乗組員中死者四人傷者六人實に

總領事も亦傷を被りしと云ふ。

下の關に於て米船ベンブルック號砲撃を受くるの報横濱に達しし時米國軍艦ソイロミング號(コルジュエット形砲六門を備ふ)は恰も港内に碇泊ししを以て直ちに報復の舉に出るに決し五月一八日<sup>三</sup>。未明横濱を解纜し豊後海峡より周防灘に出で將に下の關海峡に入らんとす時に六月一日<sup>一七</sup>。午前十時なり。豊浦砲臺の守兵之を認めて直ちに號砲を放ちて各砲臺を警戒し外濱沖、鍋沖に碇泊せる庚申、癸亥、壬戌の三艦も亦戦闘の準備をなす。米艦下の關地方に近くに及び砲臺より始めて砲彈を發し次で庚申號も四彈を放ち米艦は爲に其網具を損す。然れども米艦は更に之に應ぜず小銃を放ちて徐に庚申、壬戌の間を進航し忽ち巨砲を放ちて兩艦を射る。壬戌號は敵彈を受くる事五、其汽罐を損し其蒸汽管を破られて廢艦となり庚申號は二彈を受けしが共に艦舷の水際を貫きしが爲に海水浸入して沈没し癸亥號も亦彈丸を受くる二所に及ぶ。此間砲臺より断えず發砲ししと雖も米艦の距離近きに過ぐるを以て彈丸多くは艦上を越へ空しく海中に墜つ。米艦なほ進む事千二百碼にして再び左轉し前路を求めて襲撃し龜山及び數箇所の砲臺を攻め人家



数戸倉庫三を焼き豊前地方に航ししが航路を暗せずして砂洲に觸る。此時砲臺より激烈なる砲撃を加へしかば米艦遂に砲火を收め再び前路を取りて横濱に歸航す。此戦午前十時過より十二時前に亘り僅に一時間餘に過ぎず。米艦砲弾を放つ約九十發にして死者四人傷者六人を出ししが長州兵の死傷は百人に達し砲弾を放つ事百五十發に及ぶ。

佛國の海軍少將ジョーレも亦キンシャン號の爲に復讐する所あらんとし四日の後即ち六月五日ニ。艦隊の旗艦にして大砲三十五門を備へたるセミラミス號に搭ヒコルヅエット形にして大砲四門を備へたる軍艦タンクレード號を率ゐる午前八時を以て周防灘に入り豊前小倉の領地田の浦沖に投錨ししが須臾にして二隻の佛艦は進みて長州に向ひ砲臺を距る二哩餘の海上に轉錨す。午前九時佛艦セミラミス號前田、壇の浦、杉谷等の砲臺に向て砲撃を開始し其障壁を破る。然れども砲臺にては距離遠きを以て應戦せざりしがタンクレード號が進みて海岸に近づき砲臺より約二百四十碼の處に至るや前田、壇の浦砲臺より俄に之を砲撃し是より殆んど二時間互に間断なく發砲し煙焰天に漲る。タンクレード號は敵彈三個を受

けしも佛艦の彈丸も亦寺院民家に的中し其勢頗る猛烈なるを以て長州兵大に苦む。茲に於てセミラミス號は端艇四隻を卸し水兵を前田村東方の海岸より上陸せしめんとししに其小銃射程内に入るや長州兵之を射撃し佛兵少しく躊躇す。佛艦之を見て共に砲火を發して陸上の長州兵を撃ち又砲臺の砲口を狙撃し砲臺三所を破る。山内賢之允等之に死す。長州兵防守最も勉め佛兵退くこと數十歩に及びしも再び援兵を得て來り撃ちしを以て長州兵遂に砲臺を棄てて豊浦に退く。佛兵二百五十直ちに前田村に入り火を放ちて寺院民家を焼き遂に進みて砲臺に入り大砲十六門の火門に釘し勝に乗じて杉谷砲臺を襲ひ陣營を一炬に付す。少將ジョーレ水兵と共に村落に入りしが長州兵叢林中に伏して之を狙撃せしを以て佛兵遂に端艇に乗じて本艦に還る。此時下の關の守兵は退路を要し長藩も亦援兵を出さんとせしが佛艦は急に田の浦に退き夕に及びて周防洋に至り屢砲火を發して去る。

長藩の外國船を砲撃する數回に及べるを以て英國公使アールコックは本國政府の命を奉じコルモラント號及びバローサ號の兩艦を派遣し元治元年六月一八日



四七、二一八六を以て横濱を發し同月二四日<sup>二七</sup>。内海に入り姫島に泊し其從へる所の我國人二名に書翰を齎し長州に至り砲撃の事由を問はしむ。七月六日<sup>七八</sup>。長藩吏員をして答へしめて曰く是勅命を奉じて攘夷の實を擧げんとするが爲めなり藩主の私心に出づるに非ずと、艦長横濱に歸り之を各國公使に報ずるや公使等各國軍艦の司令官と會議して曰く果して然らば軍艦を大阪に遣り直ちに天皇陛下に求むる所あるに如かずと其意を幕府に通ず幕府此報を得て憂慮に堪へず若年寄立花出雲守種恭外國奉行土屋豊前守正直等を横濱に遣し其擧を止めん事を請ひ佛蘭西公使は之を許諾ししに未だ幾ならず英、佛、米、蘭四國の公使は合議して直ちに長州に逼らんとし佛艦二隻、蘭艦四隻は七月二八日<sup>二九</sup>。朝橫濱を發し英艦七隻佛艦一隻及び米國商船一隻は翌二九日<sup>三〇</sup>。朝を以て其跡を追ふ。晦日<sup>三〇</sup>。幕府再び立花出雲守を横濱に遣し出發を止めしめんとししが至れば即ち各艦既に出發して及ぶなし而して此時英國政府よりも公使に宛てて一切兵力の使用を禁ずるの訓令到着ししも既に遠征隊の其途に上りし後なりき。かくて英艦ユリアス號に乘組みたる海軍中將クローベルは八月二日<sup>二九</sup>。姫島に到りて碇泊ししに同地を以

て豫め軍艦の集合所と定めしかば英艦バーサス號は上海よりコケット號は長崎より相前後して來着す。四日<sup>四</sup>。四國の軍艦悉く集合せるを以て中將クローベル總指揮官となり三種の艦隊を編制す。即ち左の如し。

第一、重艦隊、旗艦ターター號(英)デュブレイ號(佛)メタールンクリユニス號(蘭)パロ

ーサ號(英)ジャンビー號(蘭)レラバード號(英)

第二、輕艦隊、旗艦バーサス號(英)メヂューサ號(蘭)タンクレード號(佛)コケット號(英)

ブロンサ號(英)アーガス號(英)

第三、別軍、ユリアス號(英)セミラミス號(佛)コンケロール號(英)アムステルダム號

(蘭)タキヤン號(米)

總計十六隻にして大砲二百門以上水兵三千人陸兵二千人より成る。

此日午前六時艦隊姫島を發し十二時小倉領木刀浦沖に來り前田村茶屋砲臺を距る大約二三哩の海上に投錨す。翌五日<sup>五</sup>。ユリアス號信號を各艦に下し午後一時砲臺に向ふの備を爲さしめ各端艇網具等を收め戦闘の準備を爲す。午後二時各艦錨を抜き下の關砲臺に對し艦隊を排列す。其重艦隊は茶屋砲臺の正面千六百碼の



距離にて南方に列し輕艦隊は北方の陸地に接して砲臺の左方に列す蓋し長府の鼻に設くる城山關見の二砲臺を奪ひて前田村の砲臺を横撃せんが爲なり而してユリアラス號以下の別軍は重艦隊の東方即ち輕艦隊の南方に列す艦隊の地位既に定まるや三時二十分ユリアラス號に發砲の信號を掲げ其の號旗を降すや艦首砲を以て前田村砲臺に向ひ凡そ四千碼の距離を定め發砲す續て重艦隊よりも砲撃を開始し輕艦隊も之を助けて砲臺の側面を撃つ是より先砲臺に於ても既に戦備を整へしにより艦隊に向て巨砲を發し奮闘ししが砲撃數時にして城山關見の二砲臺悉く撃破せらる前田村砲臺の守兵は最も苦戦屈せざりしも遂に保つ能はず午後五時に至り皆其砲臺を棄てて退く茲に於て砲臺の發砲全く息みしを以て英艦パーサス號蘭艦メヂューサ號は砲臺に近きて守兵の空しきを偵知し午後十時パーサス號艦長キングストン等水兵二十名と共に上陸し長州兵の茂林中より狙撃するものありしもメヂューサ號砲火の掩護によりて進みて前田村砲臺に入り其大砲の火門に釘し本艦に退く。

此夜砲臺の守兵又歸りて之が修理を行ひ翌六日未明に至り艦隊の位置を認視

し得るや杉谷砲臺はレヲバード號壇の浦砲臺はターター號デブレイ號を砲撃し其戦一時間を出てずと雖も發砲最も激烈にして同盟軍死傷甚だ多し然れども艦隊の砲火も亦頗る猛烈なるを以て砲臺の守兵久しく之を保つ能はずして退く同盟軍は朝餐の後上陸の信號を掲げ端艇を卸し陸に向ふ英軍二千人佛軍三百五十人蘭軍二百人米軍五十人總計二千六百人午後十時に至りて全く上陸を遂ぐ長州兵砲臺に據りて拒ぎしも同盟軍屈せず隊伍を整へ旗旗を翻して前田村砲臺を亂射し午後に至りて長州兵の砲臺を棄てて退却するや前田村より洲岬杉谷の砲臺を攻め遂に壇の浦砲臺に及ぼし悉く之を占領して石垣家屋を毀つ七日午兩軍相持して戦はず此時に當り長州兵の固守せる砲臺は彦島に設くる弟子待山床の二個あるのみターター號以下重艦隊中の四隻は門司崎を廻りて彦島に向ひ八日九拂曉弟子待砲臺を攻めしに陣營の火藥庫砲火に觸れて爆發す砲臺の守將乃木高行保守する能はず砲臺を棄てて退却ししかば同盟軍上陸して之を占領し大砲十五門を奪ひて歸る午前六時同盟軍千五百人前田村の砲臺に入り大砲を艦内に輸送す長州兵幟和旗を掲げて砲撃を止めん事を求め十二時使節安戸刑馬(高杉晉



作、杉孫七郎、渡邊内藏、太ユリアス號に至りて中將クーパーに面し和を議す、同艦艦隊乃ち艦長會議を開き、媾和旗を掲げて之に應じ、遂に戦を停む、此役同盟軍に於ては將校の負傷せるもの艦長アレクサンダー以下七人、兵卒の死者廿二人、傷者六十人に過ぎざりしも、長州兵の死傷者に至りては其數未だ詳ならず、而して各砲臺の大砲掠奪せらるる者總計七十門に及ぶ。

長州藩家老毛利出雲代毛利登人此月一四日一四日に至りてユリアス號に到り、應接の後和議の證として砲撃の謝狀を贈り且つ約定書を渡す、約定書は大膳太夫慶親の押印せるものにして其本文に曰く、『茲に約定す、此節之雜費相償事、各國船瀬戸内通行不妨事、薪水食料石炭其外必要之品可相渡事、下の關に於て新臺場を不築事、舊臺場修葺不致且、大砲不備附事、過料高政府と各國公使等の裁斷に可任事』と、一七日一七。英艦一隻先づ横濱に歸り其他の各艦も相次で同港に達す、二二日二二。四國公使神奈川に於て外國奉行駒井相模守信興に此約定書を提出し幕府に向て要求する所あり、是より先米國公使は商船ペンブルック號が損害を受くる事なかりしにも拘らず幕府より一萬二千弗の償金を支出すべしとの約束を得、佛國政府

はキンシャン號砲撃の賠償として此年五月二二日二二の巴里斯約定に於て當時開港拒絶談判の爲に渡歐せる外國奉行池田筑後守長發等と交渉の後償金墨銀十萬弗の支出と輸入稅率の減額を約せしめしが茲に至りて更に四國相聯合して此請求を爲す、若年寄酒井飛彈守忠毗交渉の任に當り九月二二日二二。遂に所謂下の關取極書に於て償金三百萬弗の支出を諾す、英國特派全權公使アールコック佛國全權公使ローシユ米國辦理公使ブライン和蘭總領事兼公使ポルスフルック相議して下の關に於て砲撃を受けたる米、佛、蘭三國は先づ十四萬弗宛を得、殘額を四國に於て平分する事となししと云ふ、日本政府は慶應二年及び同三年に於て各五十萬弗を償ひ遂に明治七年七月に至りて年賦金額を償了す、治一六年(四紀一八八三)此償金の配分額七十八萬五千弗を日本政府に還付す。

### 第五節 幕末の外交

初め安政五年四紀一八五八の江戸條約は西紀一八五九年七月四日安政六、五を以て神奈川、長崎、函館の三港を開き同六〇年一月一日安政九、一を以て新潟を開き同六二年一月



一日文久<sup>二</sup>を以て江戸を同六三年一月一日文久<sup>三</sup>を以て大阪並びに兵庫を開く可きを約す。但し新潟は安政六年の秋英船視察の結果其開港場として不適當なるを報告し之が代港を選定せんとするの姿なりしも江戸、大阪、兵庫の三港に至りては其約を履行せざる可らず。然るに前述の如く當時攘夷の聲極めて高かりしを以て幕府の苦慮一方ならず文久元年<sup>四</sup>一安藤對馬守は遂に兩都兩港開市延期の議を提出し英、佛、米、蘭、露、葡、日葡條約は萬延元年六月一七日<sup>五</sup>を以て成る。六國公使を説きて其承諾を求む。かくて此年二月一九日<sup>六</sup>外國奉行竹内下野守保徳、松平岩見守康直、目附京極能登守高朝は歐洲に向て出發し先づ佛國政府に向て談判ししが要領を得ず。轉じて倫敦に至りしに此時日本駐劄の公使アールコック賜暇歸國して本國政府に向て日本の國狀を述べ此年正月安藤對馬守が坂下門外に於て暴徒の要撃に遭ひし事杯を説きて使節の提議を承諾せしめしより兩都兩港開市の期を五箇年延期して西紀一八六八年一月一日<sup>七</sup>となす。夫より使節は露、蘭兩國に至り更に佛國政府を説きて悉く之に同意せしむるを得しが列國政府安くんぞ無報償を以て日本の要求に應ぜんや。即ち英國は主として輸入税減

率の事を交換的に要求せり。

抑もハルッスの條約に添へたる税則に據れば輸出入品海關税は第一類輸入無税品、金銀貨幣、金銀塊、常用の衣類、家財、並に商賣の爲にせざる書籍、何れも日本居留の爲に來る者の所持品に限る。第二類輸入五分税品、凡て船の造立、網具、修覆、或は船裝の爲に用ゐる品々、鯨漁具の類、鹽漬食物の諸類、麵包、並に麵粉、生たる鳥獸類、石炭、家屋建築用の材木、蒸汽器械、木棉及び羊毛の織物、亞鉛、鉛、錫、生組、第三類輸入三割五分税品、都て蒸溜、或は釀造種々の製法にて造りたる一切の酒類、第四類輸入二割税品、(凡て前條に掲げざる品は何に寄らず)第五類輸出五分税品、金銀貨幣、棹銅の外部で日本に産し積荷として輸出する品物と定め輸入税二割、輸出税五分を以て標準と爲す。然るに英國政府の兩都兩港開港延期を承諾するや酒類の輸入税を減じ、玻璃器を五分税の類に加ふる事を豫約せしむ。倫敦<sup>八</sup>、佛國政府も亦酒類及び佛國製品の税率減額を要求す。巴里<sup>九</sup>、其後前節に記せる元治元年<sup>一〇</sup>の巴里斯約定第三條は規定して曰く千八百五十八年の江戸條約行はるる期間は、大君殿下の政府より最後に外國交易に許與せられたる減税表目を推用



す可し、茶の包装に用ゐる左の物品は無税にて通す可し、即ち葉鉛、鉛、蠟、敷物、藤、漆に用ゐる油、藍、硫磺、石灰、平鍋、籠、又左の物品輸入の時、只其價の五分税を取立べし、酒、酒精物、白砂糖、鐵、鐵葉、器械の部分、麻の織物、時計、懐中時計、及び鎖り、硝子器、藥、而して硝子及鏡、陶器、飾玉物、化粧の香具、石、鑲、兵器、小刀の類、書籍、紙、彫刻物、畫には六分の税を取り立つ可し、以てハルリスの條約が如何に變更せられたるかを知る可し。

然れども此税率減少の大勢は未だ其底に達せざるなり、即ち安政五年の交易規則第七則に神奈川開港の後五年に至り日本役人より談判次第入港出港の税則を再議す可しとあるを以て英、佛、米、蘭四國の公使は更に日本政府に迫り慶應二年五月一三日四紀一八六、六、二五江戸に於て老中水野和泉守忠精と改稅約定十二條を締結す、是より先慶應元年將軍家茂が長州征伐の爲親發して大阪城にゐるや同年九月四國の公使は軍艦九隻を率ゐて横濱を出帆し其一日四紀一八六、五、一五を以て船艦相接して兵庫に投錨し其内の二隻は翌一七日六を以て大阪に到り從來幕府の條約に違背せるを責め期に先ちて兩都兩港開市を要求す、茲に於て京都大阪の間交渉頻繁を極め兵庫先期開港の承諾は朝廷の幕府干涉となり更に將軍の辭表となり遂

に條約の勅許となる時に一〇月五日二、三なり、其文に曰く條約の義御許容被爲在候間至當之處置可致事と、一〇月七日二、五、老中松平伯耆守宗秀、松平周防守康直、石見守書を各國公使に送りて條約の勅許を報じ且つ兵庫先期開港は勅許なきを以て猶豫を求めしが其書中稅改方の義委細承諾せり、江戸に於て精々談判す可しとの句あり、改稅約定は要するに此約束に基きて締結さるるに至りしなり、此改稅約定は全く從來の運上目録を廢し輸入輸出の諸品都て價五分の税率を基本として新に編成せる運上目録を採用し此年五月一九日七より神奈川に於て六月二一日八より長崎、函館に於て實施する事を約し其結果條約改正後の今日に至るまでなほ其餘弊を遺すに至りしものなり。

前述の如く英國公使アールロックは會て下の關に於て一回の砲撃だも受けざるに米、佛、蘭の三國と共に報復の舉に出でしが其後任者スア、ハーリー、パークスも亦強硬政策を好み却て其上に出づるものあり、パークスは慶應元年閏五月二日四、八、二四、六を以て日本に來り明治一六年四、八、三まで駐在ししが軍艦を大阪に廻航して將軍家茂に迫りしが如き實に其提議に出でしものなりとぞ、其支那に於ける前



第一章 日本の開國日清交渉の初期  
四八  
後の行動は之を後章に叙述す可きを以て讀者乞ふ參照する所あれ而して此際に於ける露國の無爲政策に付きては聊か茲に叙及せざる可らず露國は當時函館駐在の領事をして外交事務を取扱はしめ江戸に公使を置かず又本國に於ては波蘭問題の危機一髪の間迫りしが爲四國と事を共にせざりしも露國の艦隊は既に出師準備の命令に接し桑港にありて本國政府の後命を待ち其日本沿海に歸航しし時は事既に全く定まりしを以て表面無爲なるが如く見えしのみ殊に後章に詳述す可き北地定界の事と云ひ又艦長ピリレンフ對馬上陸の事と云ひ決して露國の好意を示すものに非ず文久元年二月三日西紀一八六〇露艦ボサシニカ號艦長ピリレンフ突然對馬の尾崎浦に寄港し次で幸崎に上陸して陣營を張り占據の狀を示す蓋し此頃英國對馬に注目するとの説ありしを以てピリレンフは之に先せんを欲してこの舉に出でしなり江戸政府はその報告を得て直ちに外國奉行小栗豊後守を遣はして退去の談判を開かしめしもピリレンフ辭を軍艦修繕に託して退かず露人或は人を殺し或は牛を奪ひて暴横を極め且つ暫くにして露艦エブリチニッキ號の更に對馬に至るあり英國公使アールコック之を聞き東洋艦隊司令長官ホープ

に謀りピリレンフに談ずる所ありしむ七月二二日西紀一八六〇ホープ二隻の軍艦を率ゐて對馬に赴き退去を迫りしを以てピリレンフも止むを得ず之を諾しボサシニカ號は八月一五日西紀一八六〇エブリチニッキ號は同二五日西紀一八六〇を以て漸く對馬を去る謂ふ勿れ對馬上陸はピリレンフの專斷に出で露國政府の知る所にあらずとピリレンフは其東洋艦隊司令長官リハチエフの訓令に基きしを主張せるにあらずやよし數歩を譲りてピリレンフの專斷に出でしとするも露國の侵略が常に必ずしも聖彼得堡政府の命令を待ちて後に行はれざるを知る者は心を安ずる能はざるなり  
偕將軍家茂は長州藩征伐の爲出でて大阪城にありしが慶應二年八月一日西紀一八六六遂に齡僅に二十一歳にして薨ず一ツ橋中納言慶喜代りて將軍に任ぜらる  
此年一月二十九日西紀一八六八孝明天皇崩御し給ひ翌慶應三年正月九日西紀一八六八今上天皇踐祚し給ふ五月二五日西紀一八六八朝廷遂に兵庫開港を勅許し外交の事又憂ふ可きものなきが如くなりしも而も内治は益困難に赴き且此勅許の件に關し從來幕府を助けし薩州侯も亦長州藩と相聯合して天皇陛下を擁して幕府に當らんとするの色ありしより將軍慶喜は此年一月一四日西紀一八六八政權奉還を請ひ更に十日の後



征夷大將軍を辭し共に勅許を受く。然るに此月一三日、既に討幕の密勅は薩長二藩主に下りしを以て茲に伏見鳥羽乃至五稜廣函館に至るまで一年半に亘るの戦争を起すに至れり。是より先英國公使バアクスは來任の後深く日本の國情を研究し薩長と共に事を爲すの得策なるを覺りしが之に反して佛國公使ローシユは常にバアクスの強硬政策に反對して幕府の信用を博ししを以て此戦争の起るや佛國皇帝ナポレオン三世の侵略政策を體し幕府を助けて日本内治干渉の端を發くの意ありしと云ふ。果して然らば前將軍慶喜が速に恭順の意を表ししは日本の至幸と云ふ可きなり。但し此點に就きては識者の間に異論ありと雖もそは兎に角『開國起原』の著者故勝伯の論ずるが如く將軍は王朝の臣隸にして世界各國帝王と比肩して對等の交誼を訂する能はざるは當然の理なり。幕府の滅亡は外交開始の結果にして世界開明の氣運に越されて其勢舊態を維持する能はず以て爰に至ると云はざるを得ず。

今維新以後外交の叙述に移るに先ち更に故勝伯の評論を借りて以てヘルリ來航以後幕末外交記事の結論となさむ曰く『外交訂好の始に當て上は京師の允哉を得ず中諸藩の建言大半其不可を言ひ下過激の士鎖攘の論を唱へ往々狂暴の所爲に涉るものあり。幕府其中に介し彼を論し此に乞ひ憐々焉として其所志を達する事能はず。又外人に接すれば彼は理を以て抗し勢を以て脅し我に斷決するの權なく彼また我が説く處を肯せず。於是已むを得ずして曖昧糝稜一時の苟且を希ひ偶其事を談ずるもの他の聽聞を憚り白口を以てせずして暗夜を以てし恰も姦夫姦婦の私遇に類するが如きの觀あり。されば其條約を議するに百方其延期を請ひ或は彼が欲する處の要港を辭し類首哀請の姿に陥り主客地を換るに至るは自然の勢にして其利否得失の如きは辯を待ずして知る可し。況んや海外通商の規例は我が未だ諳熟せざるの事にして彼に十分の利を占めらるるも憚りに足らず。凡物甲に得れば乙に譲り前に伸れば後に屈せざるを得ず。彼我に許せば我又彼に許さざる能はず。況んや其與ふ可きものを與へざるに於てをや。其立約の結果如何は亦爰に於て明なり。豈唯是のみならんや。某藩及を揮て往來の遠客を傷け某藩砲を飛して通航の外船を撃つ毎に幕府は垂盡の府庫を傾けて之を謝す。口には防禦を論ずれども其實は軍資已に竭きて亦如何ともするなし。特に是に止らず其極既定の商



税を減じ彼に以往の利便を與ふるが如きは皆國人自ら傷け自ら毀つものにしてかの治外法權の依然其害毒猶今日に存して人人是に窺み嚚嚚其不平を訴ふるに非ずや。嗚呼天下は豈一人の私有ならんや。而して事の爰に至る豈ひとり一人の愚ならんや。余は天下の愚を笑ふものなり」と。

## 第六節 明治初年の外交

慶應三年一二月九日<sup>四</sup>、<sup>六八</sup>、<sup>一三</sup>。攝政關白征夷大將軍等の官職廢せられ大政朝廷に復歸せるを以て之を復古又は維新と云ふ。此時に當り外國の措置最も困難なり。兵庫大阪の開港は約の如く一二月七日<sup>一</sup>、を以て實行ししが間もなく備前藩士英國人と神戸に争鬪す。英米二國因て兵を出して神戸驛の兩口を扼し兵士及び佩刀者の往來を止め諸藩の洋式船艦を拘留す。明治元年正月九日<sup>二</sup>、始めて外國事務官を設け嘉彰親王を以て總裁となし三條實美、東久世通禧、岩下方平、後藤象二郎を取調係となす。乃ち勅し給はく當今の形勢復鎖港を唱ふ可きに非ず宜しく上下心を同うし萬國の公法に違ひ外國と交誼を厚うせよと。東久世通禧等此時神戸に滯

在せる佛、英、伊、蘭、普、米公使に大政復古の國書を付して條約文中大君の字を改めて天皇となし爾後政令悉く朝廷より出づる旨を告ぐ。時に正月一五日<sup>二</sup>、なり。かくて外國事務官は直ちに神戸争鬪の事を判理ししかば英米二國乃ち兵を撤す。但し英佛二國が横濱の衛兵を撤ししは明治八年二月の事にして佛國が七〇年戦後の財政を整理する必要より之を實行するに至りしなりとぞ。

初め徳川慶喜の大阪に在て兵を發するや各國公使に事由を告げ軍艦兵器の私買を禁ぜしむ。朝廷慶喜を征討するに及び東久世通禧も亦之を禁ぜしむ。各國公使等之を諾し局外に中立す。二月三〇日<sup>三</sup>、<sup>三</sup>。朝廷各公使の請を容れ謁見を賜はんとす。時に土佐藩堺浦の戍兵佛人を殺傷し朝見の日に至り刺客又英公使パークスの從者を脅す者あり。即ち刺客を捕へて之を梟し土藩の下手人二十名に自刃を命じ佛公使をして監臨せしむ。屠腹十一人に至り公使其他を宥さんと請ひしにより之を流に處す。朝廷嚴に士民を戒飾し佩刀者の符信なくして外人居留地に入るを禁じ親王以下外人に遇へば道路相讓らしむ。是に於て開港場稍、靜肅に歸したりと雖も人氣激昂し暗殺頻に行はる。數、之を申禁し慶喜服罪の後其書を各公使に遣りて中



立を解かしめんとせしも各公使聴かず。奥羽平定の後一〇月天皇東京に幸するに先ちて即位の禮を舉行し明治と改元し江戸城に至りて之を皇居と定め外國公使に平定を告げしかば一二月二八日に至りて各國公使も亦局外中立を解く。安政五年の日米條約第八條に曰く「雙方の人民互に宗旨に付ての爭論あるべからず日本長崎役所に於て踏縮の仕來は已に廢せり」と然れども未だ日本國內に於ける基督教の禁令を解きしにあらず。故に維新の初布告を出して新に基督教を嚴禁し其信者たるの嫌疑あるものを當該官吏に告發する時は之に賞與を行ふ可きを令す。各國公使之に對して抗議を試みしも是純然たる内治に屬する事件なるを以て敢て外人の容喙を許さずと唱えて之を顧みず。初め長崎の附近多數の基督教徒あり一人の牧師なく一巻の聖書なきもよく口碑傳説を以て其信仰を維持し來りしが其處刑を畏るる事深くして之を秘密に付ししかば徳川氏の施政中は遂に檢出せられざりき。然るに明治元年四月長崎裁判所總督浦上村の基督教信徒を逮捕し處分を在京の諸侯に詢ひしを以て木戸孝允を長崎に遣はし閏四月一五日其徒三千餘人を二十一藩に分付し人家稀曠の地に置き使役し教諭を加へ悔悟

する者は本籍に復し或は其所在の民籍に編入す。各國領事之を聞きて長崎府に問ひしかば府實を以て告ぐ。其事西洋に傳播して大に非議せられしを以て日本政府も亦顧みる所あり。明治五年二月七日四紀一八七浦上村民の歸郷を許し爾來復た宗教の爲に人を刑するが如き事なし。かくて久しく嚴禁せられたる基督教は默許せらるる事となれり。

米露英蘭佛五國をはじめ葡萄牙も亦次で通商條約を訂結せるは既に前述の如し。其後徳川幕府の施政中宇瀨生萬延元一、二、一、四、一、四、一、八、六瑞西文久三、一、二、一、九、一、九、四一八六六一、八、六白耳義慶應二六二、一、六、六、八、一伊太利同七一、六、二、五丁抹同一、二、七、四、二、八、六等も相前後して通商を約し其數十一箇國となる。然るに維新の後に至り瑞典那威明治元、九、二、七、四、一、一、八、六西班牙同二八一、二、一、一、〇、九、三、二、〇、六獨逸北部聯邦明治二、正、一、〇、九、三、二、〇、六一、八、六埃地利洪噶利同九一、四、一、一、八、〇諸國相繼で來り並に締盟條約する事十一國の例の如し。茲に於て明治三年閏一〇月辦務使を派し各國に在留せしむ即ち公使なり。明治四年一〇月廢藩置縣の大改革行はれ國政粗ぼ定まりしを以て特命全權大使を歐米締盟國に遣はし條約を改正せん事を謀る。蓋し安政五年の日米條約に於て今



より凡百七十一箇月の後即ち西紀一八七二年七月四日、明治五、兩政府の協議を以て兩國の内より一箇年前に通達して條約を改むる事を得可しと規定し其他の條約も皆之に倣ひしを以てなり。右大臣岩倉具視を大使とし參議木戸孝允大藏卿大久保利通工部大輔伊藤博文外務少輔山口尙芳を副とし締盟十三國に巡聘せしむ。或は曰く一行當初の目的は泰西文物の視察にありしが米國に至りて公使森有禮の提議を容れ初めて條約改正の談判を開くに決し倉皇伊藤博文に歸朝を命じて特に全權委任狀を携へしめしに偶々獨逸公使フォン・ブランド賜暇歸國の途米國に於て岩倉大使に説くに列國と國別談判を開くの不可なるを以てし遂に之を中止せしむと要するに大使の一行は條約改正に於て一の成功せる處なし。然れども條約改正の事業は決して之を放棄す可きにあらず。彼の安政五年の條約の如きは其文意極めて漠然たるものありしも其後一回は一回より成文緻密に越き殊に明治二年の日獨、日墺兩條約の如きは最も然り故に領事裁判の權即ち所謂治外法權に關せる條項等常に外國公使の憑據とする所となる。彼の日墺條約の第二十条條に於て最惠國の意義を極めて廣く規定せるが如き實に之に口實を與へし

事少からず明治八年寺島宗則外務卿たり内外法律習慣の相違大なるを以て法權の問題を後にして先づ稅權の回復を期せんと計りしが遂に成功せず。全權公使吉田清成此方針に基き明治一一年西紀一八七八七月二五日米國國務卿エヴァルツと華盛頓府に於て『日本國合衆國間現存條約中或箇條を改定し且兩國の通商を増進する爲めの約書』十箇條を締結す。其第一條に曰く改稅約書、運上目録、借庫規則を廢し此條約實施の日より日本海關稅竝に其他の諸稅を自由に賦課するを得可しと。然るに其第十條に此約書は日本と他の締盟各國と現實此約書と均しき所の約書或は現存條約の重修を結び右現行の時に至り實施す可しとあり。而して他の締盟國との結約遂に成らざりしを以て此約書は翌年四月八日を以て交換を行ひしに拘らず全く空文に歸す。條約改正の成功は實になほ十數年の後を待たざる可らず。而もこの間韓清兩國との交渉事件等に關して徐々として日本の位置を高めしものなきにあらず。但し日韓の交渉は之を第八章に譲り日清の交渉は次節以下に於て詳述す可きを以て此處には布哇備奴の事竝に秘露買奴の事に關し一言せむ。我邦と布哇とは明治四年七月四日西紀一八七一八、一九を以て通商修好條約を締結ししが是



より先明治元年四月二五日米人ウエンリート我民百四十餘人を英船に搭して布哇島に送り傭奴となす。米國公使フアルケンボルク布哇の事を攝するを以て之を論判し遂に使を布哇に遣して之を召還す。明治五年六月南米秘露國の船マリアル一ズ號支那人二百三十二名を澳門に強買し來りて横濱に寄港す。支那人脱して英船に投じ哀を乞ひしを以て英國代理公使フトン之を外務卿副島種臣に告ぐ。種臣乃ち神奈川縣權令大江卓に命じて之を裁判せしむ。蓋し前年條約未濟國人の犯禁は國法に處するの律を定めしを以てなり。かくて買奴たりし清國人を悉く放免して之を清國に報じしかば江蘇の同知陳福勳横濱に來り難民を收めて歸國す。マリアル一ズ號船長リカルド・ヘレロー、船を棄てて米國桑港に起き電報を本國政府に致して日本政府の不法なるを訴へしより秘露政府は全權公使ゴルシアを日本に派して抗議を試みしが結局仲裁を露國に求めしに露帝我れを以て是となす。秘露政府遂に屈し且つ明治六年西紀一八七三八月二一日を以て修好通商條約を結ぶ。

## 第七節 日清條約臺灣事件沖繩問題

徳川氏の施政中清國の商船長官に來りて通商を營みしも曾て彼我兩國の間府政に交際を結びし事なし。幕府の外國と條約を結ぶに至りて支那人各地開港場に雜處ししかば慶應の末其取締法を設く。維新の初各國局外に中立するや支那の商船陰に兵器を賊に賣る者あり公使に通牒し支那人の未開港場に至るを嚴禁す。明治三年八月支那人竊に我童男女を騙買せんと謀るを以て地方官に令して之を嚴制せしむ。明年伊達宗城全權大臣となりて清國に赴き天津に於て直隸總督李鴻章江蘇按察使應寶時署直隸津海道陳欽と談判を開き七月二十九日西紀一八七三を以て日清修好通商條約を締結す。當時清廷の上諭に日本、中土と最も近し又自ら同文の國と稱す。今修好條規通商章程を議するに當り必ずしも泰西各國の舊套を沿襲せずと稱す。然れども其批准交換未だ成らざるに臺灣事件なるもの突如として起り兩國の葛藤を生ずるに至れり。而して臺灣事件を領會せんと欲せば先づ沖繩と日清兩國との關係を熟知するを要す。

沖繩の太祖として祭らるる舜天王の爲朝の子なるは今更云ふまでもなき事ながら降りて慶長一四年西紀一六〇九嶋津家久が將軍徳川秀忠の命によりて沖繩を征し尙



寧王を虜にししより沖繩は薩摩藩に隸して邸を鹿兒島に置く慶長征繩の舉ありしは全く尙寧王が明の後援を恃みしが爲にして蓋し沖繩は明の洪武五年四七二太祖の招諭を受けし時察度王其詔書を受けて臣と稱し方物を獻じて入貢の端緒を開き其子武寧王よりは歷世明の冊封を受けしなり然るに沖繩の進貢は其實互市の利を得るが爲なりしを以て薩藩も亦之を默許し清の順治一年四一四尙質王進貢の時より二年一貢を以て恆例となす而て冊封使も亦明朝の時の如く必ず冠船に乗じて沖繩に至る彼の『中山傳信錄』の著者徐葆光は即康熙五七年一七八の冊封副使なり故に沖繩人は清國を父の國我邦を母の國と唱え兩屬の姿なりしが實際の保護權を沖繩の上に加へしは清國にわらずして島津氏なり島津氏は素より沖繩の一般行政制度に對しては一も干渉を加へず全く其自治に任じしが其財政に至りては然らず吏員を派して土地の丈量を行ひ又渡唐船の取締を嚴密に行ひしが如き以て之を一屬國視せるを見る可し且つ又沖繩王の嗣子十五歳に至れば必ず鹿兒島に來遊するを以て例となしし等以て其關係の親密なるを證するに足る。

故に西歐諸國の日本開國を目的とせるものは先づ其屬國たる沖繩を開きて次で日本に及ぼさんとし英船の如きは文化一三年九月二八日四一八同地に赴むきし時既に互市を請ふ其後英佛兩國船の來航するもの絶えず弘化四年四一七を以て來着せる三隻の佛艦は遂に沖繩政府に迫りて其提出せる條約を承認せしむ嘉永六年を以て浦賀に來りし米國使節ヘルツは前述の如く那覇港を以て艦隊の根據地となし且つ翌年林大學頭等と應接せるに及び琉球の開港を要求す然れども其要求幕府の聽く所とならざりしを以て歸途復た沖繩に寄港して神奈川條約を示し遂に沖繩政府と七箇條の和親條約を締結す時に西紀一八五四年七月一日四一七なり或は曰く佛國の條約を結びしは又此年にありと和蘭も亦次で安政五年四一八を以て條約を締結す是れ蓋し沖繩を以て獨立國と見做ししが爲なり然るに廢藩置縣の後明治五年四七二九月沖繩の正副兩使伊江王子宜野灣親方の東京に來りて今上陛下の親政を賀するや沖繩を琉球藩となし尙泰を藩王に封じて特に華族に列し其米佛蘭三國と締結せる條約は之を收めて日本政府の條約と爲し外務官吏四人を琉球藩に在勤せしめ其の外交を措置す而して是より先明



治四年<sup>四七</sup>一冬沖繩列島中の八重山宮古島民六十六人颶風に遭ひて臺灣に漂着し其五十四人は牡丹社民に殺され十二人のみ國に還るを得しを以て遂に日清の間に臺灣事件を生ずるに至れり。

鄭氏の降伏以後臺灣の西半は滿洲朝に服従ししも其東半生蕃の地に至りては全く化外に屬せり西紀一八六二年<sup>元同治</sup>より同六五年<sup>四同治</sup>に至るの間其南端なる牡丹社の會長トクイトクなる者十八蕃社を糾合し一大同盟を組織して支那人を襲ひしがその極支那軍隊の勦討を蒙り兇暴を逞くする能はざるに至れり然るに牡丹社民は此壓迫を受けて不快の情禁ずる能はず西紀一八六七年<sup>六同治</sup>の春打狗附近の海岸に坐礁せる米船ローザア號の乗組員を擧げて之を虐殺す在北京の公使支那政府に向て損害賠償を要求せしが其支那政府が臺灣生蕃地の主權を有せざるを認めしより米國の一分艦隊は打狗に投錨して陸戰隊を上陸せしめ支那兵の援を得て牡丹社民を征服すかくて西紀一八六九年<sup>六同治</sup>二月厦門の領事將軍リモンドル米國の使節として牡丹社の會長トクイトクを訪ひ事實上破船處置の一條約を結びしにトクイトクが西紀一八七三年<sup>一三同治</sup>を以て死去するまで此條約は

誠實に實施されしと云ふ俗前文に記せるが如く此牡丹社民は又沖繩島民の漂着せるものを殺戮し次で明治六年<sup>四七</sup>一三月備中小田縣民四人漂着せるに復た之をも劫掠す此月外務卿副島種臣全權大臣として清國に向て出發し四月三〇日天津に於て李鴻章と修好條規通商章程の批准を交換し更に北京に至りしに時に恰も皇帝謁見の禮式に關し清廷と列國公使との間に紛議交渉中なり即ち清廷は公使をして叩頭の禮を行はしめんとし公使は之を廢せざれば謁見せずと唱え互に相下らず種臣清廷を説きて叩頭を廢して清帝に向て立禮するの慣例を創始せしむ且つ六月二一日を以て公使柳原前光をして總理衙門大臣毛昶熙<sup>マウチンシ</sup>董恂<sup>トンジュン</sup>記名道臺孫士達<sup>ソンシダツ</sup>に就きて臺灣生蕃事件の説明を求めしむ毛等答へて曰く琉球は我屬邦なるを以て其民害に遭ふも貴國を煩さず且つ臺灣生蕃地に起れる殺人劫掠等に就きては清國政府一切關係なしと。

初め沖繩の民難に遭ふや鹿兒島縣參事大山綱良は上書して親ら之を伐たん事を乞ひしも許さざりしが茲に於て副島種臣歸國の後臺灣征討の議論大に起り明治七年<sup>四七</sup>一四月遂に出師に決す陸軍中將西鄉從道臺灣事務都督となり參軍陸軍



少將谷干城海軍少將赤松則良と共に長崎に至りて壯兵を募りて三千六百五十八人を得日進孟春大有高砂の諸艦を儀裝し五月遂に出帆す少佐福島九成有功丸に搭じて先發して厦門に至り書を閩浙總督李鶴年リホクネンに與へて征臺の事を報じ五月七日瑯嶼灣に着す諸艦相次で同灣に着し二二日に至りて全軍悉く上陸す十八蕃社の内七社は風を望みて降りしも牡丹社獨り服せず乃ち六月三日を以て竹社風港石門の三道より之を攻め八百五十乃至九百五十米の峻嶺を踰えて其根據を衝き酋長阿祿父子以下十二人を斬る生熟の二蕃降る者前後相踵ぎ即ち七月一日を以て南部十八蕃社悉く歸順し八月風港山後の生蕃三十九社も亦投誠す即ち龜山を以て本營となし久屯の計を爲す此役戦死する者僅に十二人なりしが炎熱甚しく加ふるに霖雨數旬なりしを以て病みて斃るる者五百餘人に及びたりと云ふ

北京政府は日本軍臺灣征討の舉を聞くや先づ沈葆楨シンボウテインを欽差大臣となして臺灣に赴かしめ次で一萬の軍隊を福建より臺灣に派遣ししがため日清の間危機旦夕に迫るとなす者あるに至れり然るに六月二日沈葆楨の部下潘霽パンシヨウ等瑯嶼灣に至りて西郷都督に向て撤兵を要求ししかば西郷都督は征討の始より顧問として從軍

せしめし前米國領事將軍リゼンドルを閩浙總督の許に派して交渉する所あらしめんとす但しリゼンドルは在厦門佛國領事の爲に捕縛せられ國事犯罪人として上海に護送されしを以て其使命を果す能はず此時公使柳原前光北京にあり清國政府と交渉する所ありしも談判要領を得ず八月一日參議大久保利通全權辦理大臣に任せられ佛人ボアンナードを隨へて北京に赴き總理衙門大臣恭親王等と往復談判七回に及びしも議尙調はざりしを以て利通憤然として衣を拂ひて歸國せんとす然るに英國公使ウエード間に居て調停する所ありしかば恭親王等も遂に我征臺の舉を是認し(一)被害難民撫恤銀十萬兩臺灣修造房費四十萬兩合計五十萬兩我六十七萬千六百五十圓を償ひ(二)島民と約束して害を航客に加へざるを約す(三)此三條の和約の締結されしは實に十一月六日なり大久保利通乃ち歸途を以て臺灣に至り一二月を以て西郷從道と凱旋す

臺灣事件其局を結びし後更に日清兩國間に紛議を起ししは沖繩問題なり明治七年西紀一八七四七月從來外務省の管轄に屬し琉球藩を以て内務省の直轄となしし當時は島民未だ動搖せざりしも明治八年西紀一八七五五月二九日清國へ朝貢使慶賀使を



派遣し清國より冊封使を受くるを禁じ六月三日更に從來清國の正朔を用ひしも以後藩内一般明治の年號を用う可きを令するや藩王尙泰は其支那との關係五百年來の歴史を有するを以て一朝にして斷ち難きを唱ふ然れども臺灣征討謝恩の爲には弟今歸仁王子尙弼を東上せしめ又才俊を東京に遣りて學事を修業せしむるを諾す是より先五月七日我政府は熊本鎮臺分遣隊を沖繩に置く事を令し次で内務大丞松田道之を遣して命を傳へしめ反覆辯論する所あり且つ裁判警察の制度を施き郵船の往復を開始す而も藩王は其逆奉書を出さざる事數年の久しきに亘り或は支那政府に哀訴し或は外國公使に倚囑する所あり茲に於て政府も亦斷乎たる處置を執るに決し明治一二年四紀一八七九三月二十五日内務大書記官松田道之同少書記官木梨精一郎等は警部巡查及び兵士を滿載せる新潟丸に搭して那覇港に着す其齎らせるは三月一日付の布告にして廢藩置縣を嚴達し舊藩王尙泰は上京を命ぜられ木梨精一郎沖繩縣令となる時に清國再び異論を起ししが米國前大統領グラント會東洋に漫遊し兩國の間に斡旋する所あり是を日清交渉の初期に於ける重要な事件の略説となす。

## 第二章 支那長毛賊の平定竝に英佛の

### 北清遠征

(西紀一八五三——西紀一八六四)

#### 第一節 郷勇の勤王

長毛賊の長江に沿ひて東下するや欽差大臣向榮シヤンロンは賊を追ひて所在の都邑を回復し咸豐三年二月二日三三三〇始めて金陵に至り營を城東に設く之を江南の大營と稱す欽差大臣琦善は河南の信陽州より前進し三月九日四一六直隸提督陳金綬内閣學士勝保の軍營に會し共に揚州を攻む是即ち揚州の大營なり長毛賊が南京陷落の後直に鎮江揚州を陥れ南北兩路官軍の聯絡を斷ちしは既に上卷の終に叙及せる處なり長毛賊は斯の如く兩路より大軍の攻撃を受けしと雖も深く其力に恃む處ありしを以て或は北清に向て其兵を進め或は長江の上游に向て侵略を試み金陵を根據として跳梁跋扈其勢實に制す可らず此時に當りて八旗綠旗の兵は軍氣衰頹して長毛賊徒の銳鋒に敵する能はず郷勇各地に起りて勤王を唱へ營



兵爲に顔色なし。蓋し郷勇の始めて編制されしは嘉慶の初年白蓮教匪鎮定の時にあり當時なほ其數云ふに足らざりしも長毛賊亂の日に當りて赫々たる武功を奏ししは即ち此郷勇あるのみ故に是を以て清朝二百年來兵制の一大變なりと論ずるものあるに至る。是より上卷の終に繼續して長毛賊の跳梁郷勇の勤王に就きて記述せむ。

楊州城の守將丞相林鳳祥は官軍の爲すなきを見て指揮曾立昌を留めて之を守らしめ親ら二十一軍の賊兵を率ゐて北清遠征の途に上る。每軍數千人より成る。先づ滁州地方を経て進軍し咸豐三年四月二一日<sup>五</sup>。鳳陽府を陥る。學士勝保楊州大營より兵を分ちて之を追撃す。是より先三月二六日<sup>五</sup>。東王楊秀清は丞相吉文元等をして浦口より亳州地方を侵し更に林鳳祥の軍と合して河南に入らしむ。安徽省内無人の境を行くが如く五月七日<sup>六</sup>。河南の歸德府城を下し一三日<sup>六</sup>。開封府に迫る。河南巡撫陸應穀、江寧將軍托明阿と共に府内の文武官吏と力を合せて之を攻めしかば賊兵苦戰吉文元戰死し林鳳祥は太平賊徒特有の軍略を用ゐ開封府を襲てて前進せんとす。咸豐帝命を直隸、山東、山西の督撫に下して兵を率ゐて黄河を防

がしめ六月八日<sup>七</sup>。直隸總督訥爾經額を以て欽差大臣に任ず。然るに林鳳祥は豫縣より既に黄河を渡り六月二日<sup>七</sup>。開封府を西に距る凡百哩の懷慶府を圍む。勝保士先づ來り援ひ訥爾經額、托將軍、山東巡撫李德等相次て來會し賊徒專心府城を攻撃する能はず兩軍相持する事殆んど六旬に及び勝敗決せず七月二八日<sup>九</sup>。の交戦に於て賊徒少しく敗軍し懷慶府の圍茲に解く。報北京に達し訥爾經額以下從軍の將皆賞賜を受く。

然るに林鳳祥等の太平賊徒は其兵力なほ侮る可らざるものあり更に西に轉じて山西省に入り垣曲、山沃の兩縣を経て平陽府を陥る。洪洞に至る。蓋し其懷慶府外にあるや南は黄河に阻てられ北は太行山に隔てられ東には大兵の駐屯するあり唯西方小道の通ずるものありしを以てなり。乃はら山西巡撫哈芬を革職し恆春を以て之に代へ又勝保が賊徒を追撃して平陽府を克復ししとの報に接して後八月二〇日<sup>九</sup>。欽差大臣の辭令を與へ訥爾經額に代らしむ。林鳳祥巧に官軍の鋒を避けて兵を行き屯留、潞城、黎城より直隸省に入り邯鄲縣北の臨洛關を踰ゆ。咸豐帝大に怒り訥爾經額の直隸總督の職を免じて桂良を以て之に代らしめ又惠親王を以



て奉命大將軍となし科爾沁郡王僧格林沁を參贊大臣となし勝大臣と共に征討の任に當らしむ。賊徒等九月七日<sup>九</sup>。北京を距る僅に二百哩なる深州を陥れ同地に  
ある事二週間の後兵を東北に進めて天津を襲ひ其下し難きを見て同月二十六日<sup>一〇</sup>。  
退きて運河々畔の睢寧縣に據る。十一月二三日<sup>二</sup>。官軍之と戦ひしが利あらず  
林鳳祥は常に糧に敵に由り僅に六箇月間を以て四省の地を横行し一千五百哩の  
行軍を爲し城を奪ふ事二十有六又一箇の良將と云ふ可し然るに何が故に直ちに  
大舉して天津を攻めざりしか其懷慶より圍を突て出るやなほ衆二萬を擁ししに  
其後山西にありて楊秀清が金陵より派遣せる朱錫珪許宗楊の援兵を得しが其數  
亦二萬に下らず當時洪水の後にして天津城外兵を行る能はざりしと云ふも思ふ  
に攻城砲の備なきと蒙古騎兵の來着せるとは林鳳祥をして進むに怯ならしめし  
原因ならむ。

前に記ししが如く長江沿岸の都城は長毛賊の東進と共に皆復び官軍の手に歸し  
しが楊秀清は北清の遠征を計畫すると共に又長江上流の侵略を圖る乃ち豫王胡  
以冕等を遣はして安徽省を犯さしめ此年五月四日<sup>一六</sup>。遂に再び安慶を陥る。又

丞相賴漢英石祥貞を遣はして九江湖口を攻めしめ五月一八日<sup>二四</sup>。進みて江西省  
の都城南昌を圍ましむ。巡撫張之洞を湖北按察使江忠源に求めしが忠源時に江南  
大營に至るの命を受けて其途に上り九江にあり敵に應じて直ちに之に赴く賊徒  
南昌を圍むと共に枝隊をして腹地に竄入せしめしかば江忠源書を湖南に飛して  
援を請ふ在籍禮部侍郎曾國藩署巡撫駱秉章と議して湘勇二千楚勇一千竝に鎮軍  
兵八百を遣して之に應ぜしむ其將校は羅澤南郭嵩焘等にして澤南は又其子弟鄉  
人を率ゐて自ら一軍を成す適々吉安府に土匪起り長毛賊徒に應じ府城を圍む事  
急なり忠源乃ち劉長佑江忠淑<sup>忠源弟</sup>をして其募集せる湘勇を率ゐて之を援はしめ  
立ろに其圍を解く江西省城賊徒の圍を受くる事九十餘日張之洞江忠源等兵民を獎  
勵して心を向くして固守ししかば八月二日<sup>二九</sup>。に至りて圍遂に解く。  
曾國藩は字を伯涵と云ひ號を滌生と稱し湖南省湘鄉の人にして曾麟書の長子な  
り嘉慶一六年一〇月一日を以て生まる故に洪秀全よりも長ずる事實に一年な  
り道光一八年の進士にして同二九年を以て禮部右侍郎の職を授けられしが咸豐  
二年七月<sup>四</sup>。生母偶々死去し郷里に滞在ししに十一月に至り湖南巡撫張亮



基に對して上諭あり令を國藩に傳へて郷民團練土匪搜查の事務に當らしむ。曾國藩チヤンシヤ長沙に至りて張巡撫と協議し明の威繼チキツ光クワン五年ウイフイ清の傳ワナイ聲シヤウ六年リクニの法に倣ひて郷勇の訓練章程を定め上疏す。其制は每營五百人とし樸實誠正の人を擇みて之を率ゐしめ軍法を嚴にし資糧を厚くし日に訓練を施す。是より湘郷シヤンシヤの郷勇即ち湘勇は勁旅を以て稱せられ俊傑の士相次で起る。但し湖南省に於て初めて團練の法を唱へ之を實行ししは江忠源キヤンチュンにして事は道光の末年にあり。江忠源の戦功は上來屢叙述しし處なるが其郷里新寧縣地方盜賊多きを以て夙に郷勇を組織し同二七年之を率ゐて雷再浩レイザイコウの亂を定む。郷勇を以て賊を討つは此時に始まるにあらずと雖も其後長毛賊の亂起り江忠源が郷兵五百人を率ゐて廣西の官軍を助くるや實に湖南の郷勇境を出でて賊を討つのは始たり。是を楚勇と稱す。而して湘勇の創設に與りて最も力を致ししは即ち湘郷の儒生羅澤南ロタクナン王念ワンニエンなり。咸豐二年縣令の囑を受けて初めて其事に當りしが曾國藩の指揮を受くるに至り益々整頓し遂に上文に述べしが如く境を出でて賊を討てり。當時各省土匪横行ししを以て滿洲朝廷は各地在籍の文武大官に勅して團練の事に當らしめ良家の子弟を訓練して不逞の徒

を捕へしむ。茲に於て人才至る處に輩出し復野に遺賢なきに至れり。又盛んならずや。

南昌ナンヂヤンの圍解くるや江忠源キヤンチュンは復び九江キウキウに赴きしに至れば則ち城已に賊の有たり。時に張亮基チヤンリヤン署湖廣總督たり九江の賊の上流を犯さんとするを聞き兵を出して田家鎮テンカチンを守らしむ。江忠源急行同地に赴き營壘を見て嘆じて曰く是實に天險なり而も軍情地勢共に之を失ふ次日を以て營を移さしめんと。然るに此夕賊兵砲撃を開始ししを以て忽ちにして此要害を舉げて敵手に委す時に九月一三日キツニツなり。黃州ワウヂウ漢陽二府相次で長毛賊徒の有に歸す。茲に於て賊徒分れて二股となりて北進し一は孝感キヤウカンを陷ぬれ一は應城イヤンチンより德安府トクアンフを犯ししが既にして官軍三面より迫りしを以て合股して漢陽に退き更に黃州に退軍す。時に張亮基山東巡撫に轉任し吳文鎔ウワンチン新に湖廣總督となり一二月を以て黃州に赴き府城を距る二十清里の地に陣す。翌咸豐四年正月賊兵の備なきを見て其營を襲ひしが却てその逆襲を受けて大敗し吳總督も亦戰死す時に其一五日シツニツなり。賊兵勢に乗じて漢陽を陷ぬれ其將石祥貞シヤンシヤンは武昌ウヂウを舍てて直ちに江を溯り湖南省を犯し二月一日ニツ岳州ユヅウを陷ぬ



れ進みて湘陰城に入る。而して他の一隊は襄河によりて進み、德安府及び隨州、棗陽縣を陥れ、湖北省の諸郡邑殘破せらるるもの數ふるに違わらず。更に眼を安徽省に轉ずれば、長毛賊徒の勢益盛なるを見る可し。初め石達開、安慶にありて、侵略地の行政事務を經營ししが、秦日綱の達開に代るや、再び侵略を事とし、咸豐三年一〇月一四日一四、雨に乗じて、集賢關を撲ち、相次で桐城、舒城を下し、廬州に迫る。廬州は即ち安慶陥落後の省城なり。楊秀清更に豫王胡以晃をして十萬の大兵を率ゐて廬州の攻撃軍に加はらしむ。江忠源時に安徽巡撫に任ぜられしを以て省城の急を坐視する能はず之に赴く。然るに其所部の兵は湖北巡撫崇綸の要求により其大半を同地に留めしを以て僅に數百人に過ぎず。且城中守備の策整はず殊に知府胡元燁の賊に通ずるあり。一二月一七日、四、一、五、城遂に陥る。城の將に陥らんとするや、江忠源佩刀を抜きて自殺せんとす。左右之を妨げ一僕負ふて走らんとししに、忠源可かず其肩及び耳を噛み遂に古塘に投じて死す。咸豐帝報を得て大に之を惜み、總督を贈り、忠烈と諡す。江忠源が書生の身を以て主として戎事に當り爲に軍氣を一變するに至りしは上述の如くなるが、江忠源は又三省會剿の議

を起して、以て江面肅清の基を開く。故に評者曰く、公の存亡は實に天下の安危に關す。豈僅に一死を以て頑儒を激するのみならんやと。

初め南昌の圍未だ解けざるや、郭崇謙賊の謀者を捕へ、其士卒の皆船に在りて互に相赴援するを知る。乃ち議して曰く、東南の州縣は水を阻つる地多し、江湖に風を得れば數百里一瞬に往來す可し。賊は船により水路を利用し、官兵は陸路に率ゐる警を聞き之を躡む。故に其勢常に及ばず。長江千里悉く賊の有となる宜なる哉。賊勢の日に猖獗なるや、今日の急務は實に之に當るの策を講ずるにありと。江忠源大に之を然りとし上疏して、湖南、湖北、四川の三省に令し、各戰船を造りて水師を設けしめ、又廣東に令して戰艦用の巨砲を鑄造せしめ、ん事を請ふ。是即ち三省會剿の議なり。時に會國藩軍を督して、衡州にあり、賊長江を擾すを以て水師に非れば能く其死命を制するなきを念ひ、江忠源の議を用ゐて、銳意規畫す。造船所を衡州湘潭に設けて、施器、快鎗、長龍、舢板等諸種の戰艦を造り、水勇四千人を募集し、廣西巡撫勞崇光の派遣せる、褚汝航をして之を訓練せしめ、分ちて十營となす。楊載福、彭玉麟等、褚汝航と共に之に將たり。而して陸勇十營は、滿洲鑲黃旗の出身なる參將塔齊布、並に羅漢南等



をして之を率ゐしめ曾國藩親ら水陸兩軍を統べて衡州を發し江を夾みて下る是實に咸豐三年十一月の事なり是を長江水師の權輿となす翌年二月岳州の陷るや湖南巡撫駱秉章は曾國藩に乞ふて賊に當らしむ此時に當り岳州より鎮江に至るまで長江沿岸擧げて洪秀全の蹂躪に任し其徒の横行する處約六十萬方哩に達す

第二節 賊勢の頓挫

僧格林沁勝保の兩將は兵を合して直隸省内の諸城を回復し咸豐四年正月八日一八五〇。獨流の賊巢を攻めて之に克つ林鳳祥等は糧食缺乏せるが上に此敗軍あり遂に靜海縣を棄てて南歸の途に就き二月一五日一八五〇。復た阜城縣の附近に敗れて縣城に入る是より先楊秀清安徽省内駐屯の兵を割きて北清遠征の軍を援はしめしに此援軍は進みて山東省に入り二月二〇日一八五〇。を以て黄河の北岸なる豐縣を占領し三月一五日一八五〇。臨清州を陷る山東巡撫張亮基を革職し崇恩を以て之に代ふ張亮基は在職中黄河を治めて其舊水路を開通して直隸潯に注がしめしを以て有名なり勝保も亦革職を命ぜられしがなほ留營を許され此月二五日臨清州城

を回復しし後四月九日一八五〇。其逸賊を曹縣に破る曾立昌許宗揚共に黄河に溺死す僧格林沁は専ら阜城の賊を攻めしが此日夜に入りて賊兵南方連州に走りしより勝保新勝の兵と力を併せて之を圍む賊兵未だ曹縣の戰敗を知らず五月二日一八五〇。一枝隊を派して山東の高唐州を襲はしめ之を下す咸豐五年正月一九日一八五〇。林鳳祥遂に阜城を守る能はず且重傷を負ひて官軍に捕にせられ京師に於て斬に處せらる勝保高唐州を圍みしが速に功を奏せず僧格林沁代りて之を攻め三月一日一八五〇。を以て州城を回復し敗兵を追ひて黄河を渡り馮官屯にいたりて四月一五日一八五〇。賊將李開芳を擒にし悉く賊徒を殲す但し賊徒中此年一月を以て安徽省に歸りしものなきにあらずと雖も長毛賊徒の北清遠征はかくの如く全く失敗す是僧那王勝大臣が軍略の宜しきを得たるが爲なりとは言へ朝廷が各省に令して實施せしめし堅壁清野の法の大功を奏ししが爲なるや亦争ふ可らず之が爲に賊徒の聲望を害しし事實に少しとなさず

湖南湖北に於ても長毛賊徒は漸次其占領地を失ふに至れり初め曾國藩は討賊の命に接して靖港に戦ひ大に賊の爲に破られ湘潭縣又陥落ししも既にして咸豐四



年四月三日<sup>二四</sup>、塔齊布苦戰して之を克復し全楚の軍氣復た振ふ、荆州將軍官文湖  
北南路の賊兵に當り四月一三日<sup>九</sup>、遊擊王國才龍會橋に奮戰して勝利を博し府城  
又憂ふるに足らず、新任湖廣總督蔣濬は北路の賊を討ち德安府等を克復す、南路の  
賊兵は相次で監利、宜昌、石首竝に湖南の華容等諸縣を陥ぬれしが忽ちにして官軍  
の爲に克復せられ走りて岳州の賊營に投ず、然るに六月二日<sup>六</sup>に至りて武昌省  
城陥落し賊勢稍振ひしが七月一日<sup>七</sup>、曾國藩先づ全力を舉げて岳州府城を回復  
し次で水陸兩軍共に賊兵の附近に駐屯せるものを伐ちて賊將丞相曾天養を仆し  
閏七月二日<sup>八</sup>、高橋に克ちて荆より川に入り岳より湘に入るの門戸を固む、賊の  
城を守るの法は陣を守るにあらずして險を守るにあり故に八月二日<sup>一〇</sup>、曾國  
藩は武昌城外の要塞を守る賊兵を伐つ將軍官文も亦一枝隊を派して此攻撃に  
加はらしめ激戰兩日翌日遂に之を下す、此日荆州の軍は又漢陽城を克復し湖廣總  
督楊岳も其部下をして黃州府を克復せしむ、楊岳は武昌失守の後臺湧に代りて總  
督に任せられし人なり、此月湖南益陽縣の胡林翼四川の臬司より湖北に轉任し討  
賊の事に當る、一〇月羅澤南塔齊布楊載福等楚軍水陸の諸將田家鎮を拔き新州の

賊將陳玉成が廣濟に走り蕪王秦日綱丞相羅大綱と共に要隘を守るを以て羅塔の  
兩陸將は更に之を追撃して廣濟を下し一月四日<sup>二</sup>、黃梅に克つ、茲に於て湖の  
南北兩省略平ぐ。

塔羅の兩將澤南と同じく湘郷の出身なる李續賓等と兵を督して敗兵を追ひ進み  
て九江に迫る、然るに此年一二月楊總督廣濟にありて賊の逆襲を受けて利を失ひ  
翌咸豐五年正月七日<sup>三</sup>、漢口復た賊の有となり漢陽府も次いで下り二月一七日<sup>四</sup>、武昌省城又陥ぬり巡撫陶恩培等に死す、即ち胡林翼を巡撫となし又楊岳を革  
職し四月二七日<sup>五</sup>、荆州將軍官文を以て湖廣總督となす、其後湖北の諸城相次で  
賊の有となりしを以て六月察哈爾都統西凌阿を欽差大臣に任じ楚境に入らしむ、  
然るに其久しく德安を攻むるも功なきを以て之を革職し九月二五日<sup>一</sup>、官總督  
を以て欽差大臣となししより諸城漸を以て克復するを得たり、時に曾國藩等江西  
竄入の賊徒に當りしが羅澤南武昌の回復を以て急務なりとし親ら之を援はん事  
を乞ひ所部を以て湖北に至りて奮戰し咸豐六年三月砲彈額に中りて武昌城外に  
戰死す、時に年四十九なり、是より先五年七月塔齊布も亦軍に辛し湘軍茲に於て二



名將を失ふ。塔齊布を忠武と諡し、羅澤南を忠節と諡す。羅澤南死に臨みて、胡林翼の手を握りて曰く、武漢未だ克たず、江西復た危きも、兩願する能はず。死は惜むに足らざるも、事の未だ了らざるは遺憾なり。乞ふ、迪菴と之を謀れと。迪菴とは李續賓の字なり。是より澤南の衆を統ふ賊將石達開時に武昌にあり、城將と共によく之を守りしも、其金陵に歸るに及び、此年一月二二日四紀一八五、武昌省城復官軍の手に歸す。其失守より已に二十一月に及び、此日漢陽府城をも亦克復す。

武漢の要地既に克復せるを以て、官文、胡林翼は勢に乗じて、水陸兩軍をして大舉東下せしめ、忽ちにして湖北省内の賊徒を清む。茲に於て楊載福は水軍、李續賓は陸軍を率ゐて共に九江城に迫る。曾國藩乃ち九江に至りて軍を勞ひ、其攻戰を策する所ありしが、咸豐七年二月父の計を得て郷里に歸り、楊載福、彭玉麟代りて其軍を分領す。初め國藩の弟國華をして其任に當らしめんとししが、官文は卑きを以て此命ありしなり。四月、官文方略を上奏して曰く、昔吳の臣紀陟言ふ、長江五千七百里にして疆界遙なりと雖も、險要必争の地は四所を數ふるに過ぎず。所謂險要必争なる者は、荆襄、武漢、九江、湖口のみと。今上游悉く定まり、賊を討つ急務は必ず力を盡して九

江を攻むるにあり、而して後江西の門戸保つを得可く、江南の全局圖るを得可しと。當時兵力を分ちて江西安徽を援はんと議するものありしより、之に向て抗議を試みしなり。賊將貞天侯林啓榮九江に踞ししより、其江西の重鎮にして皖安楚の咽喉なるを以て、對岸黃梅の小池口に堅壘を設け、湖口、彭澤の賊と相連絡して力守す。而して陳玉成等の賊將屢、安徽より湖北を犯して、牽制運動を試みしが、此年八月一五日四紀一八五、胡林翼小池口の賊壘を平げ、九月九日二〇、李續賓等湖口縣を克復し、二二日八、楊載福等彭澤縣を克復し、咸豐八年四月七日四紀一八五、遂に九江府城を下す。賊徒死するもの一萬七千餘人、林啓榮も亦其中にあり。府城賊の有となる事、茲に六年其克復、楊、李、彭の諸將與て最も力あり。茲に於て官文、胡林翼水路東征の策を議し、先李續賓をして安徽の軍を援けしむ。

初め提督和春、巡撫福濟、廬州府城の回復に盡瘁し、咸豐五年一〇月一日四紀一八五、遂に其目的を達し、翌年一月舒城縣を克復し、八月三河に於て大勝を博し、九月巢縣に勝ちて其城を復す。翰林院編修李鴻章此役福巡撫を援けて功績あり。李鴻章は安徽省合肥縣の人にして、道光三年正月五日を以て生まる。是より先咸豐四年一二月



親ら進みて福巡撫に乞ひて含山縣の攻撃を策し遂に之を下ししより其名漸く戎伍の間に高し。此時に方りて廬州所屬の諸城邑漸次平定に歸ししも安徽省の北部より湖北、河南、山東、江蘇の邊界に亘りて從來捻匪なるものあり長毛賊徒の盛なるを見て所在に蜂起ししかば官軍は力を專にして髮賊に當る能はず。捻とは捏なり不逞の徒聚擄隊を成して劫掠を肆にす故に捻子の俗稱あり。咸豐四年中袁甲三直隸督世凱征討の任に當りしも捻匪髮賊と互に聲息を通じて益々猖獗を極む。朝廷福巡撫の老師功なく舒城三河得て又失ひしを以て翁同龢をして之に代らしめ且勝保を以て欽差大臣となししに其未だ廬州に至らざるに省城復た賊徒の有に歸す時に咸豐八年七月一日二八なり。李績賓先づ太湖に克ち次に桐城舒城を下し三河に至る。九月天長縣の捻首李昭壽歸順して内應し城忽ち下る。昭壽の名を世忠と改めて參將に補し以後降將の功を立てて自ら賂ふものを賞與せしむ。一月賊將陳玉成、李秀成、李世賢等廬州の圍を解かんとして大舉して三河を攻む。李績賓其兵僅に敵の二十分の一に及ばず九日一四七營皆陥る。陣亡す。曾國華以下戰死するもの極めて多し。績賓を諡して忠武と云ひ總督銜を加ふ。

次に前年に溯りて江西省の形勢を記さんに咸豐五年曾國藩、石達開の江西に入りしを聞きて賊徒の征討に馳せしより次を追ひて廣信府、饒州府等を回復ししも翌咸豐六年正月二五日四一八吉安府も亦賊の有となる而して瑞州、臨江兩府共に未だ克復せず。而して吉安、建昌兩府の管下に邊餞會なるものあり。此年長毛賊と通じて兵を擧げ廣信府を圍む。知府沈葆楨の婦林氏は林則徐の女なり。夫と共に士卒を勵まし遂に賊兵を撃退す。一月劉長佑等袁州府城に克ち將に吉安府に向はん。とししも安福縣の賊其後を斷たん事を憚る初め吉安の知府黃冕湖南にあり。略巡撫に乞ひて曾國藩の弟國荃をして湘勇一千人を長沙に募らしむ。國荃其兵を率ゐて安福縣城を克復す。曾國荃の軍吉安を攻むるが爲に募れるより吉字軍の稱あり。咸豐七年七月楊載福等瑞州府を下し十二月臨江府も亦劉長佑等の下す所となる。此年八月賊兵より『虎王』の異名を得たる王爺軍に卒ししも翌年九江下るの後劉坤一等各地に轉戦して江西の陷城其八九を收復せるより石達開等相率ゐて閩浙の境に入る。爲に福建の邵武府、浙江の金華、衢州、處州三府前後守を失ふ。乃ち曾國藩を起して再び浙江を援けしむ。而して閩浙總督王懿德、福建巡撫慶瑞、浙江巡撫晏



端書等其部下に命じ江南大營より派遣せる將士と共に賊徒鎮定の任に當らしめ  
浙江は七月に於て福建邵武府管下は八月に於て平定す。但し龍巖州連城縣等の克  
復されしは翌年一月の事なり。是より先會國荃専ら吉安府の攻撃に力めしが偶々  
城内の賊將先鋒李雅鳳丞相和明海と不和を生じ之を死に致ししを以て其機に乗  
じて肉薄して城に迫り府城を克復し李雅鳳を生擒す。時に八年八月一五日二九。な  
り。江西省又鎮定に歸す。閩省に破れし餘賊は信豐より廣東省の惠潮二郡に入りし  
が翌年七月兩廣總督黃宗漢直ちに部下に令して討ちて之を平げしむ。

此間江南楊州の大營の動靜は最も變化に乏しく興味少なきを以て簡單に之を叙  
せむ。咸豐三年一月二六日二六。楊州府城官軍の有に歸ししも其逸賊を瓜州に走  
らしめしを以て欽差大臣琦善は革職留營を命ぜられしが四年閏七月疾を以て軍  
に死す。前任江寧將軍托明阿代りて欽差大臣となり楊州の軍務を督す。其後楊州軍  
は浦口江浦の賊壘を破り江南の軍は太平府蕪湖縣等を回復し江蘇巡撫吉爾杭阿  
は別軍を以て鎮江を圍む。六年二月鎮江の賊兵江を渡りて瓜州の賊兵と合し三月  
一日四。復楊州を陥れしを以て托明阿を革職し在營の副都統德興阿を都統となし

欽差大臣に任ず。一三日一四。府城復た官軍の有に歸す。四月吉巡撫賊の糧道に當れ  
る高資を扼守し戦死す。楊秀清鎮江の圍解けしを以て五月江南の大營を攻めしめ  
しが時に向荣は甯國溧水等の克復を必要とし兵力を分ちし際なりしを以て支ふ  
る能はず丹陽に退却す。七月向荣遂に病を以て軍に死し江南提督和春之に代りて  
欽差大臣となる。七年一月一日二七。德大臣瓜州を克復し江南軍の提督張國樞  
鎮江を克復し八年三月和大臣張提督と共に金陵即ち南京を圍み七橋魏雨花臺に  
戦ふ。然るに八月二〇日二九。陳玉成等浦口の德大臣の大營を奪ひ翌月三日九。復  
た楊州城を下し牽制を試む。張提督江を渡りて北軍に合し九月一五日二〇。府城を  
回復せしが朝廷德大臣の軍久しく功なきを以て九年七月和大臣をして江北の軍  
務をも統轄せしむる事となす。和春の部下には張國樞の外なほ參將馮子材李世忠  
等の良將あり益々金陵に迫る。

初め洪秀全の金陵に入りて之を以て國都と定むるや以來身は深宮の中にありて  
淫欲に耽り號令一に東王楊秀清に出づ。東王は其廣西にありし時より數親ら巫と  
なりて天父我に宿ると稱し秀全をして跪きて杖を受けしめ衆愚をして迷信を養



成せしむると共に暗に之をして憚る所あらしむ。咸豐六年向榮の病死するや金陵城内の賊徒報を得て大に喜び酒を擧げて相慶す。楊秀清常に洪秀全を以て贅疣となししが遂に自立の志を起し其下をして萬歲を呼ばしむ。從來洪秀全に向て萬歲を呼び楊秀清に向て九千歲を呼ぶの慣例にして其他八千歲七千歲各人に依りて一定す。秀全乃ち秀清に何を以て我を稱へんと詰る。秀清兄を稱するには萬々歳を以てす可しと答へしも秀全心安んぜず。北王韋昌輝翼王石達開を召して密に之を圖る。韋昌輝時に安徽省にあり先づ歸りて楊秀清の招に應じて其家に至り手ら劒を抜きて之を刺殺し其黨二萬人を屠る。石達開湖北省より歸來し其殘酷なるを責む。韋昌輝怒りて之をも圖らんとす。達開覺りて遁る。昌輝悉く其家族を誅す。秀全益々懼れ衆をして北王府を攻めしむ。昌輝江を渡りて遁れしが楊秀清の餘黨に捕へられ金陵に於て其一族と共に誅に行はる。是實に咸豐六年七月より九月に亘る事件なり。石達開は安慶に遁れし後一度金陵に回りしが秀全の猜忌を受けて復安徽に趣き遂に金陵に歸らず。茲に於て擧兵當時の五王一人をも留めず殊にその楊秀清を失ひしは一大打撃と云ふ可し。賊徒の氣益々揚らざる又宜なり。但し石達開の事

蹟に至りてはなほ後節に記述せむ。

咸豐八年一月洪秀全は天下に向て檄文を發ししが文中曰く、夫れ天下は中國の天下にして胡虜の天下に非るなり。實位は中國の實位にして胡虜の實位に非るなり。士女玉帛は中國の士女玉帛にして胡虜の士女玉帛に非るなり。明季陵遲より嬖妖豎に乗じて中國に竄入し神器を盜竊す。當時の官兵人民未だ共に義勇を奮ひて驅逐境を出でて羶穢を掃清する能はず。反て首を低れ心を下して其臣僕たるを致し今に至るまで二百餘年中國を濁亂し兵民を鉗制し刑禁法維至らざる處なく而して一切の英雄豪傑其制する所となり甘じて之か用を爲さざるなしと。洪秀全は實に此滿清顛覆明朝回復なる好箇の題目を捉へて天下に絶叫せりと雖も惜ひ哉。其名は其實と相背馳し幾十萬の太平賊徒一人の行政的才能を有するものなく皆眞に賊徒たるに過ぎず。馮雲山楊秀清の如き稍望を屬するに足りしも今や共に仆れて之に代る可きものなし。楊韋の兩賊相屠りしより洪秀全は其制し難きを思ひ新に王號を封ずる事稀なりしも同祖弟洪仁玕の此年四五月の交を以て廣西より金陵に至るや大に喜びて之に王號を興へて干王となす。而して之が爲に衆の服せざ



るを憂ひ腹心の徒に悉く王號を加へ其數二千七百餘人に達すと稱するものあるに至る而も皆是粵人にして其大多數は廣西の出身なり是廣西を以て支那全土を統轄せんとするものにあらずして何ぞ林鳳祥等の北清にあるや其言語全く住民と異なりしを以て之を誘導する能はざりしと云ふにあらずや殊に其新宗教は支那人の信仰と柄懸相容れず賊徒の挫折を受くる又其所なるのみ然るに咸豐九年殊に一〇年に入りて長毛賊徒の勢又盛なるものあり是全く北京政府が英佛兩國と葛藤を起し内憂外患交至り大に困難の状態に陥りしより賊徒此機に乗じて活潑の運動を試みしが爲なり故に是より更に眼を轉じて暫く清國政府と外國との關係に就きて叙述する所あらむ。

### 第三節 天津條約

南京條約の結果として清國は五個の開港場を設けしが開港地の地方官は皆外國人の居住地を一定の區域内に限り其自治に放任ししより遂に所謂居留地制度の發達を見るに至れり彼の歐洲人の模範居留地と稱する上海の如き英租界米租界

は居留外人の自治行はれ佛租界に至りては同國領事の權力極めて大なりとぞ咸豐三年八月五日四一八廣東の匪徒劉麗川謝安邦等上海縣城を陥れし時縣吏居留地に遁れ税關局をも移轉す時に税關長關稅徵收を外人の委員に委託せん事を提議し翌年六月五日二六九英米佛三國の領事アールコック、マルフィー、エダンの三氏税關長と會見を遂げて關稅徵收規程を定め是より外人其實權を握る即ち其第一條の大意に曰く税關長は外國語に通じ而も誠實敏捷事務を執るの下僚を得る事難きにより外人を雇聘して之が缺を補ふの道を講ず可し而して其撰任は道臺の掌る所とすと英人ウエード佛人スミス米人カアル委員に指名せられウエード委員長となりしが一年の後辭任し領事館書記生レー(李泰國)之に代る降りて同治二年四一三に至りてロバート・ハート(赫德)更にレーに代る總稅務司スアロバート・ハートとは即ち此人なり清國の地方官吏は斯の如く徒に一身の責任を輕くせんとし爲に其當然の權利を擧げて外人に譲り他日の禍を醸すを知らず憐む可きのみ。

匪徒の上海縣城にあるや在留の外國人中之と往來して或は掠奪品を購ひ或は兵



器を興ふるものありと雖も其國籍區々たるを以て何人も之を制する能はず佛の提督ラゲール(嘛嘔喇)等江蘇巡撫吉爾杭阿を助け咸豐四年一〇月二〇日四一八縣城の回復を計り翌月一八日復た攻撃を試みしも共に撃退せらる。然るに賊徒の勢漸く衰へ此年除夕劉麗川死黨を率ゐて遁れしかば翌咸豐五年正月一日二七官軍城を陥ぬれて謝安邦等を擒にし劉麗川を追ひ之を陣斬す。此賊徒は全く太平賊徒と關係なしと雖も南京陥落の後閩粵臺灣地方には至る處匪徒の機に乗じて事を起すあり咸豐三年福建省漳州府の小刀會匪なるもの亂を起し海澄同安ハク溪の諸縣城を下し四月一日一五厦門を占領ししが在留の外人少く皆古浪嶼に避難し交渉の記す可きなし福建巡撫王懿德漸次に賊徒を鎮定し一〇月一日一一厦門全島を克復す。廣東の凌十八は既に咸豐二年六月中戦死して匪徒一度其跡を收めしも咸豐四年に至りて復た蜂起し五月二二日一六廣州府の東莞縣を下し其後佛山鎮を奪ひて根據地となし遂に省城に迫る。廣東省內所在之に應ずるものあり肇慶府の如き又既に賊の有たり閏七月の頃省城内の人民相議して外國人の援を得んとし兩廣總督葉名琛の承諾を得しかば之を聞知せる匪徒は又援を外

國人に求め成功の後海南島の一部を割讓せん事を約ししも共に顧みられず。一月一〇日一官兵佛山鎮を復し翌咸豐五年正月大に匪徒を破り四月六日二五廣西巡撫勞崇光の軍肇慶府を克復す。此前後廣東に於て刑に行はれしもの約十萬人に達し良民の難を避けて外國に移住せるもの極めて多く又大亂たり黃埔、香港在留の外國人にして私に賊徒を助くるものありしも領事之を制せず清國官吏は素より之を詰るの餘裕なし。

是より先咸豐二年スアジョン・ボウリング香港太守となり前任者スアゼオルデ・ボンハム(咬咬)の方針を繼續して廣東入市の實施を求めしが兩廣總督之を可かず。咸豐六年バアクス(巴夏禮)ハ廣東領事に任ぜられ強て之を葉名琛に迫りしも其效なし。バアクス能く小事を争ひボウリングも亦剛復事を行ふの癖あり以て尊大なる葉總督と相當る其紛議の度を加ふるは素より偶然にあらず而して當時英人は清國の内亂に苦むに乘じ其利益を擴張せんとし香港の貿易を盛ならしむるが爲に清國の船舶に免許狀を與へて英國の國旗を掲げて通商するを許す。是が爲に各商品殊に鴉片の密



貿易は盛に南清地方に行はる何となれば清國の商船は便宜に應じて英國の國旗を撤し自由に各地に往來すればなり且又葡領の澳門に於ては盛に奴隸貿易に従事ししかば葡船の沿海の地に出沒して土民を誘拐するもの極めて多し葉名琛等が外國人に向て不快の感を抱く又其處なるのみ因に云ふ澳門の奴隸貿易に關しては其後世人の攻撃極めて烈しかりしを以て同治一二年調査委員を西印度のキユーバ島に派し服役の奴隸に就き其多數の誘拐せられしものなるを確め光緒元年同港の知事も漸く之を禁止するを諾す同港に奴館の設置されし事二十五年其間支那人の外國に賣却されしもの凡そ五十萬人に達すと云ふ。

咸豐六年九月一〇日西紀一八五六年八月二〇日黃埔碇泊の清國軍艦より二隻の小艇を出して羅非アルロー號に兵士を闖入せしめ乗組員十四人中十二人を拘引し英國の國旗を仆して之を甲板上に遺棄すアルロー號は名義上丁抹領事プロックの所有なるも實は清人の所有に係り且英國々旗を掲ぐるの權は已に十一日前に於て消滅ししものなり然るにバアクスは報を得て清國兵士の不法を詰り乗員の還付を請求ししかば葉名琛は乗員中李明太等盜匪に屬すと唱えて抗議し交渉數回にして初め

てバアクスの請求に應ず而も其還付と共に豫め請求せる謝狀を交付せざるを以てバアクスは敢て之を引取らずア・ジョン・ボウリングは復讐的手段に訴へ清人の船船を掠奪せしめしが其効なきを見海軍中將ス・マイカエル・シュームールは直ちに進みて虎門の砲臺を奪ひ九月二十九日西紀一八五〇年十月一日に至るまで廣東省城を砲撃して一度之を陥れしが兵力薄きを以て軍艦に歸る十一月六日西紀一八五〇年十一月十六日葉名琛をして黃埔の居留地に於ける歐人の館舎を燒かしむシュームール二月十九日西紀一八五〇年三月一〇日を以て廣東を去り援兵の來るを待ちて再舉を謀らんとす。此報告の英國に達しし時はバルマアストン卿恰も首相の職にあり西紀一八五七年二月議會に公文書集を提出して西紀一八四二年より西紀一八五六年まで清國政府が外人に凌辱を與へたる二十八事件を説明し清國遠征軍費の協賛を求む庶民院之を否決ししを以て三月二一日西紀一八五〇年三月二十一日解散の命を下し四十日の後召集せる新議會に於て之を承諾せしめ佛露米諸國に提議して共に北京に公使を派遣せんとす佛帝ナポレオン三世は國威を海外に耀して人心を籠絡するを好みしかば西紀一八五六年二月二十七日西紀一八五六年二月二十七日廣西の一地方官が牧師佛人ペール・シャブドレー



ンを刑に行ひ西紀一八四四年の條約を破りしを一の口實とし英國と同盟して兵を清國に出すに決す。かくてエルデン(額爾金)卿は英國を代表し男爵グロウ(威羅)は佛國全權となる。エルデン卿は遠征隊の一部を率ゐて六月新嘉坡に着ししにこの時恰も印度に於て土民兵の叛亂を企つるあり印度總督キャンニング卿より飛書をして切に援を求むるに遭ひしかばその求に應じて軍隊を割きて之が急を救はしめ翌月香港に着す。時に佛兵未だ至らず乃ち更に軍隊を印度に送らんとし親らカルカッタに赴き九月二〇日復た香港に歸りて後發部隊の至るを待つ。一月の終に至り米國公使リード露國海軍中將ブーチャチン共に軍艦に搭じて香港に着す。但し米露の二國は單に清國に迫りて其通商條約を改訂せんとするのみ。エルデン卿の未だ香港に着せざるに先ち此年五月スアマイカエル・シームールは數支那の蓬船を襲ひ大佐ケッペルの如き勝に乗じて佛山鎮を侵しし事ありしも葉名琛は少しも其排外心を和げず。エルデン卿は着後直に書を葉名琛に送りて來着を知照し且つ條約の履行損害の賠償を求めしが葉名琛は其書に重きを置かず回答して曰く百事舊に依らば通商を許さむと、二月シームールは佛の海軍少將

リゴールド・グヌツイと共に同盟軍を率ゐて廣東に向ひて溯航し基督降誕節を以てエルデン卿竝にグロウ男は最後の通牒を葉名琛に送りて四十八時間以内に廣東省城の引渡を求めしが回答なし。乃ち其期限の盡くるを待ちて二七日一、を以て英佛の兵凡そ六千人東岸に上陸し二八日一、天明と共に盛に軍艦より城内に向て砲撃を開始し二九日一、三面より總進撃を試みしに交戦一時間半にして省城陥る。聯合軍の死傷者一百十人を數ふ。廣東巡撫柏貴は其衙門に於て捕虜となり翌西紀一八五八年一月五日二、兩廣總督葉名琛も亦バアクスの熱心なる詮索に會ひて俘囚の辱を受け葉總督は遂にカルカッタに護送せられて同地に死す。北京政府は柏貴を以て署兩廣總督となししが聯合軍も亦一月九日より之を放免して事務を執らしめ別にバアクス、竝に英の海軍大佐ホローウエー佛の海軍大佐マールチノーをして市政に當らしむ。海軍陸戰隊竝に英の第五十九聯隊の一部廣東市の北部に駐屯し三年間同市を占領す。此間特筆す可きは行政委員等が總督の請求に應じて奴隸貿易の禁止に努力ししにあり。

二月の初に至り英佛、米、露四國の公使は各書を裁して北京に送り全權を上海に派



して交渉する處あらん事を求む。在蘇州の兩江總督何桂清其書を傳達ししを以て北京政府は何桂清に命じて回答せしめて曰く政府は既に黃宗漢を以て兩廣總督となし欽差大臣に任じ廣東に赴かしめしを以て之と協議せよ上海は會見の地にあらずと茲に於て英佛の公使は同盟軍を伴ひて直隸灣に向ふに決し先づ上海を其集合點となし四月五日<sup>二</sup>。乃至四月七日<sup>二</sup>。を以て同港を出帆し二〇日<sup>三</sup>。白河々口に着す露のブーチャチンは既に一三日<sup>三</sup>。を以て先着し米國公使も亦至る。二三日<sup>三</sup>。四國の公使は北京政府に向て書を發ししに二六日<sup>一</sup>。直隸總督譚廷襄より復書あり曰く崇綸烏爾根泰と共に列國の要求に就きて交渉を試みんと。茲に於て露米の兩使節は此月三〇日<sup>一</sup>。を以て大沽砲臺に於て各譚總督と會見を遂げしが總督は條約を締結するの全權を有せず故にシームール竝にリゴール、ドグレイの兩司令官は露米兩國使節の條約を締結せざるに先ち艦隊を指揮して白河々口兩岸の砲臺を占領す時に五月二〇日<sup>四</sup>。なり。三〇日<sup>一</sup>。エルデン卿グロ一男共に手を携へて天津に入る。リード、ブーチャチンも亦後れて至る。北京政府は大沽砲臺の陥落に驚き六月一日<sup>四</sup>。内閣大學士桂良、吏部尚書花沙納

に媾和の全權を委任し天津に赴かしむ。四國の使節は之と談判を開始ししに六月八日<sup>四</sup>。に至り曾て南京條約締結の任に當り其後道光の末年まで首相の實權を握りし耆英、突然天津に現はれ巧辯以て英佛軍隊退去を求む。然るに其聽かれざりしを以て耆英は何の爲す所なく一二日<sup>五</sup>。を以て悄然として北京に歸り三週間の後自殺を命ぜられしと云ふ。其後條約の規定に關して數回の往復交渉を重ねエルデン卿は六月二六日<sup>五</sup>。グロ一男は其次日を以て清國全權と所謂天津條約を締結す。露米の使節も各通商條約を結ぶ。露清條約の如き全文僅に十二條より成りしも英佛兩國の締結せる條約は共に通計五十六條より成り清國政府は英佛公使の北京に滞在するを許し、牛莊、登州、芝罘、臺灣、潮州、汕頭、瓊州の開港を約し、英佛兩國商船の國內諸河に入る事、基督敎牧師の自由に内地に入りて布教する事、公然鴉片を輸入する事、以後歐米人を蠻夷と稱せざる事等を承諾す。其他なほ附款を以て兩廣總督より損害賠償として二百萬兩軍費賠償として二百萬兩を支拂はしむ可きを規定す。七月四日<sup>五</sup>。咸豐帝此條約を批准ししを以て英佛の艦隊以下悉く白河を去りて南歸す。而して稅則改正の件はエルデン卿獨り上海に於て交渉の任に當り



他の三國は最惠國條款によりて其恩澤に浴する事となりしかば卿は日本に赴きて首尾克く條約を締結しし後支那に歸り、一〇月上旬を以て上海に着しし桂良、花沙納等五人の委員と協議す。食鹽竝に軍器の輸入禁止を承諾ししが如き以て讓歩となす可きも其鴉片の輸入税率を茶竝に綿布に課する英國の税率よりも低からしめしが如き不正なりと評す可し。改定税則調印後一月八日<sup>一〇</sup>、エルデン卿は上海を發して長江を溯り途上大平賊徒の首府南京を過ぎ漢口に至りて歸港し二月下旬軍隊の一部を止めて他の使節と共に皆歸國の途に就く。

## 第四節 北京和約

外國の艦隊一度天津を去るや清國政府は復た強硬なる態度を取り、僧格林沁は此年の冬より翌年の春に掛けて白河々口大沽の砲臺を改築して外國人の入京を妨ぐるの準備をなし、桂良と花沙納とは上海に止まり英佛米三國公使の至るを待ち條約の批准交換を行はんとす。初めエルデン卿は一步を譲りて公使の北京在任を延期するを諾ししが批准交換は必ず北京に於て行はん事を規定ししにより英國

公使即ちエルデン卿の弟ブルース(普魯斯)竝に佛國公使ブールブロン(布爾布遜)は共に桂良等の要求に應ぜず西紀一八五九年六月二〇日<sup>五、二〇</sup>、艦隊十三隻の保護を受けて大沽の沖に着す。然るに清國は白河の河口兩岸に砲臺を設け且つ河中に三柵を列置し外人の溯航を妨害するに於て努めたり。時に米國公使ジャンブード(華若翰)も亦來着し二四日<sup>五、二四</sup>、大沽の砲臺に近きて照會する所ありしに其回答に曰く直隸總督恒福(恒福)北塘にあり應接す可しと。北塘は大沽を北に距る事約十哩の海岸にあり。是より先英國艦隊司令長官中將ホープは第一柵の破壊を試みしより恒福は海岸を去る九哩の沖に碇泊せるブルースに書を送りて北塘に於て其入京を議せん事を求む。然るに英佛の聯合艦隊は中將ホープの指揮の下に白河の溯航を試みんとし二三日夜先づ第一柵を破りしが敵の胸壁内閣として聲なし。然るに二五日<sup>五、二五</sup>、午後更に第二柵を摧破し砲臺を陥ぬれんとして進むや兩岸の砲臺は其砲門を開きて彈丸雨の如く注ぎ砲艦四隻は忽ちにして沈没し中將ホープは佛の艦隊長少佐トリコールは共に負傷し死傷者の數四百五十人に達す。聯合艦隊衆寡敵せざるを見て退却に決し上海に向て出帆す。米國公使は其後北塘に至りて恆福



と會見し一行二十人は崇厚と共に北京に至りしが禮式の事に關し議合はずして皇帝に謁見するを得ず空しく歸路に就き八月一五日<sup>一七</sup>北塘に於て條約の交換を行ひ歸國ししとぞ。

英佛兩國政府は白河事件の報告に接し再びエルデン卿竝にグロー男を清國に派遣する事となし兩特命全權公使は西紀一八六〇年の四月を以て歐洲を出發せんとす。此月英國外務大臣ジョンラッセル卿がエルデン卿に與へたる訓令に據れば其使命は(第一)白河に於ける同盟艦隊攻撃の説明を求め(第二)之が爲に英佛軍艦の蒙りたる損害を賠償せしめ(第三)天津條約の批准竝に履行を迫るにあり而して特命全權公使の運動を助くるが爲に英國は香港駐在兵五千人に加ふるに本國喜望峰殊に印度より一萬三千の兵を送り佛國は本國より七千の兵を送らんとす。英軍の司令長官は中將スアホーブグラントにして少將スアジョン・ミッチェル、スア・ロバルト・ナビエアー各師團に長とし佛軍に於ては中將クツザン・モンタウバン陸海軍總督の任に當り少將ジャマン、コッソー各旅團司令官たり。佛軍の先發隊は既に西紀一八五九年一月五日<sup>一ニ</sup>を以てツローンを發しモンタウバン總督

219268

は翌年一月一二日<sup>二〇</sup>マルセイユを解纜し六週間の後二月二二日<sup>成豐一</sup>香港に到る三月八日<sup>一六</sup>ブルース竝にブルボン北京政府に向て最後の通牒を發ししに兩江總督何桂清を経て回答あり曰く英佛兩國の公使にして艦隊を率ゐずして北塘に至らば條約の交換を行はむと白河の事件に至りては其責に任ずるの意なし三月一二日<sup>二〇</sup>モンタウバン總督上海に至り人を日本に派して馬匹千百頭を購買せしめ其他諸般の準備に任じしが四月一四日<sup>二四</sup>英軍の司令長官も亦來着ししを以て先づ艦隊を派して舟山列島を襲はしむ其定海府を占領ししは四月二一日<sup>二九</sup>なり是同列島を以て海軍倉庫及び軍需品の貯蓄所に充てんが爲なり。此頃佛國政府はモンタウバンを以て陸軍司令長官となし海軍中將シャルネーを支那海艦隊司令長官に任ず。

六月二八日<sup>一五</sup>。グロー男上海に着しエルデン卿も亦相前後して來りしも清國政府は深く大沽の砲臺を恃み其態度舊の如きを以て英佛の遠征軍は遂に北清を攻撃するに決し英軍は大連灣佛軍は芝罘を以て其集合地となす。七月二六日<sup>九</sup>兩國の艦隊は各其碇泊地を拔錨し二百餘隻の船舶相逐ひて直隸灣に向ひ二八日<sup>一六</sup>。



沙壘田島の西南豫定の地に投錨して先づ北塘河の偵察を試みしが風波に妨げられて直ちに上陸するを得ず。八月一日<sup>一六</sup>。遠征軍の一部上陸を試みしに河口の堡壘守備兵なく翌二日北塘の市街其占領する所となる。茲に於て同盟軍は陸續として上陸し八月一二日<sup>二六</sup>。北塘を發して新河の堡壘を攻め戰鬪三十分にして之を陥ぬれ一四日<sup>二八</sup>。塘沽の堡壘を下す。時に直隸總督恆福大沽にあり此夕を以てエルデン卿に書を贈りて戰鬪の中止を求めしも同盟軍は其進行を中止せず二一日<sup>三〇</sup>。白河左岸上流の砲臺を陥ぬれしに下流の砲臺は砲火を交へずして降り三千の守備兵手を束ねて捕虜となる。此攻撃に際し同盟軍が廣東地方に於て募集しし數千の人夫は敏捷事に従ひ砲戰中胸壁に梯子を架して歩兵の進撃を援けしと云ふ。支那人の黄金を重んじて邦家を顧みざるは敢て今日に始まるにあらず。左岸の砲臺下るや右岸の砲臺は白旗を掲げしを以てバアクス竝にロックの兩外交官は武官と共に恆福の許に至り右岸砲臺の交付を求めしが恆福依違して決せず四時間の後僧格林沁が北岸砲臺の陥落と共に北京に向ひて走りしを知り初めて之に應ず。然るに恆福の調印しし條約書は二二日<sup>三〇</sup>。黎明を以て兩軍將官の許に達ししが

其機既に晚れ南岸三個の砲臺は前日午後交戰の後同盟軍の右に歸す。

茲に於て英國艦隊司令長官ホープは直ちに白河々口の水柵を破壊し翌八月二三日<sup>三三</sup>。砲艦三隻を率ゐて白河を溯航し一の障礙にも遭はずして天津に至りしかば同盟軍も亦悉く二六日<sup>一七</sup>。を以て天津に着す。是より先八月二四日<sup>二八</sup>。北京政府は僧格林沁の海防を辦理して其宜しきを得ざるを以て之を罰し大學士桂良に命じて天津に赴き恆福と共に夷務を辦理せしむる事となし共に欽差大臣となす。三〇日<sup>一七</sup>。桂良天津に着し英佛の特命全權公使と媾和の談判を開始し九月五日<sup>二〇</sup>。に至り天津條約に於て規定せる五港の外に更に天津を開港場となし償金八百萬兩を支出せん事を約ししが桂良は條約締結の全權を有せざりしを以て其記名を施行す可しと定めたる七日<sup>二二</sup>。に及び條約の條項北京政府の裁可を経ずとて之を拒む。英佛兩國公使は大にその背信を怒り同盟軍はスアロバルト・ナビエア、コッソ一の兩少將を止めて天津府を守らしめ將校以下々士卒に至るまで總計六千人九月九日<sup>二七</sup>。北京に向て出發す。北京政府は八日<sup>二五</sup>。を以て怡親王載垣兵部尙書穆蔭をして欽差大臣として撫局を籌辦せしむる事となりしかば怡親王は直ち



に書を贈りて和を求む。同盟軍は南察に於て此書に接ししが河西務まで進軍を繼續しし後バアクス、ウエードの兩氏をして先發して通州に赴き和を議せしむ。バアクス等怡親王并に穆蔭と會見し八時間の辯難を経て同盟軍は通州を距る十里乃至十二哩の地に至りて進軍を止め兩國公使は護衛兵を従へて北京に入る可しと定む。而してバアクスは又月曜日を以て再び通州に赴き殘務を議了す可きを約す。九月一七日<sup>三</sup>、同盟兩軍の司令長官は河西務の陣營を撤して進軍の令を傳へバアクスも亦約により此日を以て英人ロック佛人バスター(巴士達)メリタン(美里登)等と共に通州に赴きしが怡親王は國書親呈に異議を唱え夜の十二時に至りてバアクスは漸く協約の草案を懐にして其室に退く。時に僧格林沁は二萬五千乃至三萬の兵を以て張家灣にあり私に思へらく我衆を以て彼の寡を討つ太沽敗軍の耻を雪ぐ易々たるのみと翌一八日<sup>四</sup>、バアクス親ら怡親王を訪ひて軍隊の舉動を詰りしも要領を得ず。ロックは一度英軍の本營に歸りて注意を與へ再び通州に赴きてバアクスを救はんとし共に僧格林沁の爲に捕虜となる。此日午前十時同盟軍は遂に清軍と張家灣に於て衝突し交戦數時間の後午後三時に至りて僧格林沁は七

十四門の大砲と無數の死屍とを戰場に委棄して遁る。一九日<sup>五</sup>、ウエード通州に至りて捕虜の放還を求めしが翌日に至るも回答なし。僧格林沁、勝保、瑞麟と共に八里橋の附近に兵を屯して聯合軍の進路を扼す。此時同盟軍の方面に於てはコソノ少將の小部隊を率ゐて天津より來着するあり二一日<sup>六</sup>、午前七時より大舉して敵營を襲ひ進みて八里橋を占領し正午に至りて兵を收む。勝保此戰鬪に於て重傷を負ひ清軍の死傷者合計千二百人に及びしも同盟軍の死傷者は僅に四五十名に過ぎず。佛將モンタウバンは此遠征の功を以て後に貴族に叙せられ八里橋伯と稱す。此時に當り英佛同盟軍は勝に乘じて北京に軍を進むる事難きにあらざるが如しと雖も人馬彈藥糧食の具備するにあらざれば所謂人口二百萬の都府を襲ふ事無謀の舉たり。故に九月二二日<sup>八</sup>、より一〇月五日<sup>二</sup>に至るまで八里橋に軍を止む。是より先八里橋交戦の日清帝怡親王竝に穆蔭の功なきを以て欽差大臣の職を止め更に恭親王奕訢を欽差便宜行事全權大臣となし和局を辨理せしむ。翌九月二二日<sup>八</sup>、清帝聯合軍の漸く國都に逼らんとするを恐れ難を熱河に避くるの令を下し八日の後行宮に至る。恭親王は圓明園にありて復た同盟軍に向て和議の交渉を行



ひしも兩國特命全權公使の要求に應じて直ちにバアクス以下捕虜の還付に應ぜざるが故に和復た成らず九月二十四日一〇。少將ナビエアーの援兵を以て天津より來會するあり同盟軍は諸般の準備既に成るを以て一〇月五日二八。北京に向ひて進軍し翌日薄暮佛軍は既に圓明園の門戸を破りて侵入す恭親王倉皇身を以て後門より遁る圓明園は北京の西北城外に位せる清國帝室の避暑宮殿にして其壯麗宏大世界に比なく實に康熙乾隆兩帝をはじめ累代の清帝が民力を傾けて經營せる處なり。一〇月七日二八。英軍も亦圓明園に至り佛軍と共に園内の宮殿に藏せる清國帝室の重寶を擧げて戦利品となし平分す。此タメルデン卿其日記に書して曰く戦争は厭ふ可きものなり之を目睹する事多きに從ひ之を嫌惡するの感も益深しと圓明園の壯觀と其掠奪の慘狀とに就きて詳細の事實を知らんと欲せば試みに此役英軍の譯官たりしスウ・ンホーの北支那戦争記を繕け。

當時熱河（北清）にありて咸豐帝の左右に奉侍せる排外主義者は捕虜の處刑を決して命令を下ししが在北京の恭親王（義和團）に撫夷幫辦大臣（義和團）等の溫和派は腹心の黨與より飛報を得て之を知りその徒に事局を大ならしむる所以を思ひ上諭の至らざる

に先ちてバアクス等を放免す時に一〇月八日二八。なり一〇月一〇日二八。同盟軍の兩司令長官は書を恭親王に致して曰く一三日の正午を期して安定門を開かずんば我より發砲して之を撃破せむと着々として攻撃の準備をなす期に至りて清國官吏門を開きて同盟軍を迎へ英佛の國旗は忽ちに城郭上に翻へるに至りしが講和の談判は抄々しく進行せず而して遼山は既に皚々たる白雪を戴き北風凜烈にして降雪の機近くを以て同盟軍は久しく北京に滯留する能はず兩國特命全權公使は更に書を恭親王に送りて曰く來る二三日を以て和約を締結せずんば同盟軍は直ちに宮城を灰燼となす可し二者其一を擇べと而してタメルデン卿は清國政府が捕虜を虐遇して其多數を死に致ししを怒り殊に倫敦タイムス社員ボウルビイの難に死ししが爲英國新聞社會の議論頗る激烈なる可きを思ひ一〇月一八日五。ミッテール少將の部下をして火を圓明園に放ちて此壯麗なる宮殿を擧げて烏有に歸せしむ。タメルデン卿其擧の正當なるを論じて圓明園は清帝の最も愛重せる宮殿なるを以て之を滅却する時は實に其情意を攪亂するのみならず必ず亦其傲心を屈す可しと然れども先に其部下の劫掠を禁せざりしモンタウバン將軍は此



暴行に干與せず。

エルデン卿は更に英將スア・ホー・ブ・グラントと共に武威を以て清國の皇統を易ふるの議を建つるに至りしが時に露國公使少將イグナチエフ(伊格那提業福)北京にあり居中調停を試みしかば媾和の談判は漸く進行し熱河政府のなほ強硬の議論を執りしにも拘らず恭親王は回答の期日即ち二〇日七に至りて悉く兩國の要求を容れ且つ張家灣淪盟の責任者なる倂格林沁竝に瑞麟を貶黜せるを英佛特命全權公使に報知す。二二日九捕虜中死者の遺族補助金五十萬兩の授受あり翌日兩國特命全權公使は怡親王の第に移りエルデン卿は一〇月二四日九。グローム男は一〇月二五日九。を以て恭親王と禮部衙門に於て莊重なる儀式を以て和約調印の式を舉ぐ。是所謂北京協商なる者にして英清和約は九條清佛和約は十條より成り大體天津條約の履行を明言せる外天津の開港を諾し償金の額を増加して八百萬兩宛とし又佛國には會て迫害を受けたる舊教徒の寺院等に對して賠償する事となし英國には九龍半島の割讓を約す。九龍半島は香港の對岸大陸の一部分にして形勝の地なるを以て會て佛人占領の説ありしかば此年三月既にバアクスが兩廣

總督に交渉し租借せる地なり。既にして咸豐帝新和約を裁可し一二月六日二四。勅書を北京街頭に公布せるよりエルデン卿も最早憂ふ可き事なしとなし九日二七。グローム男と共に北京を發し新に到着せる英國公使ブリューヌも冬季間は天津に在留する事となす。一二月下旬舟山列島の英佛占領軍も又之を撤退す當時佛將モントッパンは大に抗議を試みしが是全く佛國が同列島に對して野心を包藏しし爲なりと云ふ。

西紀一八六〇年一〇。咸豐英佛同盟軍の北清遠征はかくの如くにして終結せり同盟兩國は悉く其要求を貫徹せるのみならず國都を陥落して其威を示ししより清國政府も外國交渉事件を理藩院の管轄に屬するの非を曉り恭親王の奏議を納れ咸豐一〇年一二月一〇日一四。一八六〇の上諭を以て新に總理各國通商事務衙門を設け恭親王竝に大學士桂良、戶部左侍郎文祥をして之を管理せしむ。文祥は恭親王の外舅にして光緒元年一八七五を以て死ししが其生前は全く總理衙門の實權を握りしなり。此と同時に侍郎銜候補京堂崇厚を以て辦理三口通商大臣となし天津にありて牛莊、天津、登州の事務を管理せしめ廣州、福州、廈門、寧波、上海、潮州、瓊州、臺灣、淡水及



び内江三口の事務は署理欽差大臣江蘇巡撫蔣煥をして辦理せしむ。内江三口とは鎮江九江漢口にして天津條約に於て長江の航通を承諾せる結果開港せる地なり。咸豐一一年正月二日二。英の海軍中將ホープは艦隊を率ゐて上海を發し内江三口に領事を駐在せしめ長毛賊徒の占領地を通過して三月三〇日二。恙なく上海に歸る。かくて北京に於ては恭親王等政務を執りしが咸豐帝は其請を容れずなほ熱河にあり。咸豐一一年七月一七日二八。帝病を得て遂に熱河の避暑山莊に殞す。時に年僅に三十一なり崩ずるの前一日皇長子載淳を以て皇太子と定む茲に於て皇太子位に即き明年を以て祺祥と改元す。是を穆宗毅皇帝となす。新帝は咸豐六年三月二三日<sup>四紀一八五</sup>を以て生れ年未だ七歳なるを以て怡親王載垣鄭親王端華並に肅順等先帝の遺託を受けしに乘じ除に恭親王等を却けて内外の實權を握らんとす。恭親王之を偵知して先づ新帝の還宮を乞ひ九月二七日<sup>三〇〇</sup>の上諭を以て怡親王等を斥け咸豐帝の皇后慈安皇太后並に帝の生母慈禧皇太后の垂簾を公布す。慈安皇太后は東太后にして慈禧皇太后は西太后なり。次で怡親王鄭親王に自裁を命じ肅順を刑に處し且年號を同治と改むる事となす。

## 第五節 賊勢の再燃

此間長毛賊徒の形勢は如何是より第二節に繼續して之が叙述に移る可し楊秀清以下東西南北の四王が既に悉く仆れしは上に記ししが如くなるが翼王石達開はなほ大軍を擁し且つ英王陳玉成忠王李秀成侍王李侍賢一に世賢等之に次で現はれ共に謀略に富み天王洪秀全を援けて其志を變せず。洪秀全王號を五等に分ち東西南北翼並に干王等の親族を以て一等となし英忠侍の三王を以て二等となす。陳玉成は廣西の賊魁陳承鎔の姪にして兩目の下に二個の黒癩あるを以て四眼狗の稱あり南京陥落以前は年なほ幼なりしを以て戰事に與らざりしが咸豐四年初めて從軍して湘潭を犯し東北二王相屠戮せる後初めて李秀成と共に權を專にし玉成朝正掌帥となり秀成之に副たり。李秀成も亦廣西の産にして咸豐八年陳玉成が深く湖北に入り黃安馬城より敗歸するや蕪湖より軍を率ゐて江を渡り樅陽に於て之と相會し三河を襲ふ。李續賓が戰死せるは即ち此時にして是より安徽の賊勢又大に振ひ桐城舒城潛山太湖皆其有となる。此年七月湖北巡撫胡林翼母の喪を以



て郷里に歸りしが三河の敗報を得て上諭に接し一二月八日四紀一八五兵に將として黃州に至る。咸豐九年陳玉成六安を發して廬州城外官軍の營を撲つ二月一日三。前の署安徽巡撫李孟群力戰して之を拒ぎ遂に陣歿す其後欽差大臣勝保は六安州霍山縣等を克復ししかば陳玉成は肝胎定遠等を下して牽制を圖りしが其官軍の有となるに及び更に捻首張落刑賈瞎子等と湖北を襲はんとす咸豐一〇年正月副都統多隆阿總兵鮑超之を太湖潛山の中間なる小池驛に迎へ交戦數日にして之を破り勝に乗じて兩縣を下す。

石達開は最後に金陵を出でて安慶に至りしより久しく洪秀全と文通せず其衆十餘萬に及びしを以て便ち險に踞りて自ら一方に雄たらんとす咸豐九年遂に江西省の南安府より道を崇義縣に取りて湖南省に入りしに當時湖南の人士は全力を盡して郷勇の出征を援けしを以て其備自ら薄く桂陽興寧宜章の諸縣忽ち下る湖南巡撫駱秉章邑紳京堂左宗棠等と檄を諸郡に傳へ一月にして四萬餘人の兵を得要地を守りて之を防ぐ石達開永州を攻めしが劉長佑の來り援ふに遭ひて之を陥る能はず此年五月上旬賴文光傅某等と寶慶府を圍む李續賓の弟李續宜總督

官文の命を奉じ湘勇を率ゐて至り六月一九日四紀一八五諸將を督して大に石達開の軍を破り七月一二日一八。更に路を分ちて之を追撃し幾多の賊首を陣斬し又生擒す時に石達開は既に洪秀全と相隔絶せるを以て其部下官職の名稱に従來未だ聞かざるものありしと云ふ九月石達開廣西省に轉じ桂林を圍みしが巡撫曹澂鍾よく守り且つ劉長佑等の來援するあり一〇日一四。圍を解きて南に走り二〇日一四。を以て慶遠府を陥ぬれ又其部下をして廣東省を犯さしむ咸豐一〇年四月一九日。四紀一八六。官軍の圍急なるを以て慶遠府を棄て石達開は武緣縣に走り潯州容縣の匪黨を糾合して六月の初より鬱林州及び北流縣を圍み其部下は既に四月を以て西隆州より貴州省に入り廣順永寧兩州を陥ぬれ翌月歸化廳に克つ其後石達開は鬱林北流の兵を撤し貴州の部下を併せて四川省を犯し久しく官兵を苦めしが同治二年四月二三日四紀一六六。老鴉嶺河附近に於て參將楊應剛の爲に勝にせられ次で成都に於て極刑に行はる。

欽差大臣和春の軍は其後揚州の管下に於ける賊徒を一掃して益太平賊徒の本據に迫り咸豐一〇年正月一〇日四紀一八。には九洑州の賊壘を略し二月三日二四。に



は金陵の上關壽德州下關七里洲に於ける賊壘を焚く。李秀成官軍の運動を掣肘せんとし恰も此前後を以て安徽省の廣德州を経て浙江省を侵し此月二十七日<sup>一三</sup>、急に杭州省城を襲ひしかば城忽ちに陥ぬり巡撫羅遵殿之に死す。杭州將軍瑞昌副都統來存と滿城を固守し援軍の至るを待つ提督張玉良江南大營の浙軍を統べて馳せ至り三月三日<sup>二四</sup>、瑞將軍と力を協せて省城を克復す。李秀成廣德州を経て金陵に回り陳玉成も亦潯山太湖より江浦に下り張提督等の兵未だ歸らず江南大營の兵力薄きに乗じ閏三月七日<sup>二四</sup>、相共に協力して之を襲ひしかば和春支ふる能はず一五日<sup>五</sup>、退きて丹陽を守る。賊徒進みて丹陽を圍みしが提督張國樞の威名を懼り敢て肉薄せず陰に人をして官軍の營に入らしめ張提督の出で戦ふに當り後より之を狙撃せしむ。張提督劍を受くるもなほ屈せず血戦して數賊を仆し馬を躍らして身を丹陽河に投ず。張提督は初名を嘉祥と云ひ廣東嘉應州の人にして其郷里にあるや賊徒に與みせしが南寧に於て一度其部下を率ゐて歸順ししより各地に轉戦して向ふ所敵なし其死するや丹陽も亦遂に陥ぬり和大臣は圍を突て常州に走りしが途に潰兵を聚めて敵を迎へ胸に槍傷を受けて死す。兩江總督何桂清退き

て蘇州に入らんとして巡撫徐有壬に拒まれ省城の外郭に火を放ち常熟に赴く。賊兵進みて四月六日<sup>二五</sup>、常州城を下し一三日<sup>二六</sup>、蘇州省城も亦守を失ふ。徐巡撫以下之に死するもの極めて多し。

捻匪淮河の流域を根據地となし長毛賊徒と互に聲息を通じ爲に廬州定遠等久しく克復する能はざるを以て此年正月欽差大臣勝保をして河南に赴きて専ら捻匪に當らしめ特に袁甲三を以て欽差大臣となし皖省の軍務を掌らしむ。袁甲三此月下旬鳳陽を攻めて府縣二城を克復す。然るに翌二月一日<sup>二二</sup>、に至り捻首張落刑、賈賈子等清江浦を陥ぬる。清江浦は運河と游黃河の會點にして百貨輻輳の地なるを以て捻首の久しく垂涎せる所なりと雖も此地を占領するに至りしは全く陳、李の賊將が蘇、杭兩州を犯すに方り江皖の兵力を分たんとして捻首を嚇ししが爲なり。抑も捻匪は皆常に老巢にありて出でて劫掠を試みんとする時は先づ令を傳へて行具を整へしむ是を整旗と云ふ。而して其進むに方りてや馬を以て前驅となし是を邊馬と名づく。邊馬の至る所大股之に隨ひしも從來未だ城邑を占領する事なかりき。袁甲三清江浦陥落の報を得て部下を派し河督庚長を援けて之を回復せしむ



時に二月一二日<sup>三</sup>なり。兩淮運使喬松年<sup>キョウシュンニョウ</sup>江北の糧臺を總辦して邵伯<sup>シヤウハク</sup>にありしがよく運河の兩岸を扼守ししかば捻首等皆西北方に向ひて走る。是より先會國藩<sup>クワンクワン</sup>は閩浙平定後建昌<sup>ケンセツヘイテイゴウケン</sup>にありて江西に備へしが時に石達開<sup>シヤクタクワン</sup>四川を襲はんとするの説あり官文<sup>クワンブン</sup>、胡林翼<sup>コリンイク</sup>蜀の安危中原の大局に關係するものあるを以て上奏して會國藩をして之を援はしめん事を請ふ。故に會國藩は咸豐九年八月二五日<sup>ニチ</sup>湖北に赴きしも石達開に對する防備整へるを聞き更に上奏して止まりて安徽の賊徒を討つ。翌年四月水師益進み楊載福<sup>ヤウサイフク</sup>、彭玉麟<sup>ヘンユクリン</sup>は樞陽<sup>シュヤウ</sup>の賊城を下す。此月蘇州<sup>ソウヂウ</sup>陥りしより何桂清<sup>カクキセイ</sup>を免職し會國藩を以て署理兩江總督となす。會國藩左宗棠<sup>ソウソウサウ</sup>の剛毅にして韜略に富むを看破し新に湘勇四營を募集して之を率ゐて軍務を兼辨せしめ六月一日<sup>ニチ</sup>江を渡りて祁門<sup>キモン</sup>に至り以て東吳の人心を安んず。この月會國藩に兩江總督を實授し竝びに欽差大臣として江南の軍務を督辦するの命を下す。胡林翼進みて安徽に入りて軍を督し會國藩をして湘勇萬餘人を統べて安慶<sup>アンキョウ</sup>を圍攻しめ李續宜<sup>リシヨクイ</sup>、多隆阿<sup>タロウア</sup>をして桐城<sup>トウシヤウ</sup>を攻めしむ。洪秀全<sup>フウシュウケン</sup>安慶の圍を解かしめんとして九月陳玉成<sup>チンユウセイ</sup>をして壽州<sup>シュウヂウ</sup>を圍らしめ李世賢<sup>リセイヤン</sup>をして安徽の徽州<sup>フイヂウ</sup>軍國より進みて

浙江の嚴州<sup>エンヂウ</sup>を犯さしむ。陳玉成の軍利なく李世賢も亦蕪湖<sup>ウルク</sup>より來援せる李秀成<sup>リシュウセイ</sup>の援軍と共に一〇月を以て會國藩の部下鮑超等<sup>ボウシヤウ</sup>と戦ひて敗軍し李秀成傷を受けて遁る。其後陳玉成は桐城の附近に於て李秀成は祁門を犯さんとして共に破れしが毫も其初志を屈せず更に大舉して漢口に向はんとす。

咸豐十一年一月陳玉成湖北を犯さんとして捻首龔瞎子<sup>ゴンカハシ</sup>をして衆五萬を率ゐて羅田縣<sup>ラテンケン</sup>の松子關<sup>ソウシケン</sup>を襲はしめ親ら十數萬の兵を以て霍山の樂兒嶺<sup>カクシヤウノラクエリリョウ</sup>を攻む。二月四日<sup>ニチ</sup>三、八、六、一、副將成大吉<sup>シヤウヂヤウ</sup>、龔瞎子を防ぎて奮闘し遂に之を陣斬ししも副將余際昌<sup>ヨウサイヤウ</sup>功を貪りて却て敗軍し陳玉成は既に此日を以て英山<sup>エイシヤウ</sup>に至り八日<sup>ニチ</sup>官軍の旗幟を假りて黃州府<sup>ワウヂウ</sup>を襲ひて之を陥ぬれ次で蕪州<sup>ウヂウ</sup>、德安府<sup>トクアンフ</sup>、隨州<sup>スイヂウ</sup>等を略す。總督官文大に戒嚴を加へ新任安徽巡撫李續宜<sup>リシヨクイ</sup>に檄を飛して先づ陳玉成の鋒を遮らしめ彭玉麟<sup>ヘンユクリン</sup>の水師も亦報を得て來援す。三月陳玉成死黨を湖北に止めて安慶城<sup>アンキョウシヤウ</sup>の附近に至り北方盧江<sup>ロカウ</sup>より來れる璋王<sup>ヂヤウ</sup>、林紹璋<sup>リンシヤウ</sup>、干王<sup>カン</sup>、洪仁玕<sup>フウニンケン</sup>竝に東方蕪湖より來れる堵王<sup>ト</sup>、黃文金<sup>ワウブンキン</sup>と力を協せて安慶の圍を解かんとす。李秀成は此月李世賢が浙江に入りて江山<sup>カシヤウ</sup>、常山<sup>ジョウシヤウ</sup>二縣を陥ぬると共に江西の瑞州府<sup>シュイヂウフ</sup>を奪ひて之を根據地となし五月義寧州<sup>イニョウヂウ</sup>、武寧縣<sup>ブニョウケン</sup>



を経て湖北省に入り興國州通城縣を陥ぬれ更に進みて咸寧大冶武昌等の縣城を下し北路の賊兵と共に省城に迫らんとす。六月三日一七〇。胡巡撫太湖の營より任地に歸りて李秀成に當り漸を以て其侵地を克復するを得しかば兩路の賊兵をして連絡を通ずるに至らしめざりしも陳李の行軍又大に見る可きものあり然れども曾國荃多隆阿楊載福等安慶を圍み其布置周到なりしを以て此年八月一日五、遂に省城を克復し賊兵一萬六千餘人を斃す。葉芸來省城に歸する事茲に九年又賊將中の逸才なり楊載福の水軍進みて池州府を回復し曾國荃は多隆阿と桐城を克復す。桐城は七省の要道にして安慶の咽喉なるを以て賊兵死守ししも遂に下る。此前後七八月の間官軍相次で瑞州德安黃州等の諸府を下し勢に乗じて東下せんとす。胡林翼是より先略血症に侵されしも疾を力めて事を視安慶回復の功を以て太子太保に叙せられしが八月二六日三〇。を以て病死す時に年五十なり。朝廷總督を贈り文忠と謚す。

賊將李世賢時に浙江の中部に據りて猖獗を極め張玉良之を鎮定する能はず八月一七日一三。嚴州府餘杭縣相次で失守し九月紹興處州の兩府も亦陥落す。曾國藩を

して浙江全省の軍務を兼轄せしむるの命あるに至る。然るに李秀成も亦七八月の交を以て一度東歸し更に洪秀全の命を奉じ金陵包圍の兵力を分たんとして浙江に赴き李世賢と兵を合せ九月二五日二八〇。杭州省城を圍む。張玉良援兵を以て來りしが砲に中りて陣亡し十一月二七日二八〇。省城遂に陥り巡撫王有齡自盡す。越えて四日滿城も亦陥り將軍瑞昌之に死す。曾國藩左宗棠に浙江軍務を委任ししが翌月朝廷遂に左宗棠を以て浙江巡撫と爲す。此月沈葆楨は江西巡撫となる。此時に當り揚子江上游に於ては賊勢大に衰へしと雖も蘇州杭州の兩省城は新に賊の有となり英王忠王侍王等極力金陵の圍を解かんとす。而して杭州の賊徒は寧波を陥るれ蘇州の賊徒は上海を犯して茲に在留外人と衝突を起し遂に其滅亡を速ならしむるに至る。上海附近に於ける此前後の形勢に關しては次節に於て詳叙する所あらむ。

### 第六節 常勝軍の戰功

初め南京の陥落して長毛賊の之を以て首府と爲すに當り滿洲朝廷は上諭を發し



て上海在留の英人等賊徒の征討に應援す可しと布告せるより香港太守メアゼオ  
ルヂ・ボン・ハム(吹噓は英國軍艦ハーミース號に搭じて南京に赴き天王に告ぐるに  
英國の局外中立を保つを以てせんとす時に西紀一八五三年四月二十七日<sup>咸豐三</sup>、な  
り揚秀清<sup>シウチン</sup>出でて之に應接ししが英國の中立を聞くも敢て意に介せざるもの如  
く唯其天條十事なるものの基督教徒の所謂モーセの十戒と相似たるを知り大に  
喜びしのみ五月一日<sup>二</sup>、楊秀清等書を以て英人を部下と認むるの意を通じし  
よりボン・ハム翌日答書を與へて歸帆す翌西紀一八五四年五月<sup>咸豐四</sup>、米艦サヌクエ  
ハンナ號南京に赴きしも歐米諸國中遂に一も太平天國<sup>タイピン</sup>と條約を締結せるものあ  
るなし但し基督教の布教士は望を洪秀全<sup>フンシウケン</sup>に屬し且つ干王洪仁玕<sup>フンニカン</sup>が會て廣東地方  
に於て布教に従事ししを待み數、南京に赴きしが皆布教の便を得る能はざるを見  
て其望を失ふ其失望の殊に甚しきを洪秀全の舊師イッサカル・ロバツとなす洪  
秀全南京に入るの後四五日にして直ちに書を裁してロバツに送り其北上を勸  
む。ロバツは其年五月一日<sup>四</sup>を以て此書に接ししも當時通路梗塞せるが故に  
西紀一八六〇年一〇月<sup>咸豐一</sup>、漸く南京に至りしが洪秀全が基督教の爲にするの

意なきを見西紀一八六二年一月二〇日<sup>咸豐一</sup>、廣東に向て去り政治上より見る  
も宗教上より見るも將た通商上より見るも太平天國の望を勵するに足らざるを  
説く彼の基督教徒の約翰福音等を以て舊聖書となし長毛賊徒の所説を以て新聖  
書となししが如き最も西人と相容れざる處なり是より基督教布教の望全く絶ゆ  
咸豐一〇年七月二日<sup>咸豐一</sup>、賊將李秀成蘇州陷落の勢に乗じて青浦松江よ  
り上海に迫るに方り書を在留外國人に寄せて之を豫報す時に新任江蘇巡撫薛煥  
上海にあり衆を督して是を防ぎしかば李秀成四日<sup>八</sup>より縣城を圍みしが八日  
<sup>二</sup>、<sup>四</sup>に至りて圍を解きて退却す翌年春中將ホープの南京を過ぐるや<sup>第一一〇</sup>頁  
參看洪秀全をして十二箇月間上海を攻めず且つ其兵をして市外三十里の地に入  
らしめざる事を約せしむ然るに洪秀全は此約に背き同年一月五日<sup>咸豐一</sup>、<sup>四</sup>  
其部下を放ちて上海を襲ふ初め咸豐一〇年李秀成の上海を犯すに際し在留の外  
人は官軍の爲に聲援を與へしが其後布政使吳煦候補道楊坊の斡旋により同地の  
官紳捐金して會防局なるものを設け米國マッサチューセッツ州サレムの人フレ  
デリック・ジョーワード華爾竝に同國人バググワイン(白齊文)に資を給して軍隊を編



制せしめ以て上海の防備に備ふ同治元年正月に至りワード等英國水師提督ホーブ(何伯佛)國水師提督プローテ(Potter)下羅德と浦東高橋の賊壘を掃蕩して功あり。巡撫薛煥ワードをして松江に於て兵勇を訓練せしめしに爾來連勝の勢あり故に此洋槍隊を稱して常勝軍と爲す。二月一日ワード常勝軍を率ゐて蕭塘の賊壘を討ち重傷を負ふも退かず壘五座を破る。三月一日李鴻章湘軍の程學啓(淮人)軍の劉銘傳等十一營の兵を率ゐて上海に至り幾もなく薛煥に代りて江蘇巡撫となる。是蓋し湖北鹽法道顧文彬が前年の末を以て上海に赴きし時曾國藩の軍新に安慶に克ち軍威頗る振へるより之に援兵を乞はん事を唱へしが爲にして曾國藩は又李鴻章の經綸の英才を抱くを看破し其郷里に於て淮軍を募集して上海赴援の任に當らしむ。蓋し是によりて以て他日湖南人士の跋扈を制するの眞意ありしと云ふ。

此時に當り賊徒主力を江浙に注げるより廷議も亦長江上流の官軍を此方面に移さんとししかば曾國藩之を弟國荃に商りしに國荃曰く金陵は賊の根本にして蘇杭は枝葉なり今急に其根本を攻めば枝葉自ら平がむと。曾國藩其言を可とし金陵攻圍の事は之を曾國荃に浙江の軍事は之を左宗棠に江蘇の軍事は之を李鴻章に任じ東南平定の大局定まる。其他の方面にては多隆阿、鮑超、李世忠等殊に戦功多し。安慶陥落後賊將陳玉成は廬州を固守して下らず同治元年三月扶王陳得才をして衆三萬餘人を率ゐる捻匪孫先危、陳大溘等の衆二萬餘人と共に河南の南陽府城を犯して以て官兵の兵力を分たしむ。多隆阿、總兵張得勝と共に極力廬州を攻めて四月一五日遂に之を下す。陳玉成遁れて壽州城に至りしが城將に紹かれて捕虜となり欽差大臣勝保の軍前に於て死刑に行はる。李世忠は江北にありて三月中江浦浦口一帶の地を平定し鮑超は皖南の地に轉戦し次を以て青陽、石埭、太平、涇等の諸縣を克復し六月輔王楊輔清を破りて寧國府城を下ししに縣城を守りし保王洪容海衆六萬を率ゐて降を乞ふ。曾國荃は彭王麟の水軍と力を合せて既に四月二〇日一八を以て太平府城を克復し二日の後曾貞幹は黃翼升と蕪湖縣を回復し五月三日曾國荃は遂に進みて雨花臺に軍す其地金陵の南門を距る僅に五清里なり。李秀成金陵を援はんとして閏八月二〇日公稱六十萬の兵を率ゐて蘇州より歸來し曾國荃の本營を圍み翌九月一日李世賢も亦浙東より來援す。曾國荃統九



の爲に頰を傷けしも創を褰みて指揮に任じ苦戦四十六日圍漸く解くるを得たり。江浙の方面に於ては四月三日<sup>一五</sup>ワードの常勝軍參將李恆嵩と嘉定縣に克ち一四日<sup>二五</sup>更に英佛の將士と共に力を協せて青浦縣を回復す。當時歐人の賊徒に與するもの少からず英人サエーシなるものも其一にして青浦の防禦工事を設計し其工事大に見る可きものありしと云ふ。ワード功を以て副將に任ぜらる。既にして李鴻章諸軍を總統し同月一九日<sup>一五</sup>南匯奉賢二縣の境界に位せる南橋鎮の賊壘を下し二二日<sup>二五</sup>柘林に克ち奉賢縣も亦知縣の回復する所となる。佛國提督プロトテ南橋の戦に際し勇往奮進し敵陣に中りて陣亡ししかば朝廷貂皮百張彩絨四端を遺族に贈る。二八日<sup>二五</sup>李秀成の部下又嘉定縣を陥れて賊の有となし青浦を踰えて直ちに松江に逼る。閩浙總督慶端はよく其部下を督勵し此月臺州府をはじめ仙居黃巖太平寧海縉雲樂清の六縣を克復し又英國提督ホープ竝に常勝軍の助を得て寧波府鎮海縣青田縣を回復す。南匯縣の賊將吳建瀛李秀成の養子と相容れず五月一日<sup>二五</sup>城門を開きて降る。劉銘傳其衆と共に川沙廳を收復し進みて松江の圍を解かんとす。李鴻章松江府城の浦の東西を扼し極めて要地なるを認め自ら

新橋に軍しワードに命じて寧波より歸らしめ程學啓等と賊徒を討たしむ。激戦十數日二三日<sup>二五</sup>に至りて悉く城外の賊壘を破毀し了る。六月二一日<sup>一七</sup>金山衛城もまた官軍の有に歸し浦東全く平定す。李鴻章の弟知縣李鶴章翌月ワードと共に青浦縣を克復し在寧波の常勝軍の分遣隊は浙江の軍と共に餘姚縣を下す。浙江に於ては五月三日<sup>三〇</sup>湖州府陥り布政使銜趙景賢捕へられ蘇州に押送されしが八月には官兵又處州府を攻めて之に克つ。趙景賢は其後二年三月に至り賊徒に銃殺せられしと云ふ。時に賊徒慈谿縣を陥れしよりワード復び浙江に赴き常勝軍を指揮して縣城を克復ししが城上より放てる銃丸ワードの胸部を貫ぬきワード三十七歳を一期として翌日之が爲に死す時に八月二七日<sup>九〇</sup>なり。

ワード死後バググイン代りて常勝軍を統率し上海に歸りて李鴻章の軍隊を援け九月一日<sup>二〇</sup>賊徒を嘉定城に攻む。時に英國提督ホープ任滿ちて將に歸國せんとするに當り新任提督クーパー(固伯)と共に此攻撃に加はり翌日縣城を克復す。クーパーは即ち鹿兒島砲撃を指揮しし人なり。是より先慕王譚紹洸湖州にあり復び青浦を陥れんとして大舉して來り八月中北新涇に於て李鴻章に擊退されしが



茲に於て復た聽王陳炳文と十餘萬の兵を率ゐて來り侵す。九月二一日一、李鴻章奮戰賊兵を四江口に破りて其圍を解さしかば是より賊兵敢て再び松滬を窺はず。一〇月一日二、寧波の稅務司佛人ジークル(日意格同國人ルブレトン勸伯勸東等と共に清軍と會して上虞縣を克復し勝に乗じて兵を進め、嵒縣新昌縣に克つ。其後嚴州金華の兩府をはじめ附近の諸縣相次で官軍の手に歸し同治二年正月二八日四紀一八六、紹興府城收復せられ浙東肅清す。但しルブレトン竝びに佛人タルデフ・ド・モアドレー(法爾第福又名達耳地福又名買說勸)は相前後して不幸にも紹興府城攻撃に際し戰死せり。佛人デエゲベル代て其衆を領す上海の軍は常熟昭文二縣の賊將が密に款を通じしより前年十一月二八日一七。を以て之を下す蓋し二縣は其城を同うせるなり。以下崑山新陽吳江震澤無錫金匱宜興荆溪等皆之に同じく二縣にして一城を有す。降將駱國忠一二月一日一、九。を以て其衆を率ゐて福山を抜く福山は江南の重鎮にして江北の狼山鎮と相對峙し楊子江口の鎖鑰なり。賊將譚永洸蘇州より兵を出して之が回復を謀る。初め常勝軍の新司令官バググヴィン上海の豪富間に信用なく其任に就くや從來の給與月額三萬磅に削減を加ふ。茲に於てバ

ググヴィンは松江にありて李鴻章に向て軍資を求めしも李巡撫も亦其制令を奉ぜざるを怒り之を拒みしより遂に部下を率ゐて上海に至り會防局を代表せる銀行に迫りて多額の貨幣を奪ふ。李鴻章怒りてバググヴィンを解雇し當時なほ上海に駐屯せる英軍の司令官將軍ステューヴレーに向て將校の適任者を推薦せん事を乞ふ。ステューヴレー假りに參謀官大尉ホルランド(奧倫)をして常勝軍を指揮せしめ本國政府の許可を待ちて少佐ゴルドン(戈登)をして之に代らしむ。

チアルスゼオルゴルドンは英國ウーリッチの人にして西紀一八三三年一月二八日を以て生まれ十五歳にして兵學校に入り十九歳にして少尉となりクリミア戰役竝に北清遠征に従軍し功を以て累進して少佐となる。同治二年二月七日一八六三、三。を以て常勝軍の司令官となり一五日四、福山の急を聞きて直ちに之に赴き次で常熟昭文の圍を解く。太倉の賊將會王蔡元濤畏れて降を乞ひしかば李鴻章之を許し李鶴章程學啓をして州城を收めしめんとししに城外伏兵ありて鶴章足を傷く。ゴルドン李恒嵩と常勝軍を率ゐて之を援け三月一五日二、之に克つ。乃ち勢に乗じて軍を進め四月一四日三、五。崑山新陽縣城を下ししに此月二二日六、劉銘傳は



黄翼升の水師と協力して揚子江岸の楊舍江城を回復す。李秀成前に安徽の北部を犯ししが五月轉じて江陰の賊を援けんとして常熟を犯さんとししかば李鶴章、劉銘傳、郭松林之と顧山に戦ひて大勝を博し翌月ゴルドン、程學啓等と花涇港、同里鎮の賊壘を拔きて吳江、震澤二縣を降す。然れどもゴルドン、程學啓が降卒を殺し李鴻章が賞與金を常勝軍に給せざるより頗る樂まざる任を辭して六月一九日<sup>三</sup>八、上海に至りしが偶々バググヴィンが三百の歐米人を率ゐて蘇州の賊兵に投せるを聞き常勝軍の其誘惑を受けん事を憂ひ不満を忍びて又昆山の軍營に歸り蘇州攻撃を助く。七月、上海の軍糧運鎮を下し更に浙江、嘉善縣の西塘鎮を破りしが時に英人に馬格利なるものあり開花砲を以て清軍を助け而して洋人七名は賊徒の指揮に任じしと云ふ。

八月一日<sup>九</sup>三、李鶴章、劉銘傳の枝隊江陰縣を克復し廣王李愷順は溺死す。ゴルドンは程學啓の枝隊と共に金陵より來援せる李秀成と戦ひ此月一七日<sup>九</sup>九を以て蘇州城の東南に位し太湖の鎖鑰となせる寶帶橋の賊壘を奪ひて之を守る。李秀成轉じて大橋角の營を襲ひて李鶴章と干戈を交へしが又大敗し秀成の子溺死す。バグ

グヴィン賊徒の恃むに足らざるを感じ寶帶橋に於てゴルドンと會見し共に部下を併せて北京を突き滿洲朝に代らん事を提議す。ゴルドン應ぜず遂に出でて官軍に降る。其後バググヴィンは一度米國領事の爲に日本に追放されしが再び福建に赴きて匪徒を援けしが爲左宗棠に捕へられ押送の途溺死す。是實に同治四年の事なり。毋程學啓とゴルドンとは益蘇州に迫り且つ一面には李秀成の援軍を破り九月一日<sup>二</sup>五、寶帶橋西五清里の五龍橋賊壘を攻めて之を下す。是より城内の賊浙江省に通ずるを得ず。一〇月一二日<sup>二</sup>一、李鴻章上海より程學啓の軍營に赴き親ら諸軍を督して城外の賊壘を破壊し提督黃翼升の水軍も亦來會せるより李秀成は是より先城中に入りて防禦を策せしが二〇日<sup>三</sup>〇に至りて死黨萬餘を率ゐて夜に乗じて遁る。城將慕王譚紹洸性兇悍にして屈せず止まりて死守せんとす。然るに部下の諸賊將皆降志あり二四日<sup>四</sup>一、納王鄧永寬、天將汪有爲と譚紹洸を刺殺し且つ其黨數千名を仆し城門を開きて降を請ふ。李鴻章ゴルドンに向て降將の死を免さん事を約ししも程學啓の共制し難からん事を説きしが爲に忽ち約に背き二六日<sup>六</sup>一、鄧永寬をはじめ比王伍貴、文康王汪安均、寧王周文佳及び汪有爲等の城を出



でて謁を乞ふに際し悉く之を殺戮し以て蘇州省城を回復す。朝廷李鴻章の功を賞し太子少保銜を加へ又穿黃馬褂を與へゴルドンには頭等功牌を授け銀一萬兩を賞す。ゴルドン李鴻章が降將を殺ししを怒り此賞を受けず。一月二日一二、李鴻章郭松林等と無錫金匱縣城を克復し城將潮王黃于澄父子を擒にして之を殺し更に兵を進めて劉銘傳と共に常州城を攻む。而して李鴻章は又其部將劉秉璋潘鼎新をして浙江に入り平湖縣乍浦海鹽縣澉浦鎮を取らしめ更に程學啓を遣して平望鎮を抜き嘉善縣を克復す。時に左宗棠閩浙總督に昇進して富陽縣を收め杭州の回復を圖る佛人デエグベル(德克碑)之を助く。同治三年正月デエグベル英國總兵ロドリックデュー(暎樂德)竝に道員張景渠と共に賊徒の復び陥ぬれし紹興府城を攻め其二五日四、三、二を以て之を回復す。諸賢蕭山の二縣も之と相前後して下り杭州嘉興間の要路なる桐鄉縣は布政使蔣益澧の爲に克復せらる。二月一八日二五、程學啓嘉興府を攻め府城を陥ぬれしも攻撃中重傷を負ひ營に歸りて死す。學啓は安徽懷寧縣の人にして安慶に於て初めて歸順し後李鴻章の部下となり向ふ所功あり忠烈と諡す。三日二八、デエグベル

益澧と大に杭州に迫り翌日省城を克復し之と同時に餘杭縣を下す。左宗棠楊昌濬竝に蔣益澧をして敗兵を追撃せしめ翌月上旬浙を以て武康德清石門の三縣に克ち賊將鄧光明を降す。五月蘇州軍は長興縣を浙江軍は孝豐縣を下し賊の湖州にあるもの漸く孤立の姿あり。

蘇州陥落後ゴルドンは李鴻章の不信を怒り崑山にありて兵を按じて動かざりしが賊徒の勢復び盛ならんとするに驚き義侠の天性は之を坐視するに忍びず同治三年正月一二日二九、復た常勝軍を率ゐて崑山を發して戦地に向ひ宜興溧陽を略取して金陵杭州の賊徒を兩斷するの策を建つ。ゴルドン先づ部下をして宜興の偵察を行はしめ李鴻章の派遣せる郭松林と共に此月二四日三、を以て宜興荆溪縣城を抜く溧陽の賊將李世賢部將吳人杰が歸順の志を抱きしが爲に城に還るを得ずして湖州に赴き縣城忽ちに官軍の有に歸す。ゴルドン進みて金壇を攻め脚部に負傷ししもなほ三度突貫を試みしが利なく三月一七日二四、溧陽に退く。時に常州の賊陳將坤書大舉して常熟福山を犯ししかば李鴻章郭松林を召遣し頗る警戒する所あり。漸次賊兵を撃退して復た常州城に迫り李鴻章親ら諸軍を指揮し四月六日







八月二〇日<sup>二〇</sup>に於て城固縣は二七日<sup>九〇</sup>に於て各守を失ふ。多隆阿漢江上流地方の形勢容易ならざるを知り先づ兵を遣して藍二順を攻めしめ一〇月二二日<sup>二</sup>ニ山陽縣を回復す。既にして金陵の圍益急なるを以て洪秀全は陳得才に向て回リて援はん事を令す。陝西巡撫劉蓉之を偵知し同治三年正月一日<sup>四二一八六</sup>漢中府を克復し勝に乗じて城固洋縣二城を下す。陳得才陳大漭藍二順等は金陵を援はんとして東歸して湖北を犯し藍大順は前年一〇月藍屋縣を陥ぬれてなほ陝西にあり。多隆阿省内の回匪を平定ししかば親ら藍屋縣を攻め此年二月二三日<sup>三〇</sup>副都統穆圖善を率ゐて城に逼り重傷を負ふ。部下の將校營に至りて慰めんとす。將軍曰く此城にして速に克たば傷重きも亦た瘡ゆ可し如し城に克たずんば即ち輕きも亦活くるを欲せずと。諸將令を聞きて益奮ひ翌日遂に縣城を克復し且つ藍大順を斬る。然るに多隆阿重傷遂に三月二三日<sup>四八</sup>軍中に死す。多隆阿は黑龍江馬隊の出身にして初め皖楚に轉戦し爾來至る處功を建てしかば其死するや識ると識らざるも皆之を惜む。其遺疏に曰く不使家有長物身有餘財と清將中又斯の如き人あり。五月藍二順兄の仇を復せんと唱え西安を距る僅に十五清里の地に迫りしが

遂に志を得ず九月に至り全股滅亡せしとぞ。

金陵の攻撃は曾國荃本營を雨花臺に置きてより九洲上方橋江東橋秣陵關等東西南三面の賊壘は次を以て降りしも同治三年の初に於ては東北鍾山の賊壘未だ克たず故に國荃楊岳斌と議して正月二日<sup>二八</sup>鍾山天保の城を下し金陵城の圍初めて合ふ。曾國荃此時既に浙江巡撫となり楊岳斌は福建水師提督たり即ち前の楊載福の改名せるなり。三月浙江提督鮑超旬容縣並びに金壇縣を略取し四月廣西提督馮子材鎮江の軍に將として揚州將軍富明阿の分派せる兵を併せて丹陽縣を克復し陳玉成の叔烈王陳時永を陣斬し洪秀全の義弟來王賴桂芳を擒にす。かくて金陵全く孤立するに至りしを以て洪秀全は太平天國滅亡の近きにあるを覺り五月二七日<sup>三六</sup>藥を仰ぎて死す。李秀成等秀全の長子天貴福を立てて幼王となす時に年僅に十六歳なり。洪天貴福即位の式を行ひし後璽を造り名の下に眞王の二字を列ねしが世人誤りて之を名とし洪福瑱と稱す。曾國荃六月一日<sup>四七</sup>より記名提督李成典をして城兵の兵火を冒して地道を穿たしむる事數十回。蕭孚泗等砲臺を修築して肉薄して之を助く。同月一六日<sup>一七</sup>黎明に至り轟然一發城垣二十餘丈崩壞



するに乘じ李成典身士卒に先ちて城内に入る。李秀成善馬を洪福瑱に與へて逃走せしめ秀全の兄福王洪仁達と共に蕭孚泗に擒にせらる。巷戰三日間に亘り城中の賊徒十餘萬人悉く屠殺せられ一人の降るものなし。咸豐三年洪秀全此地を本據となししより茲に十二年江寧省城復び滿洲朝廷の有に歸す。而して此克復に當りて首功を建てしは皆漢人なるは又一奇と云ふ可きなり。即ち曾國藩は太子少保を加へ一等侯爵に封ぜられ曾國荃は太子少保を加へ一等伯爵に封ぜられ李成典は一子爵蕭孚泗は一等男爵に封ぜらる。其他僧格林沁は一貝勒を賞せられ官文李鴻章は一等伯爵を賜はり陝甘總督楊岳斌兵部右侍郎彭玉麟は太子少保を加へられ略乘章鮑超都興阿富明阿瑪子材以下賞賜差あり。

六月二十七日<sup>三〇</sup>。曾國藩金陵に至りて洪秀全の墓を發き尸を戮し烈火を以て之を焚き次で李秀成洪仁達を刑に行ふ。李鴻章郭松林等を派して左宗棠の部將を助け七月二十七日<sup>二八</sup>。湖州府城を克復す。洪福瑱の金陵より逃るるや安徽の廣德より一度湖州府に赴きしが此時既に昭王黃文英と共に廣德州にあり黃文英の兄堵王黃文金も亦其陷落に先ちて遁る。劉銘傳之を追ひて廣德州に至り州城を回復すれ

ば黃文英は早くも洪福瑱を挟みて寧國の山中にあり湖北の賊徒は僧格林沁官文竝に安徽巡撫喬松年の三面より征討を受けしかば此月に至り其衆二萬餘降を乞ひ陳得才は毒を服して死す。八月左宗棠黃文金を昌化縣の附近に破りしかば黃文金又遁れて寧國に走り途上遂に仆さる。黃文金は一に老虎と稱し久しく同地方にありて官軍を惱まし賊將中の尤物なり。然るに洪福瑱は江西の廣信州を経て南走し廣昌縣に至るに及び洪仁瑋黃文英竝に洪秀全の兄英王洪仁政等皆追將記名按察使席寶田の爲に生擒されしもなほ衆數萬を以て寧都州を圍む。九月鮑超所部を率ゐて油埠より進み援けしより賊徒遂を圍を解き其月二十五日<sup>一〇</sup>。席寶田の部下游擊周家良石城縣の荒谷中に於て洪福瑱を擒にし次で江西省城に於て之を斬に處す。茲に於て長毛賊徒平定に就きしを以て左宗棠に一等伯爵鮑超に一等子爵を授け其他沈葆楨席寶田蔣益澧以下皆賞與あり。

道光三〇年洪秀全廣西に於て亂を唱へてより十五年實に人生一世代の半に達す。當時曾國藩の上奏中に曰く嘉慶川楚の役の如き蹂躪僅に四省に及び淪陷十餘城に過ぎず康熙三藩の役と雖も蹂躪なほ十二省に止まり淪陷も亦三百餘城なりし



に今や粵匪の變蹂躪竟に十六省に亘り淪陷六百餘城に及ぶ實に古今罕に見るの劇寇なりと。上海在留外人の計算によれば咸豐三年より同治四年に至る間長毛賊徒叛亂に關して生命を失へるもの實に二千萬の多きに上ると云ふ。且又長江沿岸膏腴の地は化して荒蕪の土となり蘇州杭州兩市の如き殷富の區は慘狀殊に甚しく南京に至りては復舊時の觀なし。中央政府竝に各省の財政は素より出入相償はざるを致し或は捐官令を發し或は釐金税を各地に徵收して以て後患を貽す釐金税を初めて軍費に供ししは咸豐三年六月の事にして揚州の軍務を幫辦せる刑部侍郎雷以誠レイイセイの創議に係り從來江都キヤウコウの仙女鎮シヤンニョウチンに於て各會館の施行せる抽收釐金章程に仿ひしものなりと云ふ。後に會國藩漢口に釐局を設けて商品に課するに原價百分の二を以てししより以來各省に行はる論者或は曰く長毛賊徒の變亂より以來漢人中より人材大に輩出し以て滿人の壓抑を脱れたりと實に論者の言の如く漢人は會國藩の勤王を首唱し郷勇の募集に努力ししより滿洲朝廷に於て重きをなし又之に心服するに至りしと雖も其利は決して上述せる諸般の害を償ふに足らず殊に彼のゴルドンをして常勝軍を除隊せしめしが如き又同治三年總稅務司

レーレイ李泰國が英國政府に交渉し大佐ヲヌボルンアホ思本に託して上海に廻航せしめし艦隊の雇傭を拒み且つレーを解任ししが如き共に李鴻章の干係せる所なるが當時滿洲朝廷が泰西の文物を輸入するの意なかりしを證す可し。長毛賊亂北清遠征の大打撃を以てするも未だ清人を覺醒するに足らざりしなり。



## 第三章 露國東方侵略の第二期

(西紀一七三二——西紀一八七五)

## 第一節 侵略中止時代

前々世紀の中葉より露國政府は西伯利施政改善に着眼し西紀一七四〇年先士官學校をヨムスク府に開設し西伯利軍隊の陸軍士官を養成す蓋し西伯利略取の偉功を奏しし哈薩克兵は其勇猛なる事殆んど之に敵するものなしと雖も資性慥慥にして軍紀を守らず既に新領土を略取して土人を鎮撫するに當り哈薩克兵を用ゐて地方の安寧を保たんとするは木に縁りて魚を求むるよりも難く露國政府も大に其弊害あるを認めしが爲に之を匡正せんとして此舉に出でしなり西紀一七五四年露國政府は更に死刑を廢し之に終身懲役を命じ西伯利に護送して鑛山に使役せしめ後刑期を定め其期を終れば殖民となし或は農工を營み或は漁獵に従事せしめ以て殖民事業を振興せんとす西紀一七六四年には西伯利に鬪流せられし罪人の數一千五百人に及びしと云ふ但し其後西紀一七七一年に至り露國の犯

罪人モノリツなるもの徒黨を煽動し六十五名の同志を得て反を謀り堪察加のボリシエレンク寨司令官ニローフを殺し聖彼得堡に乘船して逃走しし事あり後に至りて之を追捕ししも以後露國は罪人を堪察加半島に鬪流せず其餘りに遠隔して制し難きを以てなり因に云ふ此ボリシエレンク寨に事務所を設け司令官を置き初めて堪察加半島の諸寨を統轄せしめしは西紀一七四四年の事なり。

西紀一七六四年七月四日水卒は露國を主とするが故に後具加爾ブイカールの布哩雅特人を徵集して哈薩克騎兵四聯隊を編成し一〇月三十一日西伯利に地方官を置き以てトボリヌク及びイルクートヌクの二省を管理せしむ西紀一七八三年露國政府はヤクートヌク將軍を罷り更に要塞司令官を該州に置き以て其弊害を矯正せんとししも未だ其弊を除き民治を改善する能はず西紀一八〇四年二月九日トボリヌク省を分ちてトムスク省を置く西紀一八一九年露國政府は西伯利總督ベヌテリ以下の官吏が私利を營み擅に人民を虐待するを聞き其職を褫ひスベランスキを以て總督に任じ其事實を審問せしむ初め露國政府の將軍を西伯利に派遣するや攻略を目的として訓令を下し後には富源の探求を目的として訓令を下し將軍の



意に任せて利益を圖らしめしより將軍は公利を名として私利を營み其弊記するに勝へず其後總督を置くに至り將軍の權力は皆新設の官吏に歸ししも其弊害は因襲して止まず彼得大帝の如き殊に此弊害の削除を計りしも寸功なく西紀一七〇七年を以て總督に任命されし公爵ガガリンの如き暴政至らざるなく其極西伯利の獨立を計り死刑に處せらる。故にヌベランスキの總督に任ぜらるるや大に西伯利行政の改善を謀り主として長官の壓制を豫防し公私の事務を判別せんとして新に西伯利條例を編成して之を政府に呈出し西紀一八二二年八月三日認可を受く。同年西伯利を東西兩部に分ちユニセイスク省及びヤクトースク州を以て東部に屬し堪察加は其官制を改革し別に海軍士官を以て之を管理せしむる事となししは即ち此新條例の結果なり。

是より先西紀一七四五年露國政府は少將キザルマンを司令官とし歩騎兵各二聯隊を率ゐて西伯利に至り露清兩國の境界を警備せしめしが此年在堪察加の露人某政府に建議して曰く近年堪察加の人口大に増加し糧食缺乏せるが之れを運送するに方りては須らく黒龍江の水路を利用せざる可らずと。而して黒龍江は實に

尼布楚條約の結果として清國の領有に歸せり。故に露國元老院は其後更に西伯利知事ミャトレンフの意見を質して其同一の意見を抱くを確め使節を北京に派遣し清國に向ひて黒龍江の航通を請求す。此に於てミャトレンフは西紀一七五三年セレンギンスク砦の司令官ヤッコフに會し黒龍江の航通に關する意見を詢ひしもヤッコフも亦其地理に通せず。因て中尉ウランフを派して黒龍江を探究せしむ。西紀一七五六年一〇月九日ヤッコフは其意見を元老院に申呈して曰く黒龍江の航路を開通せんとせば宜しく先づ兵力をセレンギンスク竝に尼布楚に集注し而して後清國に向て要求す可し平和の手段を以て其目的を達せんとするは不可能なりと。其説頗る要領を得たりと雖も巨額の經費を要するを以て露國政府は遂に之を採用せず。

其後英邁なるカタリン二世の露帝の位に即くや間もなく西紀一七七五年を以て西伯利地方官に命じ哈薩克兵の一隊をウヂヌクよりアムグニ河岸に派遣し黒龍江附近に殖民せしめ更に其殖民地より出でて黒龍江の水深を測量し其河口にして若し船舶を通ずるを得ば之を占領す可きを命ず。西紀一七七七年地方官は此命



令に基き哈薩克兵三十名をアムグニ河岸に送致ししに土人は之を滿洲人に報じ滿洲人は之を北京に報ず乾隆帝乃ち使を遣はし之を詰責して曰く露國にして若し漫に境界未定の地を侵略せば清國は斷然恰克圖の貿易を杜絶す可しと時に露國政府は大に軍隊を境上に派して威を清國に示すの決心なく却て黒龍江恢復の經畫を中止す西紀一八〇五年に至り露國政府は復清國政府と交渉せんとし伯爵ゴロウインを以て特命全權公使に任じ清國北京に赴かし翌年一月ゴロウインは隨員二百四十二人を率ゐ庫倫に至りて來意を辦事大臣に通じ路を蒙古に取りて北京に到らんとししに辦事大臣隨員の數を七十名に減せしめんとすゴロウイン之を駁して曰く曾て我使節ラクデンヌキーは百二十名を従へて北京に赴けり而して余は位高きを以て隨員を減ずる能はずと此應答の爲空しく二箇月を費ししに加へて清國政府より入京を拒むの命ありゴロウイン全く得る所なくして歸途に就く。

此時露國の公使ゴロウインが先庫倫に至りしは同地には西紀一七六二年乾隆二十七年以來清國政府より常に辦事大臣を駐在せしめて兩國交際の衝に當らしめしを以

てなり而して此辦事大臣の任命は全く恰克圖貿易隆盛に赴き兩國の交渉頻繁を加へしが爲なるを以て茲に聊か當時の恰克圖貿易に就きて一言せむ西紀一七六四年乾隆二十九年清露兩國の邊民互に馬匹を遺失し葛藤を生じし時庫倫辦事大臣は清帝の諭旨を奉じて恰克圖の市場を閉ぢ其貿易を停止す此時土謝圖汗私に露國と通商したるを以て其爵を削る四年後復た貿易を許すと雖も以後乾隆年間には於ては屢市場を閉鎖ししが西紀一七九二年乾隆五十七年に至り市約五款を締結し貿易も亦舊に復す其第一款に曰く恰克圖互市は中國に於て初より利益なし大皇帝衆生を普愛し爾國小民の困窮するに忍びず又爾薩那特衙門の額請により是を以て允行す若し復た和を失せば再び開市を希冀する勿れと其文詞の傲慢尊大にして露國を藩屬視せる唯驚くの外なし故にゴロウインが全權公使として派遣さるるや大に其通商權を擴張するの目的をも有ししなりゴロウイン歸國の後清國は初めて兩國の通商に注目し恰克圖貿易の必要を感じ西紀一八〇九年嘉慶十四年使節の派遣を露國に請求し其翌年再び之を促し遂にイルクストヌク駐在の知事と庫倫辦事大臣と貿易の會議を開く此時清國は大に之を擴張するの主義を取りしと云ふ。



然れども當時露帝阿歷山一世は専ら意を西歐の政界に注ぎしが爲メッテルニヒ流の現状維持主義は全く其外務省を腐敗せしめ西伯利の利益の如き捨てて顧みず時に西伯利の總督ラインスキーはクシミンを黒龍江に派遣して探検する所あらしめんとし之を政府に請願ししも政府は管に之を許可せざるのみならず清國に對して益和親を旨とす可きを告諭す然るに西紀一八二五年ニコラス一世即位に際し陰謀を企てし貴族等を悉く西伯利に送りて流刑に處ししより世人の注意は漸く東方に向ひ殊に堪察加の重要を加ヘヲホータ海ペーリング海峡に於ける捕鯨事業の盛大に赴くと共に黒龍江流域回復の必要は益明白となれりニコラス一世は自ら銳意東方經略の事を圖リメッテルニヒの亞流なる外務大臣伯爵ネッセルローデが清國と事端を起さん事を憚り反對を試みしにも拘らず西紀一八四六年中尉ガヅリローフに命じて『大公コロンスタンチン號』に乗じて黒龍江口の探検に向はしむガヅリローフ江口に着し更に短艇に乗じて之を測る事十二哩に及びしも時日乏しく且糧食備はらざりしを以て精細なる調査をなす能はずして歸國す伯爵ネッセルローデ乃ち帝に上奏して曰く黒龍江は其江口極めて淺

く且薩哈連は半島なるが故に露國に取りて何等の用をも爲さずと然れども帝は其初一念を廢せず更に大に有爲の人物を得て東方の經略に従事せしめんとす思ふに露國は久しく清國と條約を結べる唯一の西歐國民たりしに數年前より英國も亦條約國となり着々として太平洋上の利益を占有せんとするの形跡あるより露帝は之に對抗するの必要を感ずる事深刻なりしものあらむ。

露帝が果して雄材大略の人物を得しや如何余輩は是を後節に譲り次節に於ては近古紀に於ける日露の交渉を叙述す可き順序なるが今此所に於て簡單に北米に於ける露國侵略の本末を述べ西紀一六四八年哈薩克人デジネフ既にペーリング海峡を發見ししも其後西紀一七四一年に至りてペーリングの引率しし北氷洋遠征艦隊初めてアレウト列島を發見し西紀一七六一年露國人初めてアラスカ半島を發見す西紀一七九九年露人は米人と連合して露米商會を組織しアラスカ半島の沿岸及びアレウト列島、聖ラウレンス島等に於て殖民事業及び貿易を營む其後益事業を擴張し前項に記しし西紀一八四六年の黒龍江の探検の如きも直接に露帝よりカヅリローフに命令ししにあらざりしてカヅリローフは帝の命令を受け



たる露米商會の撰拔によりて此任に當りしなり。アラスカ占領後露人は益々海岸に沿ひて南進し西紀一八〇七年にはコロンビア河の河口に殖民地を設けんとし西紀一八一二年には桑港を距る遠からざるボデイガに捕獸業者の殖民地を設け米人よりも早く太平洋岸に定住ししが西紀一八二四年の露米條約其翌年の露英條約を以て露領の境界を劃定し西紀一八六七年五月三〇日金貨七百二十萬弗を得て之を米國に賣却す。適當に評すれば事東邦に關せざるも多少の關係を有するを以て略記すること爾り。

## 第二節 近古紀に於ける日露の交渉

本邦人は往古より常に東北に向て進み而して露人は堪察加占領後更に西南に向て侵略の方針を取りしが故に彼我の初めて衝突を起ししは千島竝に樺太の地なり。西紀一六四三年<sup>寛永</sup>露人は既に千島を發見して之にクリール列島なる名稱を下ししとの説は信じ難しと雖も西紀一七一三年<sup>正徳</sup>以來露人は數列島の間を往來して所謂クルムセ人種を服従ししが如し。西紀一七三八年<sup>元文</sup>露國海軍大尉シ

ウリチンク及びワリトンは堪察加半島より千島群島に向ひて航行し遂に我北海道に達す。其引率しし船二隻が翌元文四年五月二三日<sup>西紀一七三三</sup>を以て仙臺領の牡鹿沖に出没し又その一隻が二五日房州天津の沖に至り清水を求めしは我邦の記録に存する處にして是れを露船日本東海岸に来るの始となす。此時シウリチンク等は初めて千島の土人より薩哈連の南部に蝦夷人の部落あり又同島は黒龍江口に位するを聞知ししと云ふ。西紀一七六六年<sup>天明</sup>以後露人は殆んど毎年得撫擇捉に來り初めラシヨフ擇捉の土人と軋轢ししが後には相和して通商す。西紀一七七八年<sup>安永</sup>露人ケレトフセなるもの北海道に至り松前藩に向て通信通商を求む。松前藩之を許さず。抑も擇捉の地は享徳以來松前氏の所領なりと稱するも名ありて實なく。西紀一七八六年<sup>天明</sup>幕吏勘定奉行松本秀持の蝦夷地を巡視するや同島に至りて露人跋扈を極むるを見之を説諭して退去せしめ更に得撫に至りて歸る。此露人はインシュヨ等の一行にして前年得撫より渡來ししものなり。數年の後幕吏近藤重藏インシュヨ樹つる所の十字の棒杭を仆して日本國標を樹て以後露人又擇捉以西の主權を争はず。



西紀一七九二年一〇月七日<sup>九三</sup>、露國使節ラックスマンなるもの軍艦カタリン號に乗じて根室に來り我漂民白子幸太夫等の一行を護送し且國書方物を齎し江戸に至りて通商互市を請求するの意を通ず幸太夫は伊勢の船頭にして天明二年一二月一三日遠州灘にて暴風に遭ひ翌年七月二〇日露國の屬島アミシッカに漂着し夫より西伯利を横断して露都に至り女帝カタリナ二世に謁見しラックスマンの一行と共に歸國ししなり幕府報を得て御目附石川將監忠房村上大學義禮を松前に遣はし翌寛政五年六月二五日<sup>四二</sup>、ラックスマンと會見して其厚意を謝し通信貿易を請はんと欲せば宜しく長崎に至る可しと告げ且大長刀三柄米一百俵を賜ふ使節等其目的を達する能はず七月一六日<sup>八</sup>、函館を出帆して歸國の途に就く是を露國の日本に通ずる嚆矢となす是より幕府は益々北門の警備に眼を注ぎ松前氏の小藩にして露國の南下を防ぐ能はざるを感じ西紀一七九八年<sup>政</sup>一書院番頭松平信濃守忠明に命じて蝦夷地警衛の任に當らしめ翌年松前藩の所領中東蝦夷地<sup>山</sup>を收めて七箇年間幕府の直轄となす露人ケレトフセなるもの三十餘人の同志と共に前年より得撫に滞在して厚岸地方の蝦夷人と通商を營みしが

西紀一八〇〇年<sup>一</sup>幕府が土人に向て通商を禁じしより露人等大に苦み西紀一八〇五年<sup>二</sup>ケレトフセ死するに及びて皆歸國す是より先西紀一八〇一年<sup>三</sup>幕吏富山保十郎等得撫に至り標木を建て天長地久大日本屬島と刻ししと云ふ西紀一八〇二年<sup>四</sup>露帝は船將クルーゼンステルンに命じて薩哈連島の東北部オホトク海の東南岸黒龍江口を測量せしめんとす時に仙臺領の船頭十餘人前年露領に漂着ししものイルクートスクに滞在ししかば露帝は之を國都に召し新にレザノフなるものを使節に任じ漂民中歸國を望むもの左平等四名を護送しクルーゼンステルンと共に日本に赴き互市を求めしむ一行は翌年八月を以てクロンスタッドを發し航海一年有餘西紀一八〇四年九月三日<sup>五</sup>長崎に入港し來意を奉行に通じて國書方物を贈る而して前年幕吏が松前に於て與へたる長崎入港の信牌を示す然るに幕府は斷然之を謝絶するに決し翌年二月御目付遠山金四郎景晋<sup>六</sup>を遣はし之を慰諭して遣歸すレザノフ意頗る樂まらず三月長崎を退去し航路を日本西海岸に取り松前西岸の地理を研究し更に轉じて薩哈連島に向ひ五月二五日<sup>七</sup>アミツ灣ツロンバイに碇泊す翌日レザノフはクルーゼンステルン



と共に同所に碇泊せる日本商船を訪ひしに其船主は前年露領に漂着し堪察加に於てクルーゼンステルンと面晤しし事あるを以て薩哈連島に關する種々の質問を發し探究數日の後遂に本島略取の念を起す。故にレザノフはなほ深く島内を探検せんとし東岸に沿ひてバチエンス岬邊に至りしに氷塊多く流徙し來るを以て遂に堪察加に向ひ長崎を發ししより四十八日にしてペトロバフスコに歸着す。クルーゼンステルンは其後薩哈連東北岸の測量を終り其北端を周航して黒龍江口に向ひしが力を盡して之が探究をなさず自己の測量とラベルニス及ブラウトンの考定を参照して薩哈連は半島たる事疑なしと復命す。ラベルニスは佛人にして西紀一七八三年政府の命を以て同江口の探検に向ひブラウトンは英國の船長にして西紀一七九三年同江口を過ぎてヲホータ海に赴かんと計りしが共に未だ開宮海峡を發見する能はざりしなり。開宮海峡とは韃靼海峡の最狭部にして西紀一八〇八年<sup>五</sup>文化常陸の間宮林藏の發見に係るを以て此稱あり。初め松前氏の薩哈連島即ち樺太に於けるは一も千島に於けると異ならず西紀一七八五年<sup>五</sup>天明幕府はじめて御普請役山口鐵五郎等を遣はして其地を探検せしむ

四年の後西紀一七八九年<sup>元</sup>寛政樺太在住の蝦夷人等山丹人即ち韃靼人の暴戾に苦み宗谷に來りて松前氏の保護を求めしより翌年松前氏は其臣高橋寛光を派し初めて小廳をミラヌン、クシユンコタンに建つ。然れども吏員の滞在するは夏より初秋に至る僅に數月に過ぎず。故にレザノフは其占領の容易なるを思ひ堪察加に歸るや友人ホウストフ及びダウイドフに告げて曰く自ら將として再び日本海に航し薩哈連島を攻略して日本政府に迫り以て修好貿易を開かしめんが爲めにはより二隻の船舶を武裝せんとす。卿等よく各一船を指揮す可きや否と。蓋しレザノフはモスコを發するに臨み三條の訓令を受けしが其第三條に日本若し貿易を開く事を拒まば先づ薩哈連島の南端を占領して之に據り以て日本政府をして止むを得ず貿易を開かしむるの方針を取る可しとありしより此決心を強固ならしめしや疑なし。而してホウストフ及びダウイドフは共に露國海軍士官にして當時露米商會の船長たるを以て大に此謀略を賛成し相誓ふて必ず事を成さんとす。此に於てレザノフは五萬ルーブルを投じて米國人ウォールより一船を購求し之をユノナと名く。西紀一八〇五年夏遠征の準備殆んど成りしを以てレザノフ



はアホン號をして先發せしめ親らユノナ號に搭せてヲホートスクに至りしが忽ち計畫を變じ一度露國に歸りて徐に事を謀らんとしてユノナ號を米國に航海せしむ可しとの命令を埠頭に遣しホウストフに面會せずして直ちに出發シクラヌノヤルスク府に至りて病死す。ホウストフは豪邁果斷の士なるを以て其命令狀を讀みて大に怒り翌日遂にユノナ號に怒り薩哈連島に向ひて出帆す。

文化三年九月一日四紀一八〇六、ホウストフのアニワ灣に至るや直ちにヲフイ泊に上陸し土人の小舎に入り童子一人を捕へて本船に歸り拔錨してクシュンコタンに至りて繫泊す。翌朝短艇三隻に兵卒三十餘人を分載し自ら率ゐて上陸し突然我守衛所に至る。時に松前の家臣は皆歸りて番人七人之を守衛せるのみ酒食を出して慰勲に之を饗す。ホウストフ大弊を發して叱咤し其四人を捕へて之を本船に致し倉庫を破りて米六百俵酒及び雜貨を奪ひ火を放ちて家屋十一戸竝に漁船漁具を焼き辨天社の神體を本船に送る。ホウストフ乃ち銅版に四行の露文を彫刻ししもの一枚及び露文一通を其地に遺し數日の後退去す。其露文の大意は左の如し。ホウストフ爰に露帝の命を受け此島を占領し以て露國の版圖と爲すと。ホウス

トフは其後暫くアニワ灣を占領してアホン號の入港を待ちしも期に至りて來着せず且季候既に後るるを以て歸路に向ひしが途に船體を損ししが故に轉じてペトロパフロフスクに至り西紀一八〇六年十一月八日一〇、同港に於てグウイドフに會す。グウイドフは是より先レザノフの命を奉じ千島を経て薩哈連島に赴かんとししに船體を損じ一旦ペトロパフロフスクに歸り修繕に従事ししなり。ホウストフはグウイドフを見て事の顛末を告げ明春再び日本の邊境を侵すの方策を協議し一書を露京の海軍省に送りて其意見を陳ず。クシュンコタンの番人中露人の捕縛を脱れしもの三人ありと雖も船なくして宗谷に渡る能はず。故に翌文化四年三月三日松前藩の同島支配人柴田角兵衛渡航の時初めて此事を知り急使四月六日を以て松前に着す。幕府は西紀一八〇二年二、和以來函館奉行を置きて戸川統前守安倫羽太安齋守正義を以て之に任じ松前氏より東蝦夷地を永久上地して其管轄の事に當らしめ此年三月二日西蝦夷地をも亦松前氏より收めて奉行の管轄に歸せしが既にして此變報達ししを以て函館奉行を廢して更に松前奉行を置き河尻肥後守貞勝村垣定行を以て之に任ず。



西紀一八〇七年<sup>四</sup>文化 五月四日ホウストフは港内の氷解を待ちて再びユノナ號に親し先に捕獲しし樺太の番人四名を載せアホシ號と共に南に向て出帆し航路を千島に取り暫く新知得撫の二島に碇泊し五月一九日<sup>四</sup>擇捉島に上陸する者七百人内浦の柵を焚き番人五名を捕縛して之を本船に送り倉庫を破りて貯藏品を奪ひ火を民舎に放つ其後二日更に同島の倉那に向て發す倉那は當時我官廳の所在地にして幕吏戸田又太夫關谷茂八郎等南部津輕兵三百人と共に之を警衛す我四月二十九日<sup>五</sup>午後ホウストフ等は倉那に達しユノナ號を倉那海岸より凡そ三杆の處に止めアホシ號をナイヲカ附近の海岸を距つる凡二杆の處に止め直ちにユノナ號より端艇三隻を卸し銃手及び水夫凡そ二十名を搭載しホウストフ自ら之を率ゐ上陸して倉那の柵を犯す津輕南部の兵力戦して之を卻く此夜洋中の二船絶へず發砲して陸地を威嚇せしが爲に士卒逃るるもの多く戸田關谷等も退却説を唱え有萌に走る或は曰く戸田は之に反對し憤激して自殺すと故に翌日ホウストフ等ユノナアホシの二船より端艇數隻に野砲三門水手四十人を搭して上陸し鐵砲を發射しつつ進撃して守衛所に至るや一の人影を見ず茲に於て戎器糧食

を掠奪しし後火を放ちて守衛所を焼き本船に歸りて祝砲を發す次日露人復上陸ししが五月三日<sup>五</sup>遂に擇捉を發し國後に赴く然るに守備嚴なりしかば敢て近かず去て薩哈連島に赴き五月二一日<sup>六</sup>該島を侵し昨秋燒却しし處を巡視し又ヲヲタカの守衛所を燒く松前氏の臣松前左膳士卒一百二十三人を率ゐて之を守りしも戦はずして宗谷に遁る二十九日<sup>六</sup>ホウストフ更に進みて利尻を侵し官船萬春丸をはじめ商船三隻を得て其貨物を掠め舟を燒くホウストフ利尻を去るに臨み先に薩哈連及び擇捉兩島に於て捕獲しし番人八人を歸し之に一書を附して松前奉行に贈り和親互市を乞ふ幕府答へずホウストフは遂に堪察加に歸りしが露國政府は其狼りに隣國を剽掠せるを以て後に之を懲罰せりと云ふ

西紀一八一〇年<sup>七</sup>文化 夏ヲシヨフ島の土人アレクセイ等十人露人の爲に擇捉を偵察せんとして倉那に着し幕吏に捕へらる幕府報を得て之を放還せしむるに決し令を松前奉行に下す翌西紀一八一一年幕吏石坂武兵衛之を護送して薬取に至り將に之を放免せんとするに際し六月一七日<sup>九</sup>露國軍艦デアーナ號の近海を航行するに會し其航海の目的を問ふデアーナ號は露帝より千島諸島實測の命を受け



此年四月二十五日<sup>一三</sup>。ペトロパフrossク港を抜錨ししものにして少佐ゴロウ  
イン艦長たり。答へて曰く碇泊に安全なる港を探りて薪水を求めんが爲なるのみ  
と。石坂前年ホウストフの暴擧を詰りしが其他意なきを知り振別に至りて官廳に  
請求せよとて一書を交附す。ゴロウイン其書を得アレクセイを伴ひて通譯とな  
し七月五日<sup>二五</sup>。國後島のトマリに至り將に島岸に登らんとす。幕吏奈佐瀬左衛門  
政辰南部兵と同地を守衛ししが之を見て直ちに兵士をして發銃せしめ且巨砲を  
發して本船を撃たしむ。此に於てゴロウインは避けてケラムイに至り副艦長リ  
コールツを上陸せしめて米、酒、菜、薪を得又轉じてホントルベツに至る。政辰謀者を  
放ちて其薪水を求むるの意切なるを知り艦長親ら來りて請求す可しと告ぐ。七月  
一日<sup>四六</sup>。ゴロウイン通譯アレクセイ竝に船員六人を伴ひ上陸して政辰に面會  
す。政辰ゴロウインが米二十苞を求むるを以て松前奉行の指令を待ちて回答す  
可しと告げ且一行中一人を止めて質となさんとす。ゴロウイン肯せず政辰の激怒  
するを見て坐を起ち直ちに遁走ししが一行皆政辰等の爲に捕へらる。此時コロ  
ルツは本船に在り橋上に登りて之を望見し乃ち抜錨して船を海岸に近け守衛所

を攻撃せんとす。政辰直ちに發砲して防戦夜に至る。時に巨彈一箇露艦に命中しし  
かばリコールツは遂に退きアレクセイに至りゴロウイン等の衣服竝に書翰一通  
を桶に藏し之を海に浮べて遁る。

ゴロウイン等は捕虜となりし後直ちに函館に護送され八月八日<sup>七</sup>。を以て同地  
に着し更に九月三日<sup>二八</sup>。より松前の獄に繋がる。リコールツは如何にもしてゴ  
ロウインの放免を得んと欲し翌西紀一八一二年八月二十七日<sup>八三</sup>。復た國後島  
に至り翌日前年擧げに於て捕獲しし番人竝に漂民六人を放還してゴロウイン  
と交換せん事を求む。幕吏太田彦助回答して曰くゴロウイン等は米、鹽を盗むに  
よりて既に刑せらると。リコールツ遂に要領を得る能はずして出帆し九月七日<sup>一四</sup>。  
國後島の近海に於て我商船觀世丸を捕獲し船主高田屋嘉兵衛等六人を擒にして  
去る。嘉兵衛は淡路の人にして資性豪膽幕府の募に應じ身を奮て擧提の航海に従  
事する事十餘年。此時恰も函館に歸航するの途にありしなり。西紀一八一三年六月  
一二日<sup>二六</sup>。リコールツ等復た國後に來り嘉兵衛等を放還し更に前請を陳ず。  
此に於て松前奉行服部備後守貞勝之を幕府に報告し且つ答へて曰くイルクト



スク及びヲホートスク兩長官の書を携帶し來て證と爲さばゴロウイン以下を放還せむとリコールヅ大に喜て直ちにヲホートスクに歸り九月三〇日<sup>一九〇七</sup>其書を齎して函館港に來る。服部備後守之と應接し其齎す所の書によりて前年ホウストフの暴舉の露國政府の意にあらざるを確め幕府の訓令に基きゴロウイン等を放免す。ゴロウイン日本に囚となる事二年二箇月二十六日にして初めて青天白日の身となりリコールヅに伴はれて堪察加に向ふ。但し此結果を見るに至りしは高田屋嘉兵衛の力實に與て多きに居ると云ふ。ゴロウイン出帆に際しリコールヅと連署を以て一書を留めて境界を定め音信を通ずるを乞ひ且明年小船を擇捉に遣して答書を得ん事を求む幕府は新知以北を露領とし擇捉以南を我領となすに決して之を待ちしも露船遂に來らず。以後暫く日露の間に紛議を見ず我幕府は西紀一八二一年<sup>四</sup>政 再び蝦夷地を松前藩に還付し松前奉行を廢す。

### 第三節 黑龍江地方經略

西紀一八四七年九月六日露帝ニコラス一世は夜行汽車にてチユーラ市を過ぐる

に當り同州の知事中將ムラウイヨフに命じて次驛に至らしめ翌朝七時の會見に於て新に東西伯利の總督に任命せるを告ぐ。ムラウイヨフは會て露土戰役並にカウカサスの役に於て偉功を奏し前年チユーラの知事に昇進ししが時に年未だ三十八歳に過ぎず露帝の聰明なる其行政上の技倆非凡なるを認め託するに此大任を以てす蓋し帝の熱望せる東方經略の事に當らしめんが爲なり。九月の末に至りてムラウイヨフは既に露都にあり熱心に新任地施政の問題を研究し以爲らく黑龍江の水路を利用せんと欲せば其上流と共に又必ず之が江口附近の地をも占領せざる可らず而して此目的を達せんと欲せば是非共海軍と協力して事に當らざる可らずと。時に海軍中佐ネウエリスキーなるものあり夙に黑龍江下流探檢の志を抱きて政府に建議し一度外務大臣ネッセルローデの爲に其計畫を妨げられしも此年の末海軍大臣メンシコフはネウエリスキーを以てバイカル號の艦長に任じ堪察加海岸並にヲホータ海を視察し且時宜に依り黑龍江の探檢に當らしむ。ムラウイヨフそのバイカル號の進水を待ちて露都に滞在せるを知り之と相見て大に同志を得たるを喜ぶ。翌西紀一八四八年一月八日ムラウイヨフが任地に赴くに



先ち露帝に拜謁するやニコラス一世は英氣勃々たるこの總督に告げて曰く敵國堪察加の半島を掠奪せんも卿は半歳の後にあらざれば之を知るを得ざる可しと勅語の真意解するに難からず。

ムラウイヨフはイルクトスクにありて政務を視る事一年有餘に及び英國海軍の益盛大に赴くと共に露國も亦太平洋上に安全なる軍港を設置するの必要を看破し従來總督の會て赴きし事なき堪察加巡視の途に上る。西紀一八四九年五月一日を以てイルクトスクを發し翌月二五日ヲホートスクに着し更に七月四日同地を出帆し同二五日ベトロバフロフスクに至る。抑もベトロバフロフスクの所在地たるアブチア灣は西南北の三方共に火山質の峻嶺を以て圍繞され灣内水深くして大船巨船の出入に適するを以てムラウイヨフは太平洋上の海軍根據地をヲホートスクより同地に移すに決せり。乃ち三百門の大砲を備へて之を守るの大計畫を立てしが其目前の成功期し難きを以て先守備隊の指揮官に向て速成の堡壘を築造せん事を命じ親ら其敷地を撰定す。五年の後に其地の防禦に際し有力なりし第六砲臺の如き即ち其一なり。但しベトロバフロフスクを以て露國將來の大

軍港となさんと欲ししはムラウイヨフ施政中唯一の失策なり。八月二日ムラウイヨフはベトロバフロフスクを發して歸途に向ひしが直ちにヲホートスクに向はずして薩哈連島の北方を過ぎ同月二二日アヤン灣に着す。蓋しネウエリスキイが五月三〇日を以てベトロバフロフスクを出帆して同地方に向ひしとの事を聞き之と相會合せんと欲ししが爲なり。九月三日早朝に至りバイカル號アヤン灣口に入るムラウイヨフ雀躍直ちに輕舸に乗じて之を迎ふ。

ネウエリスキイは西紀一八四八年八月二一日を以てクロンスタッドを發し翌年五月一二日ベトロバフロフスクに着す。是より先露國政府に於てツグル灣に新軍港を設けオホートスクに代ゆるの議あり可否をムラウイヨフに問ひしにムラウイヨフは之が再考を求めしより露帝は此年一月二〇日黒龍江問題調査委員を任命し二月八日同江口を探檢せしむるに決しネウエリスキイをして之に當らしめんとす。然れども此時未だ其命令はベトロバフロフスクに達せず。但共到達期して待つ可きを報せるムラウイヨフの書あり。故に荷物を陸揚しし後直ちに薩哈連の北部に向て出帆し更に黒龍江の方面に轉じ六月二八日黒龍灣に達して碇泊す。夫



より短艇を出して薩哈連並に大陸の海岸を探検し遂に黒龍江口を發見して之が溯航を試む茲に於てネウエルスキイはなほも進んで大陸と薩哈連との關係を究めんとし親ら南方に向ふ。抑も薩哈連は緯度に於て殆んど十度の間に延びられる一島にして大陸との間其最狭部に至りては僅に四哩内外に過ぎず故に此海峡に來るものは其南よりするものも將た其北よりするものも薩哈連と大陸との間は砂洲によりて接續せりとせざるはなかりき。前節に記しし英佛露の航海者皆然り然るにネウエルスキイは黒龍江口より南方に進み深さ三十五呎に達する水路を發見し曾てブラウトンの南方より進み來りて歸航の途に就きし點に達して薩哈連の全く島嶼なるを確めバイカル號の碇泊地に歸り更にアヤン灣に至りてムラウイヨフに遭遇ししなり。此海峡は既に四十有餘年前邦人間宮林藏の發見に係る事上に記ししが如しと雖も露人にありては實にネウエルスキイを以てこの海峡を發見するの始となす。此結果南方韃靼海峡よりも黒龍江口に達し得べき事明瞭となりしも此報の露京に達するや之を信ずるもの少く殊に外務大臣ネッセルロド及び露米商會長海軍大將ウランゲリの如きは頗る之を疑ひしと云ふ。

是より先西紀一八四四五年の頃ミッドンドルフなるもの黒龍江流域に學術上の探検を試みウヂ河の附近に於て四本の標木を認め之を以て清人の建てたる界標なりと推察す。而して之を以て尼布楚條約の規定に背くとなし露國政府部内に議論を生じ西紀一八四八年の終に方りゴルビツァ河よりヲホートスクに至る境界線を探検せしむるに決し翌年二月露帝の裁可を得中佐アクトーテをして其任に當らしむ。故にムラウイヨフの西紀一八四九年一月二〇日を以てイルクトスクに歸るやアクトーテは恰も遠征の準備中なりしかば之に黒龍江を探検せしめんと欲して勸誘ししも效なし。蓋しアクトーテはネッセルローデの命を奉ずるものにしてネッセルローデはムラウイヨフと反對の政策を取り此遠征に就ても一も交渉する所なかりしなり。然れども大公コンスタンチン並に内務大臣ペロフスキは常に露都にありてムラウイヨフを賛けしが爲豫て勅裁を仰げる二個の政策は共に許可せらる。其政策の一は軍港をヲホートスクよりベトロパフロンスクに移し西伯利小艦隊を組織する事一は黒龍江の北なるシュチャスタヤ灣に於てネウエルスキイの指定せる地に冬期の軍港を建設する事是なり。故にネウエルスキイは西



紀一八五〇年六月二十九日バイカル號に搭じて同灣に至りペトロフスコの軍港を設けしも其六月に至るまで氷を以て封鎖されるを見て満足せず自己の責任を以てスループ形小船に乗じて黒龍江を溯り江口より二十五露里の地に至りて費牙喀人の面前に於て露西亞の國旗を建て兵士五名を留めて之を守らしめ當時の露帝の威徳に因み名を此地に命じてニコライフスクと稱す時に八月六日にして實に露人黒龍江流域占領の第一着手たり。

ネウエルスキは親しくムラウイヨフに會して之を報告せんとイルクトスクに至りしに恰も軍港移轉の事業を監督して堪察加より歸着せるコルサコフ同府にあり而してムラウイヨフは召に應じて西上せる後なりしを以て相携へて露都に向ふ。ムラウイヨフの露都に着ししは西紀一八五〇年十一月にして時に露國政府は費牙喀委員會なるものを設け委員の過半数をネッセルローデの黨派より任命し之をして黒龍江口占領の問題を議せしむ。ネッセルローデ等はネウエルスキを以て國家の罪人なりと唱えニコライフスクの放棄を極論す。ムラウイヨフ熱心に之に反對ししも委員中同志少なく軍務大臣チエルニシエフの如きムラウ

イヨフを攻撃して『一身の爲に記念碑を建設せんとするものなり』となせり。數日の後ネッセルローデは議事録を造りてムラウイヨフも亦多數の意見を贊する旨を記ししかばムラウイヨフは議事録の記事實に違ふを附記す。茲に於て兩雄の軋轢益激烈に赴きしがネッセルローデの詭策は却て其信用を害し皇太子代りて會長となり西紀一八五一年一月一九日再び費牙喀委員會を召集す。ネッセルローデ等は再び反對論を唱えしも露帝はその議事録を一讀して曰くネウエルスキが東方になせる舉動は實に忠勇節烈にして苟も忠君愛國の士にわらざるよりは決してなす事能はざる處なりと勅命を下して曰く『一度露國の國旗を樹てたる地に於ては決して之を下す可らず』 When the Russian flag has once been hoisted it must not be lowered と但しニコライフスクを以て露米商會の所有地と認むるに決し且同時に之を清國に知照す可しと定む。

ムラウイヨフは茲に初めて黒龍江經略の基礎を得しかば更に百尺竿頭一步を進めて東、西伯利の軍備を擴張せんとす。當時此廣漠たる行政區域に於ける兵力は實に僅に四大隊に過ぎざりしを以てなり。然るにネッセルローデは痛く支那に對し



て恐怖の念を抱き且露國財政の豊ならざりし際なりしかば軍備擴張に反對するもの極めて多し。ムラウイヨフ論じて曰く露國にして若し東洋に於ける強國とならば優に支那の保護者たるの位置に立つを得む。且兵士の如きは必ずしも之を歐洲に仰ぐの要なし。尼布楚嶺山區附屬の農夫を以て哈薩克の兵籍に編入せば可なり。同地の農夫は眞に悲境にありて子々孫々奴隸的境遇を脱する能はず。服役二十五年の後放免せらるる流罪者こそ却て幸福なれ。故にムラウイヨフは之を悲境に救ひて軍備擴張の目的に供せんと欲ししなり。即ちムラウイヨフの計畫によれば従來既に配置編成せる哈薩克軍隊並に通古斯族布哩雅特族の軍隊を以て騎兵となし新に嶺山附屬の農夫男子二萬九千人中より哈薩克步兵十二大隊(各千人強)を組織せんとするにあり。西紀一八五一年四月二十七日ニコラス一世之に勅裁を與へ六月二十七日右に關する勅令を發し七月二一日新に後貝加爾州を設置す。八月二日ムラウイヨフはイルクトスクに歸任し間もなく親ら後貝加爾州に赴きて尼布楚の農夫を哈薩克兵に編入するの事業を監視し小汽船二艘をシムカ河に浮べて沿岸の防禦に充つ。

ネウエルスキイはムラウイヨフに先ちて極東に歸り西紀一八五一年八月九日を以て前年露國の國旗を建てし黒龍江畔の地に着しニコラインスクの地位を撰定す。翌年二月大尉ボシュニヤックをして一費牙喀人を案内者として薩哈連島の探検を爲さしめ四月其歸るを待ちて更に一隊の遠征隊を派して黒龍江を溯らしむ。以上の報告に基きネウエルスキイは黒龍江が北緯五十一度三十分の處に至りキシ湖と連絡し韃靼海峽のデカストリ灣と僅に一小山脈を隔つるに過ぎざるを知り其地の戰略上黒龍江の上流を扼するに足る可きを思ひ湖と灣との占領の必要を上申ししが政府の之に反對せん事を恐れ前例に倣ひて獨斷を以て之を實行するに決し同年の夏ボシュニヤックに命じてデカストリ灣に冬營を築かしむ。翌西紀一八五三年三月四日ボシュニヤック遂に同灣にアレキサンドロフスクの營所を置き同日露米商會の一社員はマリンスクをキシ湖畔に設く。ボシュニヤックはなほも南方海岸の探検を繼續し五月二三日北緯四十九度の處に於て良灣を発見しニコラス一世灣と命名す。現今帝灣と稱するもの是なり。ボシュニヤックの歸着後間もなく七月一二日バイカル號はベトロフスコーに着しムラウイヨフの公文



を齎らす。是露帝がデカストリ、キジ、並に薩哈連の占領を露米商會に命じし事を報じしものなり。ネウニルスキイは乃ち直ちにペトルフスコイを發し薩哈連の東岸に沿ひて南方に航し更に其西岸に沿ひて北方に進み七月二一日クヌナイ河の河口にイリンスクの營を設け六人の守兵を置く。是より更に對岸に轉じ八月一日帝灣にコンスタンチノフスクの寨を設け五日アレキサンドロフスクに七日マリンスクに至りて正式に同地を占領す。其後少佐ブッセはムラウイヨフの命により露米商會のニコライ號に乗じて薩哈連のアニツ灣に來り八十人の兵士と共に上陸してムラウイヨフスクを建つ。

斯の如くにして露人は西紀一八五三年に於て縫靱海峡の要港を占領し薩哈連島に屯營を設け黒龍江口にニコライフスクを建て同江を溯る事三百露里に及びし。もその地氣候凜烈にして從卒乏しく困難云ふ可からず。且海軍少將ブーチャチンの如くネッセルローデの命を受けて此侵略に反對するものあり。以て益此事に當れるネウニルスキイの功業の偉なるを思ふ可し。此頃偶々中佐アクトラ黒龍江の探險を卒へて露京に歸り其下流の支那領土にあらざるを報告ししよりネッセル

ローデ等は稍、ムラウイヨフ反對の熱度を減じしも未だ全く之に賛成するに至らず。時に恰も歐洲の風雲益、險惡に赴き露國と西歐との衝突旦夕に迫りしを以てムラウイヨフは是より先此年三月露京に至り東亞に於ける防備の必要を説き大に自己の抱負を行はんとす。説きて曰く西紀一八一二年以來露國の東亞政策は昏睡病に罹れりと。露帝ムラウイヨフの奏議を容れて四月一日露米商會に薩哈連島占領の權を與へ二二日一步を進めてデカストリ灣並にキジ湖の占領を許す。其結果は既に上文に記すが如し。此日又ブレヤ河以東の境界に就きて清國政府と交渉するに決ししが亞細亞事務省はムラウイヨフに謀らず六月一六日書を北京に送りて界標を黒龍江の左岸に建設せん事を交渉す。清國政府直ちに之に應じ尼布楚條約に基きゴルビツ、河畔に界標を立てんとし此年十一月使節庫倫に着す。恰克圖の市長レピンゲン、之と國境を議せんとししがムラウイヨフは元來外交の交渉を以て黒龍江左岸全部を得るの意なるが故に直ちに其輕舉を戒む。翌西紀一八五四年クリミア戰爭將に破裂せんとし東方の事益、忽にす可らざるに至りしかばムラウイヨフは其一月一日を以て奏議を採用せられて疆界談判の全權委員に任